

令和5年 第116回定例会

あわらし市議会会議録

令和5年6月9日 開会

令和5年6月30日 閉会

あわらし市議会

令和5年 第116回あわらし議会定例会 会議録目次

第 1 号 (6月9日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
特別委員会の継続審査中の調査事件について	9
報告第3号及び報告第4号の一括上程・提案理由説明	13
報告第5号から報告第8号の一括上程・提案理由説明	13
議案第30号及び議案第31号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	14
議案第32号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	16
議案第33号及び議案第34号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	17
議案第35号及び議案第36号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	19
議案第37号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	20
議案第38号及び議案第39号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	21
請願第1号から請願第3号の一括上程・委員会付託	21
散会の宣言	22
署名議員	22

第 2 号 (6月20日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条により出席した者	24
事務局職員出席者	24
開議の宣告	25
会議録署名議員の指名	25

一般質問	25
木下勇二君	25
一般質問	37
堀田あけみ君	37
一般質問	49
青柳篤始君	49
一般質問	57
平野時夫君	57
一般質問	67
北浦博憲君	67
一般質問	73
室谷陽一郎君	73
延会の宣言	84
署名議員	85

第 3 号 (6月21日)

議事日程	86
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条により出席した者	87
事務局職員出席者	87
開議の宣告	88
会議録署名議員の指名	88
一般質問	88
島田俊哉君	88
一般質問	96
山川知一郎君	96
散会の宣言	103
署名議員	104

第 4 号 (6月30日)

議事日程	105
出席議員	107
欠席議員	107
地方自治法第121条により出席した者	107
事務局職員出席者	107
開議の宣告	108
会議録署名議員の指名	108
議案第33号及び議案第34号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	108
議案第35号から議案第39号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	111

議案第40号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	115
請願第1号から請願第3号の一括上程・討論・採決	116
発議第5号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	119
議長辞職の件	121
議長の選挙	122
副議長辞職の件	124
副議長の選挙	125
常任委員の選任	127
議会運営委員の選任	128
広報編集特別委員の辞任	129
広報編集特別委員の選任	129
議会活性化特別委員の辞任	130
議会活性化特別委員の選任	130
環境対策調査特別委員の辞任	131
環境対策調査特別委員の選任	132
総合交通まちづくり調査特別委員の辞任	132
総合交通まちづくり調査特別委員の選任	133
坂井地区広域連合議会議員の選挙	135
福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	136
嶺北消防組合議会議員の選任	137
福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任	138
議案第41号の上程・提案理由説明・採決	138
議員派遣の件	139
閉議の宣告	139
市長閉会挨拶	140
議長閉会挨拶	140
閉会の宣告	141
署名議員	141

第116回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

令和5年6月9日（金）

午前9時30分開議

1.開会の宣告

1.市長招集挨拶

1.開議の宣告

1.諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 特別委員会の継続審査中の調査事件について

日程第 4 報告第 3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

日程第 5 報告第 4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

日程第 6 報告第 5号 令和4年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 7 報告第 6号 令和4年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 8 報告第 7号 令和4年度あわら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 9 報告第 8号 令和4年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度あわら市一般会計補正予算（第1号））

日程第13 議案第33号 令和5年度あわら市一般会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第34号 令和5年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第35号 あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第36号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第37号 財産の取得について
- 日程第18 議案第38号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第39号 市道路線の変更について
- 日程第20 請願第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第21 請願第2号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第22 請願第3号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願

（散 会）

出席議員（15名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	13番	笹原幸信
14番	山川知一郎	15番	北島登
16番	卯目ひろみ		

欠席議員（1名）

12番 八木秀雄

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	大角勇治	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	西川秀和	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	渡邊清宏	事務局長補佐	吉田さゆり
主事	鍛川昂志		

◎議長開会宣告

○議長（山田重喜君） ただいまから、第116回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午前9時30分）

◎市長招集挨拶

○議長（山田重喜君） 開会に当たり、市長から招集のご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 本日ここに、第116回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に入り、木々の緑が日ごと色を深めていく季節を迎え、道行く人の装いにも夏の気配が感じられるようになりました。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策が大幅に緩和され迎えた今年のゴールデンウィークには、芦原温泉春まつりや金津創作の森での「森のアートフェスタ」など市内各地で盛大にイベントが開催されました。

さらに、オープンしたばかりの「アフレア」や「道の駅蓮如の里あわら」、「芦原温泉街」にも多くの市民や観光客が集い、久しぶりに活気と笑顔にあふれる街を見ることができ、大変うれしく思ったところでございます。

今後は、このにぎわいを持続させるとともに、新幹線開業という100年に一度のビッグチャンスをしっかりつかみ、あわら市をワンステージ上に押し上げるための施策に取り組んでまいります。

次に、市政に関する取組状況などについて報告させていただきます。

初めに、デジタル推進委員の任命について申し上げます。

主にシニア世代を対象として、スマホ初心者や不慣れな方に操作方法などをサポートする「あわら市シニアスマホアンバサダー」6名が、デジタル庁からデジタル推進委員として任命されました。

市民の方々と自治体が連携した取組によりデジタル推進委員に任命されるのは県内で初めてのことであり、今年度は、各公民館で相談所を開設するほか、「キャッシュレスお買い物体験ツアー」などの新たな取組も始められたと聞いております。

引き続き、「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指して、ご協力いただきたいと考えております。

次に、あわら温泉開湯140周年記念事業について申し上げます。

去る4月18日に、今年、あわら温泉が開湯140周年を迎えることから、実行委員会を設立いたしました。

新幹線開業を迎える令和6年3月まで、誘客キャンペーンやにぎわい創出イベントを切れ目なく実施していくことが決定され、あわら温泉のにぎわい創出とともに、新幹線開業に向けた機運醸成を図ってまいります。

次に、トリムマラソンについて申し上げます。

去る5月21日に開催した第20回トリムマラソンには、全国から1,488人のランナーに参加いただき、新緑の風薫る市街地を駆け抜けていただきました。

今回、初めて金津中学校の生徒40名がボランティアとして大会運営にご協力いただいたほか、タレントの稲村亜美さんをゲストに迎え、親子の部に参加いただくなど、大会に花を添えていただきました。

ご協力いただいたあわら市スポーツ協会をはじめ、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

最後に、あわら市パートナーシップ宣誓制度について申し上げます。

6月1日にパートナーシップ宣誓制度を導入するとともに、株式会社MY FOOTの花華院姫子氏を市のパートナーシップ宣誓制度啓発大使に委嘱しました。

市民の皆様が、一人一人の個性と多様性を尊重し、安心して暮らせる住みよいまちづくり、未来に向けたまちづくりを進めてまいります。

さて、今定例会では、専決処分の報告に関するもの2件のほか、繰越計算書の報告に関するもの4件、専決処分の承認に関するもの3議案、補正予算に関するもの2議案、条例の制定に関するもの2議案、財産の取得に関するもの1議案、市道路線の認定・変更に関するもの2議案の合わせて10議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） 本日の出席議員数は、15名であります。

12番、八木秀雄君は欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（山田重喜君） 続きまして、諸般の報告を申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 事務局長。

○事務局長（渡邊清宏君） 諸般の報告をいたします。

本定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおりでございます。

次に、本定例会に市長より提出されました付議事件は、報告6件、議案10件でございます。

本定例会の説明出席者は、市長以下13名でございます。

以上でございます。

○議長（山田重喜君） 次に、特別委員会の所管事務調査について、その報告を求めます。

○議長（山田重喜君） 最初に、環境対策調査特別委員会について、委員長、14番、山川知一郎君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 環境対策調査特別委員会の行政視察を行いましたので、その件について報告をいたします。

今年2月15日、16日の2日間、愛知県の岡崎市と豊田市の視察を行いました。

1日目、愛知県岡崎市では、省エネ・創エネ・蓄エネ・調エネのまちづくりについての視察研究を行いました。

岡崎市は愛知県のほぼ中央に位置し、人口が約38万5,000人の中核都市で、産業別就労者の割合は一次産業が1%、二次産業が39%、三次産業が60%で、財政力指数は1.04と交付税の不交付団体であります。

岡崎市は2020年2月にゼロカーボンシティ表明を行い、同年3月には、市が51%を出資する株式会社岡崎さくら電力を設立、2022年11月に環境省から脱炭素先行地域の選定を受けています。脱炭素先行地域は、岡崎市の中心部の7町内会全域で脱炭素先行地域に選定されたことにより、補助率3分の2の交付金が今後5年間に50億円交付されるとのことです。この交付金を活用し、エリア内の住宅に太陽光発電や蓄電池、民間施設には高効率空調自家消費対応発電大型蓄電池の設置を促し、公共施設においても高効率空調自家消費対応発電大型蓄電池を設置し、EVカーシェアの事業に取り組むとのことです。

岡崎市はエネルギーの地産地消を目指していますが、エネルギーの地産の部分が課題となっています。岡崎市では、既存のごみ処理施設で発電し、その発電量は、当該地域の約50%の電力を供給しています。しかし、残り半分は外部電力に依存しており、発電量を増やすため、第三者所有モデル、いわゆるPPAの手法を使った大規模太陽光発電及び大容量蓄電池の整備——PPAの手法とは、太陽光発電事業者に市の屋根や土地等を貸すものがございます——及びバイオマス発電施設を計画していました。いずれも国の3分の2の交付金を活用し、事業者が設置施設を整備するため、岡崎市の負担はないとのことです。また、バイオマス発電の課題は、木材や剪定くずなどの原料の調達に岡崎市だけでは賄えないため、広域連携が必要とのことです。

次に、公用車EVシェアリングモデル事業を計画しており、これは軽自動車をEV化し、平日は公用車として、休日等は住民や事業者、観光客などが使用するとい

うものです。この事業は、車両はリース、運営は事業者に委託する方向で考えており、手続はスマホで全て完結できるように事業者と調整しているとのことでした。

最後に、岡崎市が出資している株式会社岡崎さくら電力ですが、燃料費高騰により、外部から購入する電気が高騰し、経営が厳しいため、今年から電気料金を固定制から市場価格連動制に変更し、経営の安定化を図るとのことです。事業を推進する上で大切なことは、最初に行政と地域住民、企業と連携して進める、長期的かつ具体的な計画を立てることが重要であると感じました。

2日目、愛知県豊田市では、とよたエコフルタウンについて視察研修を行いました。

豊田市は愛知県の北部に位置し、人口約41万9,000人の中核市です。自動車産業と共に成長発展し、近隣市町村との合併を経て産業都市と農山村が共生し、環境モデル都市として国から選定されています。

豊田市の実施しているとよたSDGsポイントは、買物、通勤、環境学習、ボランティア活動など様々な分野での環境配慮行動に対し、スマホアプリやカードにポイントがたまる仕組みで、ポイントはリサイクル商品との交換や加盟店舗で使えます。行政や協賛企業からの原資を得て約3万人が登録しているということです。

エコファミリー支援補助金は、次世代自動車を購入した場合、また、住宅に太陽光発電システム、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）及び家庭用リチウムイオン蓄電池を同時に設置した場合に補助を行っていました。HEMSは、電気の使用量が見える化でき、住民の省エネ意識が向上し、電気使用量の抑制に非常に効果があるとのことでした。

次に、トヨタ自動車の会員制カーシェアリングサービスを活用し、官民連携による公用車併用の新たなモデル構築に向け、実証事業を実施していました。2人乗りの電気自動車「C+pod」を、平日は市が公用車専用車両としてレンタルし、休日は通常のシェアリングカーとして利用するというものです。市民や市職員の反応は、C+podは非常に小さい車両であるため、運転や駐車が容易であると好評で、公用車管理の事務も軽減されているとのことでした。

最後に、豊田市は、無理なく無駄なく快適に続けられる低炭素社会の実現に向け、企業等が参画して取り組んでいるエコフルタウン低炭素社会モデル地区を開設し、交通、林業、産業、生活の分野における省エネルギー、再生可能エネルギーの普及促進を図っています。予約制でガイドツアーが用意されており、10年先、50年先を見据えた取組を体験することができます。私たちもガイドツアーに参加しましたが、環境対策の重要性を認識でき、快適に続けられる低炭素社会の生活のイメージをつかむことができました。そして、省エネや脱炭素社会に対するモチベーションが向上しました。

以上、2か所の視察で共通して感じたことは、政府は2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、あわら市も令和4年4月にあわら市ゼロカーボンシティ宣言を行っていますが、我々の生活は以前とほとんど変化がなく、地球

温暖化といっても行政任せで、他人事の様相を呈しているということです。この問題を解決するためには、エネルギーを使う人の意識を変化させる必要があります。人の意識を変えるきっかけを提供している両市の取組は素晴らしいと感じました。省エネ運動は一人一人の意識の変化が必要であり、脱炭素社会の実現を自分事と捉えてもらうためにも、豊田市が実施しているようなポイント制度は身近にできる制度として有効であると感じました。

以上、2か所の視察研修は、今後の参考として大いに役立つ内容であり、有意義であったことを報告いたします。

以上、当委員会の行政視察の報告とします。

○議長（山田重喜君） 次に、総合交通まちづくり調査特別委員会について、委員長、13番、笹原幸信君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 13番、笹原幸信君。

○13番（笹原幸信君） 総合交通まちづくり調査特別委員会の行政視察報告を申し上げます。

総合交通まちづくり調査特別委員会の行政視察を、令和5年2月7日、8日の2日間の日程で行いましたので、概要を報告いたします。

1日目は静岡県静岡市議会で行いまして、しずおかM a a Sについての視察を行いました。

静岡市は静岡県の中部に位置し、人口約68万人を抱える静岡・浜松大都市圏を構成する都市です。

静岡市は市街地部、郊外部、山間部と市域を3つに大別することができ、例えば、中山間部では高齢化の進行する中山間地が存在するなど、市域によって異なる環境を持ち合わせていました。そのために、市域ごとに抱える交通課題も様々な状況であった静岡市は、しずおかM a a Sという地域主導型の官民連携型コンソーシアムを発足し、市域ごとに適した移動サービスを模索する取組を行っていました。

しずおかM a a Sでは、幹事会と呼ばれる行政、交通、観光、商業、福祉、金融の6つの分野の代表団体を中心に、技術会員と呼ばれる民間企業の協力の下、静岡市域を実験フィールドとした交通実証実験を行っていました。主な交通実証実験では、一定のエリアをA I搭載車で人を移動させるもので、令和元年度は市街地部、令和2年度は市街地部と郊外部、令和3年度は山間部と、年度ごとに実験エリアをスライドさせながら実験に取り組んでおり、前年度の実験で得た経験を基に、次年度の実験精度を向上させていました。このうち山間部における実験は、移動サービスの少ない中山間地域の高齢者を対象としたもので、中山間地域や高齢者をメインターゲットに据えている点から、その過程や結果は学ぶ基点が多く含まれているものと感じました。

2日前、静岡県浜松市議会では、浜松版M a a S構想についての研修を行いました。

浜松市は静岡県西部に位置し、静岡県最大の人口約79万人が居住する大都市です。その一方、地域の約5割がみなし過疎地帯であるなど、浜松市は政令指定都市でありながらも、全国の市町村が抱える課題や環境を凝縮した国土縮図型都市とも呼ばれているそうです。

これに応えるように、浜松市は日本全体のモデルになることを掲げた上で、浜松版MaaS構想を策定し、交通行政の発展に取り組んでいることを伺いました。

浜松版MaaS構想では、2020年から2044年の24年間という構想期間を定めた上で、ヒト・モノ・コトをモビリティでつなぐことを目標に、交通課題を喫緊の課題と未来への課題に分類し、課題への対応に取り組んでいました。その上で、浜松市は多数のモビリティ関連企業が参画する浜松市モビリティサービス推進コンソーシアムを設立し、中山間地域での医療MaaSやテレパークの整備を実現していました。また、ドローン物流の実証実験に取り組むほか、自動車会社のホンダやスズキと協力し、交通事故データの分析による事故減少にも取り組んでいました。

以上、両市の取組は、MaaSの動きが加速する中で、交通行政の可能性を引き出すための特殊なアプローチを示しており、あわら市にとっても参考にすべき事例が多いものであったことを結びとし、当委員会の行政視察の報告といたします。

以上であります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、平野時夫君、9番、毛利純雄君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山田重喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの22日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月30日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

◎特別委員会の継続審査中の調査事件について

○議長（山田重喜君） 日程第3、特別委員会の継続審査中の調査事件についてを議題といたします。

○議長（山田重喜君） お諮りします。

環境対策調査特別委員会並びに総合交通まちづくり調査特別委員会の中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会に付託中の調査事項について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。

○議長（山田重喜君） 最初に、環境対策調査特別委員会について、委員長、14番、山川知一郎君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 環境対策調査特別委員会の中間報告を申し上げます。

この特別委員会は、令和3年9月議会において、市民の健全な生活環境を守ることや自然環境を適正に保全することなど、総合的な環境対策に関し調査することを目的に、7名の委員をもって設置されました。これまで行政視察を含め5回の委員会を開催し、市内の環境保全に関しての現状やその対策について調査研究を行ってまいりました。

以下、その経過と結果について申し上げます。

第1回目の委員会は、令和4年1月24日に開催いたしました。今後どのようにこの委員会を進めていくかについて協議し、現地調査については、過去にも何度か実施しているが、対応が進んでいるところと進んでいないところがあるので、市で罰則がある条例を制定するなど踏み込んだことをしていけないといけないのではという意見がありました。特に産業廃棄物関係は、県と市では権限が異なるため、委員会として県に強く要請すべきである。また、理事者からの説明や研修だけでなく、問題点を整理し、重点的に調査を進めたほうがよいのではとの意見がありました。

第2回目の委員会は、令和4年5月9日に開催いたしました。毎年、土砂採取と産業廃棄物についてやっているが進んでいない。それよりもゼロカーボンシティへの取組について考えたほうがよいのではないかという意見に対し、やるべきことをやった上で新しいことを考えるべきではないかとの意見がありました。問題点を全部議論していくと進まないため、特に産業廃棄物の不法投棄を中心に、県へ調査や処分の要請をしていくなど、解決に向け動かなければならないことを確認しました。

第3回目の委員会は、令和4年5月27日に開催いたしました。不法投棄や産業廃棄物の現状について担当課からの説明を受けた後、委員から、元土木業者が所有していた建屋内にある産業廃棄物について、県のほうで処分するよう強く要請していくべきであるとの意見がありました。また、市が産業廃棄物を処分することができるのかとの質問に対し、市民生活上、行政が処分すべきであると判断すれば、市費の持ち出しの可能性もある。今後も産業廃棄物の対応については重点事項として県へ要望していくとともに、県と連携を取りながら取り組みたいと答弁がありまし

た。

4回目は、令和4年7月12日に開催し、元土木業者所有地の産業廃棄物について県の担当課から説明を受けました。県の説明によると、現在、建屋内にある廃棄物は、生活環境保全上支障が生じる場合は対応するが、現時点ではそのような状況ではないため、廃棄物の調査も撤去もできないとのことでした。委員からは、もう少し踏み込んで調査し、事故が起こる前に措置をすべきだとの意見が出ました。その後、市内の現地調査を行いました。

続いて、今年に入り、2月15日から16日にかけて行政視察を行いました。先ほどこの件については報告をいたしましたので、割愛させていただきます。

当委員会を設置してから、主に不法投棄、産業廃棄物についての説明や現地調査をしてきました。委員会として、現地視察を実施したことにより産業廃棄物が撤去された現場もあることから、今後も監視を続けることが大切だと認識しました。

また、今後の課題として、ゼロカーボンシティを目指す取組について検討していくことが必要であると考えています。

以上、環境対策調査特別委員会の中間報告といたします。

○議長（山田重喜君） 次に、総合交通まちづくり調査特別委員会について、委員長、13番、笹原幸信君、報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 13番、笹原幸信君。

○13番（笹原幸信君） 総合交通まちづくり調査特別委員会の中間報告をいたします。

総合交通まちづくり調査特別委員会は、令和3年9月議会において、新幹線まちづくりに関することや並行在来線に関するもののほか、その他交通まちづくり全般に関するものの調査研究を行うことを目的に、8名の委員をもって設置されました。これまで行政視察を含め5回の委員会と1回の要望活動を行い、交通行政について協議を進めてまいりました。

以下、その経過報告を申し上げます。

第1回の委員会は、令和4年1月26日に開催し、当委員会における今後の調査研究事項について協議を行いました。その中で、具体的な事項として、県道水口牛ノ谷線と県道トリムパークかなづ線について、当委員会から県に要望してはどうかとの意見がありました。まず案としまして、三国土木事務所に陳情していきたいとの方向性が示されました。

第2回目の委員会は、令和4年5月12日に開催しました。県道水口牛ノ谷線と県道トリムパークかなづ線に関して、三国土木事務所に要望を行うために、その事業内容や進捗状況等について担当課に説明を求めました。担当課からは、県道水口牛ノ谷線については残工事のほとんどが盛土工事であり、工事さえ始まれば早期に工事が終了すると思われるとの見解が示されました。また、県道トリムパークかなづ線については、令和4年度に用地買収が終われば長大橋に対する事業費が計上されると思われるとの見解が示されました。

第2回目の委員会を踏まえて、令和4年5月31日に、委員4人と議長の計5人で三国土木事務所において陳情を行いました。三国土木事務所からは、事務所長、次長、課長、担当者2名の計5人の方に同席をいただき、陳情に対する説明を伺いました。その中で、県道トリムパークかなづ線と県道水口牛ノ谷線は、JRがあと1年ほどで資産を手放す段階のため、JRとは交渉ができず、代わりにハピラインふくいと交渉せざるを得ない。また、ハピラインふくいは会社組織がまだ決まっていないため、なかなか交渉ができないとの回答がありました。菅野の買収が終われば土地の買収は大体終わる。なお、橋梁工事が始まれば多額の予算がつくと思われるため、進捗が早まるとの回答がありました。また、橋梁には融雪装置を設置するよう要望いたしました。なお、県道水口牛ノ谷線は既に関買が終わっているとのことで、現在、ボックスカルバート工事を進めており、ハピラインふくいとは立体交差部分の交渉を進めなければならないとの回答がありました。今後も委員会として陳情を継続して実施していきたいと思っております。

第3回目の委員会は、令和4年8月1日に開催し、JR芦原温泉駅周辺の空き地対策と福井県並行在来線、ハピラインについて担当課に説明を求め、協議を行いました。

まず、JR芦原温泉駅周辺の空き家対策について、担当課から、街なみ環境整備事業補助金について、主に店舗の外観を市の景観整備指針に合った改修をする場合に補助金を交付する制度であるとの説明がありました。その上で、助成制度、創業関連の問合せ及び相談状況については、相談後に連絡がないことが多く、相談内容が具体的でない場合には追跡調査は行っていないということでした。

次に、福井県並行在来線、ハピラインふくいについて、営業区間は、大聖寺駅に場内信号があるため、大聖寺駅までの区間の運行管理を県がするというものであります。また、固定資産税収につきましては、あわら市では年間約4億1,400万円が見込まれるとのことでした。JRからハピラインに対する資産の譲渡金額は、鉄道資産である土地、線路、駅舎で60億円と旅客営業車両16編成等で10億円の合計70億円と、開業前の設備投資資金として指令の分離や事務所設備経費の40億円、合計110億円をJRに支払うとのことでありました。鉄道資産につきましては、不要な資産は撤去し、譲渡資産全般については、JRにおいて点検調査を行い、修繕、改良を行った上で譲渡を受けることを確認しました。

第4回目の委員会は、令和5年1月31日に開催しました。当委員会の行政視察の実施に先立ち、Ma a Sについて担当課に説明を求め、協議を行いました。その後、行政視察の実施に向け、種々の協議を行ったところであります。

最後に、令和5年2月7日から8日にかけて、Ma a Sをはじめとした交通行政について、静岡市と浜松市を視察しました。詳細については先ほど報告いたしましたので、割愛させていただきます。

このように、当特別委員会では、2年間、調査事項である新幹線まちづくり、並行在来線、その他交通まちづくり全般に関する調査研究を行い、交通行政とまちづく

りの発展に貢献することを目標として活動してまいりました。しかし、解決しなければならない課題はまだ山積しています。今後も引き続き、市の将来をよりよいものにするため、さらなる努力を重ねていきたいと考えております。

以上、総合交通まちづくり調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（山田重喜君） これより各委員長の報告に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

よって、各特別委員会の中間報告は、これをもって終了いたします。

◎報告第3号及び報告第4号の一括上程・提案理由説明

○議長（山田重喜君） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、日程第5、報告第4号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、以上の報告2件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました報告第3号及び報告第4号の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、本年1月29日に、除雪車で市道33号線を走行中、対向車に進路を譲るため退避した際に、道路際の畑に設置された相手方のビニールハウスに接触し、損傷させたため、修繕に係る損害賠償の額について、4月18日付で専決処分を行ったものであります。

報告第4号につきましては、本年2月3日に、除雪車でトリムパークかなづ敷地内を除雪中、歩車道境界ブロックに接触し、損傷させたため、修繕に係る損害賠償の額について、4月20日付で専決処分を行ったものであります。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（山田重喜君） 報告第3号及び報告第4号は、これをもって終結いたします。

◎報告第5号から報告第8号の一括上程・提案理由説明

○議長（山田重喜君） 日程第6、報告第5号、令和4年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7、報告第6号、令和4年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第8、報告第7号、令和4年度あわら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、日程第9、報告第8号、令和4年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、以上の報告4件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) ただいま上程されました報告第5号、令和4年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第8号、令和4年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての4件について、提案理由を申し上げます。

報告第5号につきましては、一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、総務費において、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金で440万1,100円、民生費において、保育対策総合支援事業で90万円、衛生費において、出産・子育て応援事業で1,612万3,000円、農林水産業費において、農道保全対策事業負担金など4事業で1億1,305万4,000円、商工費において、西口広場活用促進事業など2事業で5,000万円、土木費において、芦原温泉駅周辺整備事業など6事業で3億3,676万5,906円、災害復旧費において、農業用施設災害復旧事業で103万6,950円の合計16事業で5億2,228万956円を令和5年度への繰越額として決定したものであります。

この財源といたしましては、国県支出金1億6,351万1,000円、地方債2億490万円、諸収入等9,631万3,100円、一般財源5,755万6,856円を計上しております。

報告第6号につきましては、公共用地先行取得事業特別会計において、国道8号金津道路事業で3億8,640万円を令和5年度への繰越額として決定したものであります。

この財源といたしましては、地方債3億8,640万円を計上しております。

報告第7号につきましては、水道事業会計において、資本的支出の建設改良費で配水設備改良4,540万5,000円を令和5年度への繰越額として決定したものであります。

この財源といたしましては、企業債4,240万円、損益勘定留保資金300万5,000円を計上しております。

報告第8号につきましては、公共下水道事業会計において、資本的支出の建設改良費で九頭竜川流域下水道事業建設負担金4,626万1,000円を令和5年度への繰越額として決定したものであります。

この財源といたしましては、企業債4,620万円、損益勘定留保資金6万1,000円を計上しております。

以上、報告いたします。

○議長(山田重喜君) 報告第5号から報告第8号は、これをもって終結いたします。

◎議案第30号及び議案第31号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

○議長(山田重喜君) 日程第10、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて

て（あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について）、日程第11、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、以上の議案2件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第30号及び議案第31号の専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

議案第30号につきましては、あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正内容といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割について、電気自動車等に係るグリーン化特例を延長する改正や、個人市民税において、令和6年度から森林環境税が賦課徴収されることに伴い、規定を整備するなどの改正を行ったものです。

議案第31号につきましては、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税額の算定に用いる基礎課税額について、限度額の上限を引き上げる改正や、軽減措置の所得判定基準を改正するなどの所要の改正を行ったものです。

以上、2議案につきまして、よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっております議案第30号及び議案第31号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 議案第30号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について）討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (山田重喜君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (山田重喜君) 賛成全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長 (山田重喜君) 議案第31号、専決処分の承認を求めることについて(あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 討論なしと認めます。

○議長 (山田重喜君) これより議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (山田重喜君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (山田重喜君) 賛成多数です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第32号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長 (山田重喜君) 日程第12、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度あわら市一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

○議長 (山田重喜君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長 (森 之嗣君) ただいま上程されました議案第32号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度あわら市一般会計補正予算(第1号))の提案理由を申し上げます。

本案は、国の施策に基づき、食費などの物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給に要する経費2,570万円を計上し、補正後の予算総額を145億2,570万円としたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金を計上しており、4月20日付で専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (山田重喜君) 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長 (山田重喜君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） ただいま議題となっています議案第32号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） これより討論、採決に入ります。
- 議長（山田重喜君） 議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度あわら市一般会計補正予算（第1号））について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） これより議案第32号を採決します。
- 本案は、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

- 議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 議長（山田重喜君） 賛成全員です。
- したがって、議案第32号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（山田重喜君） 暫時休憩をいたします。再開は10時40分といたします。
- （午前10時28分）

-
- 議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- （午前10時40分）
-

◎議案第33号及び議案第34号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

- 議長（山田重喜君） 日程第13、議案第33号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第34号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上の議案2件を一括議題といたします。
- 議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
- （「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。
- 市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第33号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第2号）及び議案第34号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

議案第33号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出でそれぞれ2億238万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14

7億2,808万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものからご説明いたします。

まず、総務費では、地域活性化推進費で、休校利活用計画策定業務委託料319万円、戸籍住民基本台帳費で、キャッシュレス決済関係事業として106万1,000円を計上いたしております。

民生費では、こども園費で、保育対策総合支援事業費補助金201万8,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付費で、低所得者世帯支援給付金事業5,756万6,000円を計上いたしております。

衛生費では、保健費で、不妊治療費助成金290万円を計上いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金720万6,000円、初期投資促進事業補助金1,128万6,000円を計上いたしております。

商工費では、商工振興費で、商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金1,000万円を計上いたしております。

土木費では、道路橋梁新設改良費で、道路改良事業2,970万6,000円、都市計画総務費で、道路改良工事1,349万8,000円を計上いたしております。

消防費では、災害対策費で、集会施設耐震改修事業補助金500万円を計上いたしております。

教育費では、体育施設費で、B&G海洋センター体育館改修工事4,400万円を計上いたしております。

災害復旧費では、農業用施設災害復旧費で、災害復旧事業補助金47万7,000円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

まず、国庫支出金では、総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,756万6,000円、デジタル田園都市国家構想推進交付金280万7,000円、土木費国庫補助金で、防災・安全社会資本整備総合交付金1,740万円を計上いたしております。

県支出金では、農林水産業費県補助金で、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金720万6,000円、初期投資促進事業補助金1,128万6,000円を計上する一方で、新規就農者育成総合対策補助金375万円を減額いたしております。

繰入金では、森林環境譲与税基金繰入金110万円を計上いたしております。

繰越金では、前年度繰越金3,898万9,000円を計上いたしております。

諸収入では、地域海洋センター修繕助成金2,680万円、北陸新幹線関連事業補償金1,349万8,000円を計上いたしております。

市債では、土木債で、社会資本整備総合交付金事業（舗装改良事業）1,350万円を計上いたしております。

議案第34号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入の補助金で、一般会計補助金100万円を計上する一方、

企業債で、公共下水道事業債 110 万円を減額しております。

資本的支出では、建設改良費で、都市排水路浸水対策工事が補助事業に採択されたことから、管渠建設費単独から管渠建設費補助への目間の移動を行っております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金 10 万円を計上するなどし、収支の調整を行っております。

以上、2 議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） ただいま議題となっております議案第 33 号及び議案第 34 号の 2 議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

◎議案第 35 号及び議案第 36 号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（山田重喜君） 日程第 15、議案第 35 号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 16、議案第 36 号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案 2 件を一括議題といたします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第 35 号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 36 号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

議案第 35 号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備、いわゆるスマートフォンを使用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書等の交付を行うため、改正を行うものであります。

議案第 36 号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、劔岳公民館改修工事に伴い、部屋の名称を変更する等の改正を行うものであります。

以上、2 議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（山田重喜君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。
- 議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） ただいま議題となっています議案第35号及び議案第36号の2議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会、産業建設教育常任委員会にそれぞれ付託します。

◎議案第37号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

- 議長（山田重喜君） 日程第17、議案第37号、財産の取得についてを議題といたします。
- 議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）
- 議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。
- 市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第37号、財産の取得についての提案理由を申し上げます。

除雪ドーザの購入につきましては、去る5月25日に条件付一般競争入札を執行いたしました。その結果、「コマツサービスエース株式会社」が落札し、同社と6月1日に仮契約を締結したところであります。

つきましては、落札事業者と本契約を締結いたしたく、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（山田重喜君） 上程議案に対する質疑を許可します。
- 議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） ただいま議題となっています議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） これより討論、採決に入ります。
- 議長（山田重喜君） 議案第37号、財産の取得について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） これより議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。
(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (山田重喜君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (山田重喜君) 賛成全員です。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第38号及び議案第39号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長 (山田重喜君) 日程第18、議案第38号、市道路線の認定について、日程第19、議案第39号、市道路線の変更について、以上の議案2件を一括議題といたします。

○議長 (山田重喜君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長 (森 之嗣君) ただいま上程されました議案第38号、市道路線の認定について及び議案第39号、市道路線の変更についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、市道路線の認定については、道路区域の見直しに伴い、市道田中々二面線と市道芦原金津線を連絡する歩道橋を歩行者の専用道路として認定するものであります。

議案第39号、市道路線の変更については、あわら湯のまち駅北側ロータリーに係る道路区域の見直しに伴い、市道芦原三国線及び市道芦原金津線を延長するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 (山田重喜君) 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長 (山田重喜君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 質疑なしと認めます。

○議長 (山田重喜君) ただいま議題となっています議案第38号及び議案第39号の2議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、産業建設教育常任委員会に付託します。

◎請願第1号から請願第3号の一括上程・委員会付託

○議長 (山田重喜君) 日程第20、請願第1号、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出を求める請願、日程第21、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願、

日程第22、請願第3号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

○議長（山田重喜君） 以上の請願3件については、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

◎散会の宣言

○議長（山田重喜君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、6月20日は午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。大変お疲れさまでございました。

(午前10時56分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和5年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第116回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和5年6月20日(火)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(延 会)

出席議員（15名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	13番	笹原幸信
14番	山川知一郎	15番	北島登
16番	卯目ひろみ		

欠席議員（1名）

12番 八木秀雄

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	大角勇治	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	西川秀和	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	渡邊清宏	事務局長補佐	吉田さゆり
主事	太田菜緒		

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の出席議員数は、15名であります。

12番、八木秀雄君は欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、平野時夫君、9番、毛利純雄君の両名を指名いたします。

◎一般質問

○議長（山田重喜君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇木下勇二君

○議長（山田重喜君） 通告順に従い、4番、木下勇二君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、4番、木下勇二、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、本日、あわら市の中学校部活動の地域移行と不登校対策について、2項目、質問させていただきます。分割質問分割答弁方式で行いますので、よろしくをお願いします。

まず、教育行政の中学校の部活動の地域移行についてお伺いします。

この件については、昨年度5回開催されました地域移行に係る検討委員会の提言により今年4月から既にスタートしており、地域移行の受皿として総合型地域スポーツクラブ「あわらトリムクラブ」とすることなど、3項目の提言を受けて進められているものと承知いたしております。

令和5年度で先行するモデルの部活動は、陸上、剣道、女子バスケットボール、女子ソフトボール、バドミントン、新体操、卓球で金津・芦原の両校で10部活とし、スポーツ課に推進室を設けて、金津・芦原中学校それぞれにコーディネーターを配置し、これらを連携することとして、既にこの体制は整っており、実施されているものと承知いたしております。

中学校の部活動の地域移行については、昨年6月6日にスポーツ庁から、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が発表され、令和5年度から令和7年度までの3年間を目途に、まずは公立中学校の休日の部活から地域移行を進めるとの内容

が示されたところであります。

運動部活動の課題としましては、近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しています。中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行する中、競技経験のない教師の方々が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担となっており、また地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携、協働が十分でない状況となっております。

教員の成り手が少ないと言われている昨今、教員の働き方改革の一環として今回の課題を解決するため、部活動を外部へ委託することで教員の負担を軽減することを主な目的といたしております。

私は、学校の授業と部活動を両立し文武両道の心を養い、心と体を成長させるのが日本の教育の在り方だと考えます。そして、今回の運動部活動の地域移行はあくまでも学校教育であり、極めて重要なことだと思っております。

そこで、4月から地域移行のモデル事業が始まりましたが、どのような課題が出ているのかお伺いします。

また、この地域移行について、冒頭で申し上げましたとおり、受皿として総合型地域スポーツクラブである、あわらトリムクラブとすることで進められていると思いますが、このあわらトリムクラブについて、この組織の概要についてお伺いしたいと思います。

部活動の地域移行として、このトリムクラブの指導員の方々が中学校部活動の指導に当たるとは思いますが、令和5年度には休日の部活動の地域移行のモデル部活として、芦原中学校で4部活、金津中学校で6部活、スポーツ系部活、計10部活の地域移行の実施予定となっております。

今後3年間で部活動が文化部を含めて金津・芦原両中学校で27部活に増えた場合、さらには、令和8年度には次のステップとなる休日の完全移行がスタートして、あわせて、平日の部活の地域移行についてもモデル実施検証となる予定となっております。その場合、より多くの指導員の方々が必要になるとは思いますが、この変化に対応するためには、あわらトリムクラブの組織をもっと強化増強する必要があると思っておりますが、考え方を伺います。

以上、私の1回目の質問といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) まず、1点目の地域移行のモデル事業が今年度から始まったが、どのような課題等が出てきているかとのお質問にお答えいたします。

教育委員会では、あわら市部活動の地域移行に係る検討委員会の提言を踏まえ、令和7年度末までに休日の部活動の地域移行完了を目指しています。

今年4月からは、7種目の部活動について、あわらトリムクラブの指導者が休日の部活動を指導するモデル事業を実施しております。

このモデル事業が始まり、およそ2か月半が経過しましたが、これらの部活動では、より専門的な指導が行われているほか、剣道部では、部員数の少ない金津中学校が芦原中学校と合同で活動しており、お互いに新たな刺激を受けることで、練習によい効果をもたらしております。

現在は、モデル事業も順調に進んでおりますが、4月頃には、他の部活動との活動場所の調整や、顧問の教員と指導者や保護者との連絡調整が複雑になるといった課題がありました。

そのため、この調整を、今年度より両中学校に配置している地域コーディネーターが主体的に対応する仕組みに改善しました。

今後、モデル事業を進める中で様々な課題が浮かび上がってくると思いますが、それらの課題に対しては、地域移行の受皿となるあわらトリムクラブ内に新たに設置する運営委員会の中で検討してまいりたいと考えております。

この運営委員会は、地域移行に係る諸課題について調査、検討することを目的とし、スポーツ協会や各種競技団体、文化団体等で構成する予定であります。

各関係団体との連携を図りながら、地域移行を前に進めていきたいと思っております。

次に、2点目の地域移行の受皿であるあわらトリムクラブの概要はとのご質問にお答えいたします。

あわらトリムクラブは、子どもからお年寄りまで、誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指すとともに、健康で豊かな生活と活力に満ちた魅力的なまちづくりに寄与することを目的に平成22年に創設した総合型地域スポーツクラブです。

このクラブでは、ヨガやエアロビクスなどの健康づくりを目的とした教室をはじめ、小中学生を対象とした縄跳びやダンス教室など、それぞれの年齢層に合わせて約30種類の教室を開催しています。

令和5年5月末現在の会員数は232名であり、会員から選出された会長をはじめとする役員20名により運営されています。事務局は農業者トレーニングセンター内にあり、3名の事務局員が勤務しています。

収入としては、会員の会費や教室の参加料のほか、農業者トレーニングセンターの管理委託料などがあり、事務局員人件費や指導者への謝礼などの経費をその収入で賄っております。

次に、3点目の今後より多くの指導者が必要となると思うが、地域移行受皿のあわらトリムクラブの組織の強化はどのように考えているかとのご質問にお答えいたします。

今後、全ての部活動の休日の地域移行が完了した後は、平日の地域移行を進めていきますが、議員ご指摘のとおり、より多くの指導者が必要となってきます。

また、指導者の確保以外にも、指導者の派遣や練習日程の調整、謝礼の支払い、会費の徴収など、様々な業務が新たに発生いたします。

このため、当面は、今年度、新たにスポーツ課内に設置した部活動地域移行推進

室において、これらの業務を所管いたします。

今後、地域移行を進めるに当たり、その業務を新たにトリムクラブに移管していきますが、例えば、地域移行コーディネーターをあわらトリムクラブの事務局へ配置するなど、組織強化を図っていく予定です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再質問させていただきます。

先ほども述べさせていただきましたが、部活動の地域移行は4月1日から先行して金津・芦原両中学校でモデル部活がスタートし、令和8年度までに合わせて27の部活が地域移行するものだと思っております。今後、この部活動の地域移行を進める中で、生徒や父兄の皆さんの意向で増やしていく考えはあるのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) それでは、お答えをさせていただきます。

地域移行でございますが、まずは、既存の部活動の移行をしっかりと進めてまいります。その上で、生徒や保護者のニーズに沿った活動や選択肢を増やしていきたいと考えています。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 今回の部活動の地域移行をすることで、学校教育と部活動の連携が図れるのか、生徒に生きる力を育むことができるのか、誰が責任を持って子どもたちを力強く育てていくのか、行き過ぎた指導、いわゆるスポーツパワハラの把握ができるのか、大変不安でございます。この点についてどうお考えなのかお伺いします。

部活の指導についてはトリムクラブの指導員の方々が行うと思いますが、教員の関わり方は、当然、これまでと変わることになると思います。生徒に対して地域移行した外部指導員では、教育的指導はできないと思いますが、この点についてどう対処されるのかお伺いいたします。

また、地域移行後の生徒、教員と外部指導員との関わり方についてどのようになるのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 地域移行を進める上で、学校と受皿になりますあわらトリムクラブ、そして、教育委員会が協働しまして、連携することが重要であるというふうに考えております。

このため、両中学校に配置している地域移行コーディネーターが連携を密にしながら、その役割を果たしていくこととなります。

また、これまで学校教育の中で部活動が果たしてまいりました、スポーツや文化に親しむ中で、責任感や連帯感、友情を深めるといった人間形成などの教育的意義や役割については、地域移行後においても継承していく必要がございます。

このほか、議員ご指摘の様々な懸案事項についても、先ほどの答弁で申し上げました運営委員会において十分に検討してまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) ただいまの答弁で、設置する運営委員会で懸案事項を検討していくということであります。

教育委員会が考えている地域移行の仕組みの中で、生徒さんの保護者の方は今後どのように関わっていくのかお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 地域移行後の各クラブの活動について、指導者がその全てを担うのではなく、保護者にも関わりをいただく姿が、地域移行の姿でございます。

例えば、用具の運搬や大会の引率、会計事務などのサポートが考えられますが、これら以外にも、活動における様々な課題などを保護者と共有し相談のできる保護者会や育成会のような組織づくりが必要でございます。

このため、今年度のモデル事業の部活動の保護者との話し合いを進めながら、支援体制の構築について検討してまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再質問させていただきます。

今年度当初予算において、この地域移行についての人件費や運営費など1,550万1,000円の予算計上をしております。今後部活動が増えた場合、想定27部活が増えた場合、また、令和8年度から平日においても地域移行をした場合、その経費は総額幾ら見込んでいるのかお伺いします。

さらには、この地域移行の費用について、国または県から補助の増額がないかお伺いします。

また、この地域移行をすることによって、父兄の会費負担や保険料負担など、部活動に係る費用負担が生徒のご家庭に経済的負担になることがないかお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) まず、全ての休日の部活動を地域移行した場合の経費の見通しでございますが、コーディネーター人件費や指導者謝礼のほか、あわらトリムクラブの運営費など、年間でおおよそ2,200万円の経費を見込んでいます。

また、全ての部活動を休日、平日ともに地域移行した場合については、年間でお

よそ3,200万円の経費を見込んでいます。

なお、今年度のモデル事業については、財源として県補助金334万円を活用いたします。さらに、国の委託料が今後追加される見込みです。

次に、地域移行後の各ご家庭の費用負担ですが、用具や消耗品などの部費相当の費用に加えまして、新たに指導者謝礼や保険料が生ずる見込みです。

今年度のモデル事業では、保険料以外は公費で負担していますが、今後の保護者負担については、国や県の動向を見ながら、過度な負担とならないように検討してまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 国の補助金が今後、追加されるということではありますが、今年度に追加交付されるのですか。お伺いしたいと思います。

あわせて、来年度以降の国、県の財政支援は見込みがあるのかお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 今年度の当初予算編成時においては、国の支援制度は示されませんでした。国は地域移行の課題解決に取り組む実証事業を今年度を実施するとしまして、その取組を行う市町村に対し委託料を交付するとの内示が、5月に示されたところでございます。この委託料は年度内に交付される見込みです。

来年度以降の国や県の財政支援の内容はまだ不透明な段階でございますので、今後も引き続き国や県に対して要望を行ってまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再質問させていただきたいと思います。

次に、文化部の地域移行についてお伺いします。文化部についても、あわらトリムクラブが受皿となるとお聞きしておりますが、文化部とスポーツ部を両方あわらトリムクラブで受け入れるのは、ちょっと無理があるのではないかと私は思います。

そこで、文化部については文化団体等に移行するのはいかがでしょうか。例えば、あわら市には文化協議会があり、そこには市内で活動する文化系の教室もたくさんあります。大変優秀な指導者の方もたくさんいるところであります。この方々をお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 総合型地域スポーツクラブの設立目的の一つとして、文化活動を含めた幅広い活動プログラムの提供ということが掲げられているところでございます。そのため、文化部についても、運動部同様、あわらトリムクラブが受皿となります。

運動部と文化部の地域移行の窓口をあわらトリムクラブに一本化することで、各部活動に関する事務を集約することができるという効果もございます。

また、文化団体等の関わりについては、あわらトリムクラブ内の運営委員会への参画や指導者の派遣などのご協力をいただきたいというふうに考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 今回の中学校の部活動の地域移行については、スポーツ庁、文化庁ともに令和5年度から令和7年度までの3年間を目途に、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本としております。平日の部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、さらなる部活動の地域移行を推進してほしいと思います。これで中学校の部活動の地域移行についての私の一般質問は終わります。

次の質問に移りたいと思います。

次に、教育行政のうち、不登校対策及び学習障がいの児童・生徒に対する教育の充実についてお伺いします。

国では、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因、または背景によって、児童・生徒が出席できない、またはすることができない状況で、病気や経済的理由の場合を除き、年間30日以上欠席した場合とされています。

文部科学省は昨年10月27日、令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果を公表しました。

その結果によると、令和3年度における小中学生の不登校数は24万4,940人、前年度から4万8,813人、率にして24.9%の大幅増となったそうです。20万人を超えたのは初めてで、内訳を見ますと、小学生の不登校は8万1,498人で、前年度比1万8,148人増となっております。また、中学生の不登校は16万3,442人、前年度比3万665人の増となっており、ともに過去最多となっております。

また、児童・生徒の1,000人当たりの不登校数は、小学校で13人、中学校で52人となっており、中学校の不登校数が多い結果となっております。

ちなみに、福井県は小中学校とも、1,000人当たりの不登校数は全国で47番目と低い数値となっており、福井県は、この点でしっかりと不登校対策が講じられているのではないかと私は思います。

また、不登校の要因は、児童・生徒本人の「無気力・不安」が最も多く49.7%、次いで「生活リズムの乱れ」が11.7%、「いじめを除く友人関係」が9.7%と続き、最も少ないのは「いじめ」で0.2%だったそうです。

私は、小中学校の義務教育期間の9年間、市は関わっておりますので、市が義務教育期間、学校に行かない子どもたちをどのように支え、社会とつなげていくかが近々の課題ではないかと思えます。

そこで、本市における不登校の定義と、現在の不登校の傾向や、その要因をどん

な状況にあるのかお伺いします。

さらには、本市の小中学校では不登校の児童・生徒に対しどのように対応しているのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 本市における不登校の定義と、現在の不登校の傾向やその要因はとのご質問にお答えいたします。

本市の不登校の定義は、国の定義と同じく、何らかの心理的、情緒的、身体的もしくは社会的要因または背景によって、児童・生徒が出席しない、またはすることができない状況で、病気や経済的理由による場合を除き年間30日以上欠席した場合としています。

ただし、不登校の兆しをできるだけ早く把握するため、累積で5日以上欠席があった場合には、学校は不登校状況シートを作成し、それを基に、教育委員会は校長や教頭と面談を行い、状況を詳細に聞き取り、指導や助言を行っております。

次に、不登校の近年の傾向ですが、本市の不登校児童・生徒数は、本人及びその家族の心情に配慮し、公表は差し控えさせていただきますが、令和3年度で申し上げますと、1,000人当たりの人数の比較では、福井県は全国よりも少なく、あわら市は福井県よりもさらに少ない状況となっております。

また、令和2年度から3年度にかけての1,000人当たりの不登校児童・生徒数の増減は、全国で5.2人の増、福井県で3.8人の増と増加傾向となっている一方、本市では横ばいで、増加の傾向は見られません。

また、本市における不登校の要因ですが、議員のお話にもありました国の調査結果と同様の傾向が見られ、無気力や不安などの情緒的な混乱が大きな要因となっています。

次に、本市の小中学校では、不登校の児童・生徒に対してどのような対応をしているかとのご質問にお答えいたします。

本市の小中学校では、不登校はどの子にも起こり得るという基本認識に立ち、校長のリーダーシップの下、未然防止、初期対応、自立支援の三つの取組を行っております。

一つ目の未然防止では、全ての児童・生徒を対象とし、不登校が生じないような魅力ある学校づくりに努めています。定期的に児童・生徒にアンケートを行い、学校が楽しい、授業がよく分かるといった児童・生徒が増えるよう、児童・生徒一人一人がその個性と能力が発揮できる授業づくりや学校行事の工夫を行っております。

二つ目の初期対応では、不登校の兆しが見られる児童・生徒に対し、早期発見と迅速なチーム対応に努めています。具体的な対応としては、2日連続欠席した場合は、家庭に電話または訪問を実施し、3日連続の欠席では、校内支援チームを組織し、不登校対策会議を開き、欠席の要因を分析し、学校全体で問題の解決を図っています。

三つ目の自立支援では、不登校が続いている児童・生徒に対し、本人とその家庭を学校及び社会とつなげる支援に努めています。具体的には、適応指導教室やスクールソーシャルワーカーと連携し、児童・生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、登校支援、学習支援に取り組んでいます。

さらに、不登校の原因が複雑な場合には、医療・福祉等の機関や教育総合研究所と連携し、家庭への支援も含め、総合的な対策を講じております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) ただいまの答弁の中で、不登校の児童・生徒に対して、校長のリーダーシップの下、未然防止、初期対応、自立支援の三つの取組を行っているということですが、この三つの取組の中で、私は自立支援が非常に重要であると思います。

不登校の児童・生徒と保護者が孤立することのないよう相談体制を強化すべきと考えますが、教育委員会は現在どのような取組を進め、効果を上げているのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 教育委員会では、不登校の児童・生徒とその保護者が孤立しないよう、スクールカウンセラー5人とスクールソーシャルワーカー2人が教職員と連携して支援を行っています。

スクールカウンセラーは、各小中学校を巡回し、児童・生徒の不安や悩み事の相談に応じたり、教職員や保護者に対する助言などを行っています。

また、スクールソーシャルワーカーは、学校だけでは支援が難しい児童・生徒の家庭を含めた問題に対し、家庭訪問や面談、福祉や医療などの関係機関と連携、調整を行い、保護者に寄り添いながら問題解決を図っています。

スクールカウンセラーは年間900件ほどの相談を、また、スクールソーシャルワーカーは年間400件ほどの訪問活動や登校支援などを行っています。

今後も、学校と家庭、関係機関が連携を図り、不登校の児童・生徒や保護者が孤立しないよう信頼関係を築きながら、気軽に相談ができる体制を強化してまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 不登校の理由は様々であると伺っております。読み書きに困難があり、学校に行き勉強するのに困難を生じている児童もいると伺っております。問題の解き方や教え方を工夫すると、テストに高得点を獲得することができるようになるということです。

多様性が重視されているこの社会において、ジェンダーだけでなく、このような様々な学習方法が理解されるべきと考えますが、この学習障がいへの対処について、

教育委員会の見解をお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 学校には様々な特性を持つ児童・生徒が在籍することから、特に個別学習が必要な児童・生徒に対して指導を行う学習指導員5人と、授業中の活動をサポートする生活支援員20人を市で独自に配置し、きめ細やかで丁寧な指導、支援に努めているところでございます。

さらに、各小中学校では、児童・生徒の特性に応じた学習しやすい環境を整えています。例えば、読むことを苦手とする児童・生徒には、タブレットを活用し、読み上げる機能がついたデジタル教科書を利用します。また、書くことを苦手とする児童・生徒には、書く代わりにキーボード入力を指導しています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) ただいまの答弁で、児童・生徒に、特性に応じた学習環境、個別支援について配置し、情報通信技術の活用を、取組を行っているということですが、今後の課題や取組の推進をどのように考えているのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 学習障がいなど様々な特性のある児童・生徒が学習上の困難を改善し、あるいは軽減するためのICT教材や支援機器は、近年、多く開発がなされて活用されているところであります。

しかしながら、学習障がいのある児童・生徒は、学習の理解度や遅れの現れ方に個人差が大きいため、教員は一人一人の状況や特性を理解した上で指導を行うことが重要となっています。

そのため、ICT教材や支援機器を適切に使い指導を行うことができるよう知識と技術を身につけることが必要です。

今後も教育委員会に配置していますICT教育指導員が中心となりまして、学校全体をサポートできるよう、研修会等を行っていきたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 再質問をさせていただきます。

文部科学省では、特例校やフリースクールについての規定をしており、様々な居場所をつくり、社会に羽ばたいていくことができる子どもたちが増えることを期待しております。学校教育法施行規則第56条では、このための特例が定められております。

これに基づき、教育課程を編成することができる特例校について、また、フリースクール等についてどのように考えているのかお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 本市では、不登校児童・生徒の居場所の一つとしまして、適応指導教室を学校外の施設に開設しています。

ここに指導員を配置し、不登校の児童・生徒が家にひきこもることなく、社会や学校とのつながりを少しでも持てるよう、学習支援や登校支援を行っています。この取組により、学校へ復帰できるようになった事例もあり、適応指導教室は不登校児童・生徒への支援において重要な役割を担っています。

また、教室への入室に抵抗感を持つ児童・生徒のため、必要に応じて、小中学校に居場所となる相談室を開設しています。相談室では、養護教諭や学習指導員、生活支援員、担任の先生が個別に対応を行い、時にはオンラインで教室の生徒と同じ授業を受けられるように環境を整えています。

議員のご質問にありました不登校特例校は、学習指導要領の内容にとらわれず、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成することができる学校のこと、教育委員会の申請により、文部科学大臣が指定する学校であります。

今年4月現在では全国に24の学校があり、福井県内には設置はされていません。本市では、適応指導教室や相談室で個別の対応を実施していることから、現段階では不登校特例校の導入は考えていません。

また、フリースクールは、一般に、不登校の児童・生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行う民間の施設のことですが、規模や活動内容は多種多様で、運営する個人または団体の自主性、主体性の下に設置、運営されています。

平成27年に文部科学省が実施した調査では、調査時点において全国に474の団体、施設があります。

福井県内には、今年4月現在、18歳以下を対象とするものがフリースペースを含め9施設設置されています。

教育委員会としては、保護者の選択肢の一つとして、場合によっては学校と併用しながら利用することに一定の効果があると考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） ただいまの答弁の中で、適応指導教室が重要な役割を果たしているということですが、そこに何か課題がないかお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 適応指導教室の指導員が家庭訪問などを重点的に行っていることによりまして、教室を利用することができるようになった児童・生徒の人数や、通室する日数が増加しています。

その児童・生徒の保護者からは、利用できる日数をもっと増やしてほしいとの要望がございます。

このように、適応指導教室の利用ニーズが高まってきたことを受けまして、昨年

度は、これまでの適応指導教室指導員1名に加え、教員OB等に協力を依頼し、学習指導を実施したところでございます。

今年度からは、学校に配置している学習指導員1名を週2回の頻度で適応指導教室に配置し、支援の充実を図っています。

今後も、適応指導教室の活動の充実と家庭に寄り添った伴走型の支援を継続して実施してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 私は、不登校で子どもや親が苦しんでしまうことが非常に問題であり、不登校の要因を本人の無気力だけにしている限り、この問題の解決につながらないと思います。

不登校に苦しむ当事者や家族をどう支援するのか、今後もあわら市の教育行政の動きを注視していきたいと思います。今後とも、不登校で苦しんでいる人に安心を届けるような不登校支援の充実を図っていただきたいと思います。最後に、森市長の考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 議員のおっしゃるとおり、不登校で苦しんでいる当事者、それから家族に対しては、今現在、不登校の児童・生徒やその保護者への対応としましては、教育委員会の指導助言の下、学校が専門スタッフ、それから関係機関と連携しながら、きめ細かく、丁寧に、粘り強く支援しているところでございます。

加えて、本市では、本年度、福祉課内に福祉まるごと相談室を開設いたしました。市民のあらゆる相談を幅広く受け止め、部署横断的に支援を行う体制を整備いたしましたところでございます。

不登校児童・生徒及びその家族の相談、支援につきましても、地域住民や相談支援機関、こども食堂、民間企業、NPO等の様々なネットワークを駆使し、対応し、不登校に悩む児童・生徒とその家族を含め、誰一人取り残さないあわら市の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 不登校についてはね、先ほども申し上げましたように、ご本人はもちろんのこと、ご兄弟、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、ご家族で苦しんでいるとお聞きしております。

ぜひともね、今ほど市長のほうから力強い、多種多様にわたるご支援のお話がありました。今後とも強力に進めていってほしいなと思っております。よろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇堀田あけみ君

○議長（山田重喜君） 続きまして、通告順に従い、6番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 通告順に従いまして、6番、堀田あけみ、一般質問を行います。分割質問分割答弁式で行います。

まず、1点目としまして、インバウンド誘客に向けての取組と情報発信について伺わせていただきます。

今年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行され、いよいよ各活動が再開の兆しを見せ始めました。

コロナ禍の3年間は、全てが自粛、自粛で、経済も人間行動も止まってしまいましたが、今後はその反動のように世の中が動き出すことが期待されます。

特に観光につきましては、日本のGDPの柱である個人消費を伸ばす要因になるほど増えてきております。

コロナ禍でいろいろな活動が止まったとはいえ、北陸新幹線県内延伸は来年開業を迎えますし、2025年には大阪万博も予定どおり開催されます。世の中は確実に動いております。

私は、例えばコロナ禍の影響で、あわら温泉への観光客は激減しましたが、アフターコロナの準備は、コロナ禍の中、ちゃんと準備をしてくれているのだろうか若干の不安を感じました。

コロナ禍が始まった頃、あわら市は総合振興計画の後期基本計画を策定しております。この計画の観光振興では、コロナ禍があっても、令和7年度の指標・目標として、あわら市の観光入込客数220万人、宿泊観光客数の目標は100万人、外国人宿泊者数5万人を掲げております。

新幹線開業への準備も各種掲げております。新幹線開業に向けては駅周辺整備や道の駅など、ある程度進んでいるようですが、インバウンドについてはどうなのでしょう。

2016年頃には、福井県はインバウンド全国で最低だったかと記憶していますし、その危機感があり、2018年に最下位は脱したようですが、その後、新型コロナウイルスの影響でインバウンド関連は大打撃を受けました。

福井県はインバウンドに力を入れていなかったことが逆に損害が少なかったという皮肉な結果でもあったかと思えます。

しかし、違った見方をしますと、インバウンド対応も一朝一夕で準備できるものではありません。総合振興計画にもありますように、案内看板などのハード面、人材育成、そして情報発信など、やるべきことは多々あります。

コロナ禍で全国の観光地が止まっている間に追いつくようすべきであったというのは、結果論、理想論ではありますが、今後、海外から観光客が日本を訪れるように

なったとき、現状はコロナ前の全国最下位と変わっていないのではないかと危惧しております。

そこで今回は、インバウンド誘客と大阪万博を活用した情報発信の2点に着目して質問させていただきます。

まず1点目、総合振興計画後期基本計画の中で、令和7年度の宿泊観光客数100万人、外国人宿泊数5万人という目標が掲げられています。コロナ禍が終えんを迎えようとしている今、目標に変更はないのでしょうか。

次に、この後期基本計画では、インバウンド誘客の推進を掲げております。

実際、コロナ禍でほとんど実施されていないと思います。それは当然致し方ないこととしまして、これまでの取組と、今後、令和7年度に外国人宿泊数5万人という目標を達成するために、今後どのような取組を行う予定でしょうか。令和7年はもう2年後ですので、できるだけ具体的な施策を教えてください。

次に、私は、この大阪万博がインバウンド誘客の起爆剤になると思っております。福井県は大阪万博に独自展示スペースを設けるとのことです。あわら市も万博首長連合に参加しておりますが、具体的に、私が期待します、あわら市のインバウンドの起爆剤となるような取組はないのかお尋ねいたします。

二つ目の質問と重複するかもしれませんが、後期計画に観光事業者やJRなどの交通事業者との連携を強化し、情報発信、誘客PRと掲げております。

新幹線開業はデスティネーションキャンペーンなど、ある程度事業者のほうから動いてくれますが、インバウンドは、こちらが強く動かなければ取り残されるのではないのでしょうか。事業者との連携についてどのように進めているのか、また、進めていくのかお尋ねいたしまして、一つ目の質問となります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 1点目の総合振興計画後期基本計画の「観光の振興」中の指標・目標に変更はないかについてお答えをいたします。

今年3月31日、観光立国推進基本法に基づき、観光立国推進基本計画が閣議決定されました。その中には、インバウンド回復戦略が盛り込まれており、訪日外国人旅行者数を令和7年までに令和元年水準(実績は3,188万人)超えにするという目標が掲げられております。

あわら市の状況ですが、令和2年からコロナ禍により宿泊客数は激減いたしました。令和4年の観光宿泊者数は51万人で、令和3年の39万9,000人から回復しており、新型コロナウイルスの感染症の分類も5類へと緩和されたことや、コロナ禍の長期化による旅行への欲求の高まり、さらには令和6年3月には北陸新幹線芦原温泉駅が開業することなどにより、今後は宿泊観光客も増加するものと予想されます。

また、外国人宿泊者数も令和4年では736人と、令和元年の1万5,700人には及ばない状況ですが、今年1月から4月の実績は約2,000人と、こちらも回復

の傾向が見られております。なお、平成27年3月の北陸新幹線長野・金沢間開業時にはその開業効果により、平成27年の宿泊観光客は93万7,000人まで増加いたしました。

以上のことから、総合振興計画後期基本計画の令和7年の宿泊観光客数の100万人と外国人宿泊者数の5万人という目標値を変更する考えはございません。

2点目以降の質問につきましては、経済産業部長からお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 2点目の、これまでの取組と目標を達成するために今後どのような取組を考えているのかとのご質問にお答えをいたします。

これまでの取組といたしましては、加賀市、勝山市、坂井市、永平寺町と共に越前加賀インバウンド推進機構を組織しており、首長による東アジア、東南アジアへのトップセールスや海外旅行会社等を招聘し、観光地を紹介してもらうセールスコールなどを行い、旅行商品の造成を働きかけることで当地域への送客を促してまいりました。

今後の取組といたしましては、コロナ禍の中、当機構の活動がほぼできてない状況でしたが、今年1月に開催した越前加賀インバウンド推進機構を構成する市町の首長会議において、インバウンドに関する取組について活動を再開することを確認しております。

首長によるトップセールスの再開や旅行会社、メディア等との商談会への参加など、予算措置を含め関係自治体と連携し進めていきたいと考えております。

次に、3点目の大阪万博に対し、あわら市のインバウンドの起爆剤となるような取組は考えているのかとのご質問にお答えします。

2025年、令和7年4月から開催が予定されている大阪万博には世界各国から多くのインバウンド観光客が訪れることが見込まれております。

本市としましては、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、県とも観光誘客に対する連携の働きかけを行ってまいります。

また、観光事業者に対しても新たな旅行商品の造成など、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

現在、具体的な内容は決まっておりますが、明日6月21日に、日本国際博覧会協会主催の万博と観光に関する取組の説明会が行われるため、そこで詳細を確認した上で、具体的な取組内容を決定し、令和6年度の当初予算で計上してまいりたいと考えております。

最後に、観光事業者、交通事業者との連携について、どのように進めているのかとのご質問にお答えします。

まず、観光事業者との連携ですが、事業者が自らの事業所の住所や営業時間、連絡先、口コミ、例えば飲食店ですとメニュー、その写真などをウェブ上に表示することができる、グーグルビジネスプロフィールへの登録の浸透を図っております。

このグーグルビジネスプロフィールはグーグルのアプリにおいて閲覧することができることから、事業者にとって世界中に有効な情報発信が可能となっております。グーグルの機能は世界共通であり、外国人が入力した口コミもアプリ利用者の母国語で確認ができ、現在では観光地の情報を得る手段として有能なツールの一つとなっております。

このグーグルビジネスプロフィールの機能の登録を促進するため、先月の23日、24日、25日の3日間、福井県のインバウンドアドバイザーと市職員が協力して市内の旅館や飲食店などを一軒一軒訪問し、情報発信の強化を図っております。これまでの訪問軒数は14軒であります。

また、外国人旅行者の購買意欲を向上させるため、免税店登録の促進も行っております。現在、あわら市内の免税店登録を行っている事業者は8軒となっており、今後のインバウンド観光客対応を見据え、さらに受入れ体制の整備を進めてまいります。

次に、交通事業者との連携については、まずは運賃の支払いに対するクレジットカードや交通系電子マネーなどのキャッシュレス化の普及が挙げられます。また、インバウンド観光客の中でも団体旅行やパッケージツアー利用者ではない、特に個人の観光客に対する移動手段検索ツールとして、観光客の移動ニーズに対応して、鉄道やバスなど複数の公共交通やそれ以外の移動サービス、例えばレンタカーやレンタサイクルなどを最適に組合せをして、検索、予約、決済などを一括で行うことができるサービスであるMobility as a Service (MaaS) が有効であると考えており、その導入を検討する必要があると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 目標を達成するために、いろいろな取組をされていることが分かりました。

細かいこと一つ一つ再質問させていただきます。

5市の越前加賀インバウンド推進機構で、セールスコールなどで旅行商品の造成を働きかけることで当地域の送客を促してきたということですが、このことで成果はどのぐらいあったのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 5市町の越前加賀インバウンド推進機構は、平成28年度から活動を開始しております。その中で、この広域5市町の外国人宿泊数は、2015年、平成27年には6万5,800人でした。コロナ禍前の2019年、令和元年は、2015年比163%の10万3,000人の宿泊客数となっております。

また、そのうちあわら市の外国人宿泊者数は、2015年、平成27年には9,400人、2019年には、2015年比167%の1万5,700人となっております。

す。

平成28年度から開始した広域連携によるインバウンド推進事業のプロモーションの効果が一定程度出ているものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 着実に伸びているということで、コロナ禍がありましたのでその間は当然なかったと思いますが、今この現在から、今後もうこういう働きかけを続けられて、成果を期待したいと思います。

今後はインバウンド推進機構やトップセールスを再開していくということですが、ぜひこちらのほうも頑張ってもらいたいと思います。

以前、私も市長と一緒に上海にセールスに行かせていただきました。手応えは十分でしたが、それを受け入れる準備が市にはできていなかったことがすごく残念です。

では、現在ではそういう動き、どのような動きをしておりますか。私にはあまり見えておりませんが、もっと積極的にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) コロナ禍の中でということで、令和4年度につきましては越前加賀インバウンド推進機構におきましては、アドバイザーが各市町の事業者を回りまして、現地にて対応方法や参考事例などのアドバイス、それから、英会話講座などを開催してきたところでございます。

また、アフターコロナを見据え、宿泊施設や飲食店などの高付加価値化や観光地の磨き上げを行ってきたところでございます。

また、広域的に連携ということで、福井県、それから北陸3県と連携してインバウンド活動をこのコロナ禍の中でも行ってまいりました。北陸3県で構成する北陸国際観光テーマ地区推進協議会、こちらのほうでは、令和4年度に台湾、香港などアジアからの誘客に向けた活動や、タイ、シンガポールのメディアを招聘し、関西・北陸エリアパス等を利用した北陸周遊観光を通じて、石川県の月うさぎの里や、福井県ではあわら温泉の足湯、湯けむり横丁など、現地のメディアの方に見ていただいて、現地の目線での情報発信を行っております。

令和5年度の事業計画につきましては、今後、台湾での商談会や、訪日旅行の早期回復が見込まれている東南アジアからの誘客を促進するため、シンガポールでの現地旅行博、それからタイメディア招聘が予定されております。北陸3県とも連携して、あわら市の魅力を発信してまいりたいと考えております。

また、福井県では令和5年度、こちらの台湾、香港での商談会、それから欧米でのPR活動、東南アジアの現地旅行社の招聘などが予定をされています。こちら県とも連携してしっかりと情報発信、魅力発信をしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 私が見えていなかっただけで、いろいろ動いてはいるようで安心いたしました。

北陸3県や5市との連携はもちろん重要です。あわら市だけでは、この小さい市だけではできないことだと思いますし、しかし、その中でも、このあわら市の特色をどんどんPRしていただきたいと思います。

あわら市にも外国人の観光客が見られるようになりました。先日、アフレアでフルーツ王国ですか、ありましたときも、私の思っている以上、想像以上の外国人がみえられまして、声かけられましても、恥ずかしながら答えることができなかったとか、買っていこうと思っても売ることができなかったという、ちょっと恥ずかしい場面もあったんですが、そういう受入れ体制としてインバウンドの対応には看板などのハードとか、旅館や商店街などの、今言った外国語の対応ソフトなどが必要だと思います。ほかにもいろいろなさっているとは、先ほどの答弁で分かりましたが、今のこういう点についてはどのように進められているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) インバウンドの受入れ体制の整備、その他ソフト面での事業といたしましては、経済産業省が開発をしましたVoiceTraというスマートフォンの音声翻訳アプリがございます。これを活用して訪日外国人接客疑似体験をインバウンドアドバイザーと共に、観光案内所や旅館、飲食店で実施をしております。こちらは先週になりますけれども、外国人の福井県国際交流員の協力を得て6軒で実施をしております。

また、芦原温泉街の案内看板、これにつきましては、既に英語や中国、繁体、簡体での多言語化で表記をしておりますが、日焼け等によりまして老朽化をしておりますので、本年度リニューアル化を図ってまいります。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) また案内板の修繕など、早急にやっていただければと思います。新しく設置するなどの検討もなさっているかと思いますが、これなんかも併せて行っていただきたいと思います。

4月23日の日本経済新聞、1面トップに、アジアのインバウンド消費がモノからコトに移り、コロナ前に比べ、1人当たりの消費回復の著しい県の全国3位として福井県が挙げられておりました。ちなみに1位は山形県、2位は群馬県です。

記事には、特にゴルフと温泉のセットが人気を博しているとあり、ここでもあわら市の可能性が評価されております。

明日、日本国際博覧会主催の説明会が行われるということですが、この大きな起

爆剤を有効に生かしていくような方法を何か考えておりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) あわら市には4か所のゴルフ場、それから石川県境にまたがるゴルフ場を入れますと、五つございます。温泉もあることから、議員がおっしゃるようにゴルフと温泉を組み合わせたゴルフツーリズムは、インバウンド誘客にとって有効ではないかと考えております。

新型コロナウイルス感染症の分類も5月8日に緩和され、日本への渡航の水際対策も4月29日に解除されております。現在は東京や京都、大阪など、そちらの都市圏での訪問が多く、混雑ぶりが報道をされているところでございます。

今後いかに地方部へ誘客ができるかが課題でありますので、このゴルフツーリズムは一つのいいものだと考えております。

日本には2,000以上のゴルフ場がありまして、アメリカに次いで世界第2位です。アジア圏内のゴルフ場の数でも日本が5割を超えているということで、とても有効なインバウンド向けのものだと考えております。

今後、ゴルフ場関係者や宿泊事業者、それからインバウンドの旅行事業者とも意見交換、情報交換をしながら、商品化を検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) あわらのゴルフ場はすごく評価が高いと聞いております。これが本当の起爆剤になるような取組をぜひお願いいたします。

また、あわら市は紹興市と深い関係にあります。6月の24日に紹興酒を楽しむ会とあわら温泉で行われるということですが、これも姉妹都市提携40周年記念としてのイベントではないかと思えます。

インバウンドの売り込み先を例えば東南アジアとか、どこどこかというように、特定の地域だけに絞ってセールスするというのも一つのやり方ではないかと思えますが、あわら市ではどのように考えておりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 現時点では日本行きの海外、これ、団体旅行商品ですね。これについては、まだ販売禁止措置が継続中でございます。日本への団体旅行がいつ解禁されるかは、今のところ不明ではございますが、あわら市と紹興市の姉妹都市提携40周年記念イベントが、本年10月に開催を予定されております。紹興市からの使節団が来られる予定でございます。その際には紹興市の皆様にこちらあわら市のほうへ来ていただけるように、市内の観光情報の発信を行ってまいりたいと考えております。

また、今後はアフターコロナの中で、姉妹都市の紹興市との交流も増えることが期待されます。紹興市を訪れる際にはトップセールスなどを含め検討してまいりた

いと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) そういう一つ一つのチャンスを捉えて、次につなげるような、そういう施策を取っていただきたいと思います。1回で終わるのではなく、もう一回行きたいような、次はここへ行きたいというような、そういう取組をしていただきたいと思います。

また、あわら市に免税店は8店舗あるとのことですが、これは大体、旧芦原町、温泉街のほうが多いのではないかと思います。今後はJR芦原温泉駅のほうでもこういう免税店をまた考えていただければと思います。

次に、観光客の移動手段やサービスとして、交通事業者の連携は欠かせません。Ma a Sにつきましては、先般、委員会で視察に行かせていただきました。現在、福井県が取り組んでいます。あわら市独自の具体的な、何かこういう取組というのは考えておりますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) こちらのほうにつきましては、いろいろと先行事例等も参考にしながら、今から進めてまいりたいと考えております。

今、Ma a Sにつきましては、国土交通省が令和元年度からこの事業を実証実験で支援を行っております。静岡市や加賀市、京都市など36の自治体、それから静岡県の伊豆エリアや三重県志摩地域など17地域が取り組んでいるような状況でございます。

こちらにつきましても、あわら市に来ていただいた方が適正な交通手段を選択できてスムーズに移動できるよう、いろいろと先行事例を見ながら検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 他市でもいろんな方法を模索しながら行っているようです。あわら市にも課題がたくさんあると思いますが、十分な検討をして進めていただきたいと思います。

いろいろな施策を聞かせていただきました。質問の中でも何度か言いましたように、インバウンド誘客はハード面、ソフト面の準備、そして情報発信などの取り組み方次第では大きな観光需要が期待できるものでございます。

しかし、何も対策を講じないで待っているだけでは、絶対にインバウンド需要はありません。コロナ禍でインバウンド対策ははっきり言って止まっていたかと思います。これを今から、できれば大阪万博を見据えて取り組んでいただければ、振興計画にある宿泊数100万人、外国人5万人が達成されると思います。

ぜひ、あわら市活性化のため、インバウンド対応に注目するようお願いいたします。

して、次の質問に移らせていただきます。

2点目の公共施設の維持管理費の財源確保について。

昨年は、公共施設の再配置計画や中央公民館の調理室について質問させていただきました。

公共施設はどうあるべきかは、非常に難しい問題だと思います。新幹線開業を契機にアフレアや道の駅を整備しました。これは、地域活性化のために必要な施設との旗印の下の整備だと理解しております。

昨年の答弁の中などで、市の財政だけを見ますと、今後、毎年数千万円の指定管理料が必要となります。この費用について、市の財政だけで効果を考えるのではなく、地域への経済効果や市民の満足度向上など大きな視野で効果を発揮すれば、その毎年の数千万円の支出は意義あると思いますし、また、意義あるものに育てていかなければならないと思います。

一方で、公共施設の再配置計画についても質問させていただいて、公共施設というのはどうあるべきなのか、そもそも市民は現在の公共施設に満足しているのだろうか、この市民の満足と財政的な面との費用対効果はどのような尺度で考えていくのか、これは非常に難しいものだと感じます。

その中で、アフレアや道の駅などは、新しく建設する費用と維持管理していく費用が発生しますので、大きな財源を考えなければなりません。

一方で、既存施設は、毎年の維持管理の費用は予算化されており、老朽化などによる改修を除けば新たな財源が必要にならないのではないかと考えます。

そう考えますと、既存施設に係る費用につきましては、改修に係る費用をどれだけ抑えるか、またはその費用を国や県から補助金や交付金などで充当できれば、新たな費用という観点からだけではありますが、財政負担は少ないのではないのでしょうか。

次に、私は昨年3月議会で、中央公民館の調理室の整備について質問させていただきました。

財政的な問題があることをご答弁いただきましたが、中央公民館に調理室がないことの異常さや、その後、市民の要望の声からも中央公民館に調理室があるべきという認識は理解していただいていると私は思っております。

その後、このことについて市側として検討していただいているのでしょうか。今ほど申し上げましたように、公民館の通常の維持管理において、調理室を整備した場合、アフレアや道の駅のように、翌年からの維持費が急激、数千万円というような額が必要となるものではないと考えれば、整備に係る費用を国や県から支援していただければ、整備可能ではないかと思えます。

ぜひ、補助金や交付金などを探していただいて、市民の期待に応えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） まず、1点目の既存の公共施設の改修に係る費用について、国や県からの補助金や交付金などを充当できれば、市の財政負担は少ないのではないかとのご質問にお答えいたします。

公共施設の維持管理については、人口減少、少子高齢化が進み、過去に建設された公共施設の多くが更新時期を迎える中、適切なマネジメントが求められております。

こうした状況を踏まえ、国においては地方公共団体に公共施設等総合管理計画の策定を求めており、公共施設等の適正な管理が図られるよう、集約化・複合化事業や長寿命化改修事業などについては、充当率90%、交付税措置率30%から50%の公共施設等適正管理推進事業債などの財政支援を行っているところでございます。

公共施設の改修に係る費用については、今ほどの公共施設等適正管理推進事業債や社会資本整備交付金、各種補助金など、可能な限り、国、県などからの財源の確保に努めてまいります。

2点目の質問については、教育部長からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 2点目の中央公民館の調理室の整備について、調理室はあるべきという市民の要望に対し市側として検討しているのかとのご質問にお答えをいたします。

昨年3月議会の一般質問を受け、給食センター併設の食育スタジオを一般開放する場合や中央公民館に調理室を整備する場合の現状と課題、対応策などについて、関係所管課との協議を進めてきたところです。

そして、昨年10月には、金津地区を中心とする市民2,356人から、あわら市中央公民館に調理室設置を要求する署名が提出され、中央公民館に調理室の設置を希望する市民の声をいただきました。

このことを受け、中央公民館に調理室を整備する場合の設置場所の検討を行い、設計委託や改修工事に係る費用を算出したところ、約3,500万円の費用が見込まれました。

しかし、人口減少や少子高齢化の傾向は、本市においても例外ではなく、税収の伸び悩みや扶助費の増嵩による財政状況の圧迫が予想される中、市単独でこの費用を捻出することに対して、市民からの理解を得ることは難しいと考えています。

また、並行して、市に有利な国、県等の財源がないか調査も進めてまいりましたが、現時点では、活用できる財源がない状況です。

一方、岸田首相は6月13日の記者会見において、令和6年度から3年間かけて、こども・子育て支援加速化プランを集中的に取り組むことを発表し、国は異次元の少子化対策を打ち出し、こども家庭庁の予算規模を倍増させる動きもあります。

今後の子育て関連予算の動向も含め、様々な分野の国や県の補助金等の情報収集を継続し、この調理室整備に充てられる財源が出てきた場合には、改めて検討した

いと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 国や県からなどの財源確保に努めているとのことで、今後もしっかり調べるものは調べていただいて使えるものは使っていただきたいと思います。

公共施設は、本来の目的だけでなく、施設設備についての優先順位があるのではないかと思います。その優先順位といいますのは、全体事業費、費用対効果で決定するのか。また、先ほど国からの補助金割合で、そういうことも影響するのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどの市が行う整備事業の優先順位につきましては、例えば安全面からの緊急性であったり、市内の経済活動や社会活動への費用対効果、また、整備後のランニング費用などを見込んだ上での財政的な持続性ですね、そういったものを総合的に考慮しながら判断していくこととなりますが、特に国や県などからの補助金であったり、有利な地方債の有無などの財源の有無に関しましては非常に重要な点になると思っております。

いずれにいたしましても、人口減少が進み、税収が伸び悩む中、市の施策の優先順位については、行政サービスと財政的な持続性とのバランスを総合的に見極めながら判断してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 安全性、それから、国とか県からの補助、また、使い勝手のよい施設改修や市民の強い要望なども優先順位が高くなるということで理解していきたいと思っております。

令和4年3月議会の一般質問で、中央公民館の調理室のニーズ調査のほか、施設の活用を含め、検討したいという答弁ですが、今後このニーズ調査というのは、また行う予定はございますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 昨年の10月に提出されました、金津地区を中心とする市民2,356人の署名が市民からのニーズというふうに捉えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) ぜひこの数字を重く受け止めていただきたいと思います。その上で、署名提出より8か月が経過しておりますが、その間、どのような検討をなされていたのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) その間の検討事項につきましては、先ほど答弁した内容のとおりでございます。調理室の設置の予定場所としましては、中央公民館の会議室のうち、比較的利用頻度の少ない2階の第2会議室での整備を想定して算出した次第でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 外づけはね、結構お金かかりますので、中のほうでということだと思います。それが約3,500万円ということだと思いますが、その中にはいろんな備品なども含まれての3,500万円だと理解しております。財政状況が圧迫される中で、市単独で調理室を整備することは難しいと思っております。

現時点では、市にとって活用できる有利な財源がないということですが、他の分野などで活用できる財源があれば、公民館の調理室設置というのは前に進める、改修可能と理解してよろしいのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) 繰り返しの答弁にはなりますが、先ほど申し上げました、子育て支援関連でございますとか、そのほか防災やまちづくり事業といった様々な分野の補助金を探しまして、見つかりましたときには整備に向けて検討を進めたいというふうに考えています。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 今までも一生懸命探していただいたとは思いますが、新しいそういう財源も出てくると思いますし、ぜひ探していただいて、一歩でも二歩でも前に進めていっていただきたいと思います。それがあればできるという、設置に向けて進めるということによろしいんですね。そう理解してよろしいということですね。

先ほどから、公共施設の整備は財政面が難しい問題だということですが、私は、公共施設が、市が負担して整備する施設は誰のために整備するのか。言うまでもありません。市民のためです。道の駅やアフレアは華やかな施設です。しかし、市が費用を出しているのに、利用者の大部分は、市民以外です。となれば、この二つの施設は行政にとって収益を上げる施設であって、地域経済を押し上げ、市が支出している費用以上に効果があつてしかるべき施設だと思います。

そこから生まれました経済効果で税収が増え、増えた税収で、市民が日常使う公民館などをより使いやすい施設にしていくのが市役所の施設で、市外の人のための施設にどんどん税金を使っていくのでは本末転倒ではないでしょうか。

ちょっと話は大きくなってしまいましたが、小さな行政がすべきことは、まずは市民のため、日常を市民が豊かに暮らせるために事業を行っていくべきではないでしょうか。市長はここをどうお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 全く同意見でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 心強いご返答ありがとうございます。

私は、観光も当然大事です。しかし、その観光は、地域経済を豊かにし、その豊かさを利用して、住みやすい、住んでよかったというまちづくりをしていくべきだと思います。ぜひ、市民の身近な施設を市民に優しい施設ということにもっと着目していただけないかと思います。

それを願いまして、私の一般質問を終わります。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

(午前11時11分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

◇青柳篤始君

○議長(山田重喜君) 続きまして、通告順に従い、2番、青柳篤始君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 通告順に従いまして、2番、青柳篤始の一般質問を一問一答方式にて行います。

お昼前のこの時間、なるべくお昼までに終われるように頑張って質問をしたいと思います。プレッシャーを感じながら頑張っていきたいと思います。

今回の質問は、未来をつくる投資をテーマに二つの質問と新しい提案をさせていただきます。

確実に迎えている人口減少は避けられないのが現実です。福井県でも2045年までに25%の人口減少が予想されています。人口減少による財政上の課題は、市民が減少することによる収入が減ることで、支出を抑制せざるを得なくなり、その結果として、行政サービスの質を維持することが困難になることにあります。

この人口減少に伴う財政上の課題に対処し、将来の財政状況を少しでも改善するためには、あわら市の最も大きな収入源を守る必要があります。それは法人からの収入です。あわら市は製造業のまちです。恐らく収入の4割以上が法人からの収入

であることが予測されます。

この法人からの法人市民税や固定資産税といった収入は、人口減少の直接的な影響を受けにくい収入であり、これは人口減少に対するあわら市の強みであるとも考えられます。

市の収入の内訳については、別の機会に詳しく検討する予定ですが、このあわら市の強みをさらに伸ばす投資が地域色を生かした最も効果的な人口減少対策だと信じ、一般質問を行わせていただきます。

それでは、企業等拠点拡充事業補助金について質問をさせていただきます。

今年度より、従来の企業立地助成金では対象とならない業種や施設を助成することにより、市内事業者の事業拡大、市外企業の進出促進を狙って、企業等拠点拡充事業補助金を創設したと思っておりますが、その概略と利用状況をご説明ください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 市内企業等拠点拡充事業補助金の概略と利用状況についてお答えします。

本事業は、全国的に企業の地方移転の動きが進む中、市外企業の新たな立地を促すとともに、市内企業の事業拡充に向けた設備投資を促進することを目的とするものです。

補助内容としましては、市内全域において、市外から市内へ事務棟や研究所、研修所などの本社機能の移転を行う市外事業者に対して、補助率20%、上限1億円を補助するもの、それと、工場や物流施設、旅館や飲食サービス業の施設の新設または増設を行う市内事業者に対して、補助率10%、上限2,000万円を補助する内容となっております。

従来の企業誘致補助金では、進出先を工業団地等に限定し、かつ業種も製造業など六つの業種に限定しているのに対し、今回のこの補助金は、進出先と対象業種の制限をなくすことで、既存の補助制度では対象外となっていた工業団地等以外への進出や小売業や飲食サービス業といった様々な業種の事業拡大を補助対象とできることが最大の特徴となっております。

利用状況といたしましては、現在、この補助金に対し2件の問合せがございます。そのうち1件は市外企業からのものがございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 2件の問合せ、ぜひ、事業拡大をこのあわらの地で行ってくださいますよう私からもお願い申し上げます。やはり制限を撤廃した、この部分が一番大きい部分だろうと思っております。

再質問なんですけれども、さらなる利用拡大、進出促進に向けて、広報が必要になると思われますが、今現在の広報の方法と、さらなる利用拡大に向けた策は何か持っていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 補助金の広報についてお答えをいたします。

従来の市の広報誌、ホームページ、SNS、メールサービスへの掲載に加えまして、市外企業への働きとしては、金融機関への情報提供に加え、新聞等のメディアの積極的な活用を考えております。

また、市内企業に対しては、令和元年以来発行している企業等魅力紹介ガイドブック「BRIDGE」掲載企業へのメール等による直接広報を考えております。BRIDGE掲載企業は、市内企業の中でも継続的に一定の雇用がある企業であり、設備投資も期待できることから、ここへの直接的な働きかけは効果的であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) あわら市内の企業にはメール等を使って直接広報を行うということで、1件でも多くこの補助金を活用していただいて事業拡大をお願いしていただきたいと思っております。

私も何件か話を伺っています。ぜひ分かりやすい資料等で説明をしていただきますようお願い申し上げます。

また、頭にあると思いますが、商工会は企業と密接な関係、窓口業務を行っております。利用者の中では、あわら市商工会は非常に評価が高いということもありますので、窓口としての役割、さらなる努力をお願いしていただきますようお願い申し上げます。

本社移転等は、私も県内外の企業を訪問する機会が多いですので、積極的な営業、靴底を減らす営業を私も試みたいと思っております。

ぜひ新しく発足した副市長を中心とした情報戦略チームでは、相手が何を求めているのか、相手に何を届けたら次の扉を開いてくれるのかをしっかりと検討していただいて、助けとなるような情報発信を行っていただきますようお願い申し上げます。

この助成金に対する説明を私も3月の議会のときに受けたのですが、条件面の部分で少し質問させていただきます。

現状で労働者不足が深刻な状況にあります。

新規雇用の規定が条件だと考えられますが、労働者不足のため、あわら市内だけでは新規雇用者を確保するのは現実的に厳しい状況があります。実際に新規募集を行った業者にヒアリングを行った結果、市内での応募がゼロという企業もあり、採用したくても採用できないのが現状です。また、労働基準法やその他の法令でも、居住地を限定した採用は認められていないという現実もあります。

このような状況からも分かるように、せっかく拡充したのに採用の障壁を設けるのは得策ではないと考えられますが、市内企業の採用状況を把握し、新規雇用の条件について教えていただけると幸いです。

また、労働者不足の問題を解決するには、市外からの応募者や移住者への対応など、柔軟な採用方針が必要となりますが、市では、この課題に対してどのような支援策や取組を行っているのか、具体的に教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 市内企業の採用状況と本補助制度の新規雇用の条件についてお答えをさせていただきます。

市内企業の採用状況につきましては、複数の市内企業にヒアリングを行ったところ、今年度10人以上の新規雇用をしているあわら市内企業においては、新規雇用者の中であわら市民が最も少ないという結果となったと聞いております。

そこで新規雇用者の要件について、当初予算説明時には市外から市内への本社機能の移転に対しては市内在住の新規雇用者5名、市内事業者の新設や増設に対しては市内在住の新規雇用者3名という条件でございましたが、補助金の雇用要件の緩和を再検討し、できるだけ早く施行したいと考えております。

検討の方針といたしましては、必要な新規雇用人数を減らし、市内在住者だけでなく市外在住者の雇用でも要件を満たすようにしたいと考えております。

また、新規雇用の条件についての考え方ですが、フルタイムの従業員でなくても対象としたいと考えております。

続きまして、市外からの移住者や応募者を企業が雇用する上での支援策についてお答えをします。

市では、市外から転入した社員に借家やアパートを貸し付けて雇用する市内企業を支援することを目的とした勤労者定住促進事業補助金を平成19年から実施しております。

本補助制度は、企業が借家、アパートを賃借し、社員に有償または無償で貸し付けた場合、社員1人につき月額1万円を企業に対して交付するものです。交付限度は交付対象社員1人につき36月分までとなっています。利用状況につきましては、令和4年度の実績では2社、7人という状況であります。

今後とも企業へのヒアリングや経済懇談会を通して企業とも協議をしながら、市に一人でも多く住んでもらえるような施策を検討していきたいと考えているところです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 状況を把握することは制度の柔軟さや利用のしやすさにつながります。企業訪問、市内も当然ですが、市外にも出かけて行き、いち早く実態、状況をキャッチできるよう努めていただきたいと思います。

また、改善すべき部分はなるべく早くではなく、一刻も早くお願いします。

また、空き家対策にも確率の高い有効策になりますので、積極的な情報提供ができる仕組みを構築していただきますようお願いいたします。

次の質問に移ります。

この助成金は、駅前の商店進出にも有効だと考えますが、J R 芦原温泉駅、湯のまち駅周辺の新規出店者の状況をお聞かせ願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) J R 芦原温泉駅及び湯のまち駅周辺の新規出店者の状況についてお答えいたします。

まず、J R 芦原温泉駅周辺においては、令和3年から令和4年にかけて、洋食店やおにぎり専門店など飲食店が3店舗開店しております。そのうち1店舗は自己資金で、2店舗が県の補助制度を活用して、空き店舗を改修したものでございます。

続いて、湯のまち駅周辺においては、今年度に入って市の補助制度を活用し焼き鳥店が開店をしております。また、パン屋3店舗の出店が予定されています。いずれも空き旅館や空き店舗を利用した開業となります。

また、令和5年度において、市の商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金を募集したところ、芦原温泉駅周辺で1件、湯のまち駅周辺でも1件の応募がある状況でございます。

今後、新幹線県内延伸に向けて、1店舗でも多く開業店舗を増やし、まちの活性化を図りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 新しい店舗、非常にわくわくするような店舗ができますことを心から私も願っています。

ただ、新規出店は困難な状況であることも同時に理解しています。駅前周辺に商業施設が増えることでマーケットの拡大や、複数店舗によるシナジーが生まれ、新たな出店機会が増えることも予想されますので、ぜひとも頑張っていただきたいなと、私も含めて頑張っていきたいなというふうに思います。

この新規出店、私の印象ではスタートアップが多いような感じがします。スタートアップの初期段階での主な課題は、資金、信用、不安の三つです。自治体が支援する場合、資金支援に関しては、各自治体が似たような対応をしていると思います。

信用については、公共施設内に事務所を置くことで、行政の支援を受けているという社会的信用にもつながります。

また、不安面では、市には中小企業診断士や会計士などの専門家との連携チャンネルがあり、Makeなど提供可能なコンテンツもつくりやすい環境にあります。このようなチャンネルやコンテンツをいつでも利用できる状態にすることで、雑談やミーティング、セミナーなどを通じて、不安を解消できる可能性は高まります。また、若い職員もスタートアップ支援には興味を持っており、有効活用できるのではないかなというふうに思っています。

飲食店や一般の店舗だけではなく、製造業のまちという強みを生かした独自の創

業支援も可能です。既存の企業ネットワークを活用しながら、スタートアップにファンドを提供するなどの取組を行うことで、企業の強みをさらに伸ばし、強力な産業基盤を構築することができれば、これによりあわら市の財政基盤も向上することが期待できます。

以上のようなアプローチにより、三つの不安を解消する創業支援を提案して、私の一つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、二つ目の質問です。

3月定例会において、aキューブの耐震調査費用が計上されました。そのとき、産業建設教育常任委員会において、様々な話が上がったと思います。その際、私は、改築に限定するのではなく、あらゆる可能性を検討する意味で方向性を限定せずに、改築、新築、民間売却を含めて検討するよう発言しましたが、どのような検討がされていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) aキューブの活用に係る検討状況についてお答えをいたします。

まず、令和5年度当初予算で計上させていただいた耐震診断業務について、状況を報告させていただきます。

aキューブの活用を検討するに当たり、既存の建物を改修する場合は、耐震や基礎の安全性を確認する必要があることから、当初予算で業務委託料200万円を計上させていただきました。

新年度に入り、耐震診断業務委託の発注の準備に取りかかったところ、aキューブの前身であった倉庫の基礎の強度を確認するためには、基礎を割り、鉄筋の太さやスパンを調べるなど構造を調査した上で、基礎の図面を一から作成する必要があることが判明いたしました。

この基礎の調査は、躯体に負担をかける調査手法で、しかも多大な調査・設計費を要するものであります。

このような状況から、aキューブは耐震診断そのものが容易でない建物であり、耐震診断が不可欠である既存の躯体や基礎を利用した改修に明らかに適さない建物であると判断いたしました。よって、費用対効果の観点から耐震診断は現在実施していないところであります。

一方、aキューブの活用策について、議会から抜本的に活用方法を見直し、もっと思い切った投資するべきとの意見を受けたことに加え、アフレア内にカフェレストランの出店も決定するなど、状況も変化しております。

そこで、3月定例会のときにお示しさせていただきました、市が費用をかけてキューブ1と2をつなげレストラン機能を拡充する計画は中止させていただき、改めて検討しようという結論に至りました。

検討の方向性としては、令和6年3月に新幹線芦原温泉駅が開業し、今後の駅前にさらなるにぎわい創出が求められている中、現在のaキューブを活用した、今以

上のにぎわい創出には限界があります。

そこで、周辺商店街等の状況を適切に把握した上で、a キューブ部分に真に必要な機能は何かを検討したいと考えております。

計画検討の際には、建物の解体も視野に入れながら、民間活力の導入も検討したいと考えております。

また、様々な切り口で検討を行いたいため、サウンディング型市場調査やアドバイザーの活用など、民間の専門家等の知見を取り入れさせていただきたいと考えております。

スケジュールとしましては、今年度中に構想を考え、議会にご相談させていただき、令和6年度に設計に入り、令和7年度のできるだけ早い時期に形にしたいと考えております。

つきましては、今後、常任委員会でもご相談させていただき、お認めいただけるなら、耐震診断業務の予算200万円を計画検討の費用とさせていただきたいので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) ぜひ様々な角度から検討していただきたいというふうに思います。

私もa キューブについて一つ提案をさせていただきます。

それは、中学生や高校生が集まる交流スペースをつくることを提案いたします。

最近特に、家や学校以外での居場所づくりが話題になっています。4月に発足したこども家庭庁でも重要な政策の一つとなり、こども基本法の中にも明記されています。

子どもたちをめぐる問題が複雑化する中、学校や家庭以外で、いつでも安心して過ごせる場所をつくる必要があります。こども家庭庁は有識者による検討会で議論を進めています。年内にも、居場所づくりについて指針を策定する方針です。

このような現状を把握するため、私は複数の施設や自治体を視察しました。実際そこで目にしたのは、学校や家庭にない独自のコミュニティが存在していることでした。大学生のボランティアや地域の人々の協力、そして中学生や高校生たちが自主的に参加し、実際にリアルな交流を楽しんでいる様子が印象的でした。まるで毎日が学校祭の準備をしているような雰囲気でした。

視察した施設では、実際に利用登録されている生徒さんの数も対象学生の5分の1を上回るようで、施設は朝9時から夜9時まで開放されているため、放課後に利用するだけでなく、昼の時間帯には本来対象外の不登校の学生さんたちも利用しているとのことでした。

このような子どもの居場所づくりについて、市ではどのように考えていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 市内の中高生に関しましては、生徒の多くが学校の部活動に加入しており、中学生については、9割以上の生徒が加入し、放課後の受皿になっております。

しかし、中高生が、部活動以外に自主的で自由な交流を楽しむコミュニティの場は十分でないかもしれません。

今年4月に設置されましたこども家庭庁は、子どもの居場所づくりを新しい政策課題と捉え、年内には子どもの居場所づくりに関する指針を策定する計画です。

引き続き、国の動向を注視しながら、aキューブにつきましても、さきに答弁申し上げたとおり、その整備の在り方を民間の方々と一緒に検討したいと考えております。

議員ご提案の中高生の交流スペースとしての機能についても、その中でしっかり考えてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） ぜひそれを検討して、検討の一つの材料として話を前に進めていただけたらなというふうに思います。

じゃ、なぜこういうスペースが駅前に必要だと私が言うかということ、それは学校と家庭との間に位置する場所だからです。つまり、子どもたちが自ら通える場所であれば、何の意味も持たない施設になってしまいます。

実際に近くのアフレアを見ていると、中学生や高校生の数が多く、友達同士で勉強したり、お弁当を食べたり、楽しそうに話している姿があふれています。これは本当の意味でのにぎわいであり、ふだんここに住んでいる人々が集まる様子にほほ笑ましく感じています。

また、学生が多く集まるスペースを駅前につくることによって、にぎわいだけではなく、新たな市場を生み出します。通常、学割といえば定価より割引をして販売するイメージがありますが、学生は情報発信が非常に上手であり、学生向けの商品開発にもつながります。

また、新たな市場を創造することができます。例えば、学生が飲食店やカフェを利用する際、学生向けの特典や割引を提供することで、学生の利用を促進することができます。さらに、学生たちが自らアイデアを出し、学生向けの商品やサービスを開発する場を提供することで、新しい市場が形成される可能性があります。

学生たちはトレンドに敏感であり、新しい商品や体験に興味を持ちますので、駅前の居場所がそのような創造的な活動の場となることが期待されます。

また、駅前に居場所をつくることで、子どもたちの安心や安全も考慮されます。駅周辺には人通りが多く、交通の利便も高いため、子どもたちが1人で行き来することも比較的安全です。

また、駅前には警察や駅員などの安全確保のための施設や設備も整っているため、緊急時にも迅速な対応が期待できます。

総じて駅前に居場所をつくることは、子どもたちの成長や交流の場を提供することだけではなく、新たな市場の創出や地域の活性化にもつながると考えられます。

私は、子どもたちが安心して過ごせる駅前の居場所づくりに積極的に取り組むことで、地域全体の魅力向上や子育て環境の充実に寄与できるのだと考え、1階はカフェ、2階、3階は交流スペースのような複合施設を提案いたします。国や県の力を借りながら新しいモデルケースにすることで、財政の助けともなることでしょう。

今をつくる投資も必要ですが、未来をつくる投資はもっと重要です。新幹線開業までに何かを行うことよりも、新幹線をきっかけに、この先の未来を前進させることのほうが重要だと私は主張して、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

（午前11時51分）

○議長（山田重喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◇平野時夫君

○議長（山田重喜君） 続きまして、通告順に従い、8番、平野時夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 通告順に従いまして、8番、平野時夫、一般質問を行います。分割質問分割答弁で行います。

最初に、自転車ヘルメット着用の推進について質問いたします。

本年4月から自転車に乗る際のヘルメットの着用が、年齢を問わず努力義務となって2か月たちました。当然、自転車の道路区分は軽車両であり、車道を走行することが原則求められます。

ヘルメットをかぶらずに自転車に乗っていて事故に遭うと大変危険であることは申すまでもありません。自転車乗用中の交通事故で亡くなった人の58%は頭部に致命傷を負っているそうです。そのうち7割が65歳以上の高齢者が占めているという調査結果もあります。

また、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、ヘルメット着用者に比べて2.2倍と高くなっています。日本自動車連盟（JAF）の実験では、転倒時の頭への衝撃はヘルメットを着用していない場合、着用している場合の約1.7倍に上るとのこと。にもかかわらず、自転車利用者のヘルメット着用率は、民間団体の調べによると全国平均で約11%と極めて低い状況なのです。

理由として、「ちょっとした外出だから」また、「通勤で電車に乗るとヘルメットは荷物になる」、「ヘルメットを買うのにお金がかかる」また、「かぶらなくても大丈夫だろう」などの声や意識の低さがあり着用率は伸び悩んでいるのです。

しかし、私は、現在の努力義務化から義務化への移行はそう遠くはないのではないかと考えています。

何より、シートベルト同様、大事な命を守るためにも早く定着してほしいものです。形から入った私もヘルメットを買いそろえてはみたものの、いまだかぶって自転車走行はしていませんが、この夏は楽しんで汗を流したいと思っております。

そこで、これらのことを踏まえ提案いたします。

自転車ヘルメット購入に当たり、補助金制度を設けていただきたいのですが、いかがでしょうか。

既に購入費に対して補助を始めた自治体もあり、全国的に補助制度が広がれば、家計の負担が減ることでヘルメットを購入しやすくなります。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長(山下綱章君) 1点目の自転車ヘルメット購入に対し補助制度を設けていただきたいについてお答えいたします。

改正道路交通法の施行により、今年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となりました。

一方、福井県では、これに先立ち、福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例が令和4年7月1日から施行され、ヘルメットの着用が既に努力義務となっております。

警察庁での平成30年から令和4年までの調査では、自転車乗車中ヘルメットを着用していなかった人の致死率について、ヘルメット着用者に比べ2.1倍も高かったとの結果が出ており、自転車乗車中の交通事故で亡くなった人の約6割が頭部に致命傷を負っているという結果も出ております。

その中には、ヘルメットを着用していれば防げた命もあったのではないかと考えられます。ヘルメットを着用することにより頭部を守り、交通事故での被害を軽減いたしますが、購入には家計の負担が伴うのも事実でございます。

議員ご提案のとおり、ヘルメット購入の補助金制度を設けることで、家計の負担は軽減されるほか、ヘルメットが購入しやすくなることで着用率が上がり、交通事故の被害軽減にもつながると考えられます。

自転車用ヘルメットは、自転車利用者にとって命を守る大切な用具となります。

また、交通事故の被害軽減、子育て支援の観点からもヘルメット購入補助金制度の導入は有効であると考えられます。

しかしながら、補助金制度の導入については、申請手続の負担や事務の煩雑化などの様々な課題がございます。

市といたしましては、ヘルメット購入補助金制度の導入の是非について、ほかの市町の状況などを踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 改正道路交通法、4月1日に施行されるに先立って、福井県では昨年の7月に県自転車条例を施行し、ヘルメット着用の努力義務に加えて利用者に保険加入を義務づけております。

先月31日付福井新聞に、越前警察署が4月に高校生の着用率アンケートを実施した旨の記事がございました。生徒の9割はヘルメットをかぶらないという回答だったそうです。教員は、大人はつけていないのに生徒に強要、強制するのは無理があると、着用率を高めるには、大人が変わっていかないとというふうにして指摘しております。

そこでお伺いいたします。努力義務化となった今、あわら市として自転車ヘルメットの着用に対する何らかの市としての取組は考えておられるのでしょうか。再質問させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。

市では毎年4月と5月にわたり、あわら警察署、市の交通指導員の協力の下、市内の各小中学校において、児童・生徒を対象に自転車などの交通安全教室を実施しているところでございます。

その中では、一般的な交通ルールの習得や自転車に乗る際のヘルメットの着用の重要性について伝えているところでございます。

また、交通安全県民運動における早朝一斉街頭指導においても、ヘルメットの着用を一般市民へ呼びかけているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 取組を今お聞きいたしました。しっかりと学生さんにはそういったヘルメット着用についても、しっかりと着用を強く促していただきたいと思えます。

県内でヘルメット購入費の補助制度を導入している自治体があると思えますけれども、その補助内容を含めて状況を教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長（山下綱章君） 次のご質問の県内自治体の購入補助金導入の状況とその内容についてお答えいたします。

県内では、ヘルメット購入補助金制度を設けている自治体は、大野市、美浜町、この二つの自治体が購入補助金制度を導入しております。その補助内容といたしましては、自転車ヘルメット1個につき、大野市では、幼児、小中学生を対象に1,000円を補助しております。また、美浜町では、13歳未満の児童、65歳以上の高齢者の方を対象に2,000円を上限に補助制度を導入しているという状況でございます。

ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) まだ補助制度を導入しているところはまだ数少ないわけですが、県を挙げて着用推進に取り組んでいる自治体の先進事例の一つであります。愛媛県ですけれども、高校通学時でのヘルメット着用を義務づけており、生徒の着用率がほぼ100%だといえます。

2013年に自転車条例施行、2015年には県立高校生に通学時の着用を義務づけて、対象者全員にヘルメットを無償配付したとのこと。

県レベルの特異な事例かもしれませんが、ヘルメット着用の推進にいかにか力を入れているかが見てとれます。

今後のあわら市の取組に私も期待しておりますので、ぜひ前向きに、速やかに、補助制度の導入に向けて取り組んでいただきたいと思います。

1問目の質問はこれで終わらせていただきます。

二つ目の質問ですけれども、視覚障がい者の情報取得サポートについて質問させていただきます。

申すまでもなく、読むという当たり前のことが当たり前じゃない人たちがたくさんおられます。また、目の不自由な方はもちろん、お年寄りにとっても読むことは重労働です。そして、日本に住む多くの外国人も見知らぬ文字に囲まれて、さぞ不安な毎日を送っていると思われま。

そこで、今回取り上げたのは、スマホアプリ「Uni-Voice」というのを使って、紙面右下に表示されている音声コードを読み取って、紙面の内容を読み上げてくれるシステムの導入についてです。

現在も、読み取り装置には文字コードを読み取るタイプや、紙面全体を取り込んで読み上げるタイプなど数種類あるそうです。

ただ、文字コード読み取りで10万円程度、スキャンタイプだと20万円ほど——ただし、視覚障がい者には日常生活用具としての補助がありますけれども——とされています。高額でございます。

しかし、このUni-Voiceはスマホがあれば、無料のUni-Voiceアプリをインストールするだけで使えるので、導入の垣根も低く誰でも簡単に使えます。音声コードの作成アプリは、自治体や公益社団法人には無償対応してくれるので、こうした公的機関での導入もしやすくなっています。

なお、Uni-Voiceの一つの音声コードは標準で約800文字までの要約した内容としています。

ただし、この文字コードの横には用紙に切り欠きを入れることがルールになっています。このため通常の印刷に加えて、切替え、切り欠きを入れる経費が若干プラスされます。

そこで伺います。

あわら市は、視覚障がい者用活字文章読み上げ装置の利用についてはどのような見解を持っておられるのでしょうか。

1 回目の質問とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長 (山田佳子君) 視覚障がい者用活字文章読み上げ装置利用についての見解はどの質問にお答えいたします。

視覚障がいのある方は、必ずしも点字が読めるわけではなく、多くの方は音声や拡大文字によって情報を得ています。

文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法などがございます。

この読み上げソフトなどを用いる装置は、卓上ではありますが、ある程度の大きさと重量があります。また、日常生活用具として障がい者給付の対象になっていますが、購入には一部自己負担が生じます。

一方、U n i - V o i c e コードは、印刷物の文字情報を二次元コードに変換したもので、スマートフォンやタブレット端末を使って文書を読み上げることができ、誰でも情報を得ることができます。

現在、本市では、障がい者福祉ガイドブックにU n i - V o i c e コードを活用しています。

議員ご指摘のとおり、U n i - V o i c e コードを作成するためのソフトは、官公庁、公益法人、当事者団体であれば無償で貸与されており、導入しやすいものとなっております。

また、音声コードがある位置を表すため、音声コードを印刷した紙面の横部分に半円の切り欠きを入れる必要がございます。切り欠きの加工経費が加算されることとなります。

スマートフォンやタブレットが普及している中であっては、市の発行物におきましても、この音声コードを積極的に活用し、視覚障がいのある方にも配慮したものとしていければと考えます。

ただし、切り欠き作成に係る印刷費用負担の増大や音声コードの読み上げ確認に非常に時間を要します。

音声コードは、広報紙など情報伝達の速さが求められるもの、文字量の多いものには不向きな部分があります。まずは、住民の安心・安全に直結する防災ハンドブックなどのリーフレットから音声コードを取り入れられないか、研究したいと考えております。

今後も、デジタル技術などの進展を注視し、誰もが必要とする情報を入手しやすくなるよう努め、情報のバリアフリー化を進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (山田重喜君) 8 番、平野時夫君。

○ 8 番（平野時夫君） 情報量の関係でサポートが厳しいものもたくさんあると思いますけれども、あわら市の発行物、あわら地域包括支援センターのガイドブックとか、また、ごみガイドブックなどは、情報取得サポートの研究対象には加えられないでしょうか。

再質問させていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） ご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターでは、ガイドブックではなく、チラシを発行しております。今後、音声コードが添付できないか、検討してまいりたいと思っております。

また、ごみのガイドブックについても、今後検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 8 番、平野時夫君。

○ 8 番（平野時夫君） ぜひ検討をお願いいたします。

次の質問内容については、当然視野に入っているかもしれませんが、お聞きいたします。

選挙の投票所入場券に音声コードを付与して発送している先進自治体があります。また、公的な通知や広報、年金、医療、各種の保険のお知らせや公共料金の通知などについても音声コードの普及対象として進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおりなんですけれども、音声コードを公的印刷物につけることを検討するためには、音声内容を編集します時間や印刷、切り欠き加工に係る時間を考慮する必要があります。ございます。

これらのことを考慮しながら、様々な公的な印刷物への音声コードの普及に関して、研究を進めてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 8 番、平野時夫君。

○ 8 番（平野時夫君） 視覚障がい者が印刷された活字情報を音声で取得するために開発された福祉機器「活字文書読み上げ装置」という優れたものがございます。これは、専用のソフトで音声コード、二次元コードを印刷物に添付すれば、機器を操作するだけで簡単に活字情報を正確に音声化する装置でございます。

全国市区町村の日常生活用具給付制度を利用して、この装置を重度視覚障がい者の方に給付していますが、あわら市に該当する方は何名かおられるのでしょうか。

質問いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 本市におきましても、障がいのある方の日常生活の便宜を図るために用具を給付します日常生活用具給付制度を導入しております。

その中で、議員がおっしゃられました活字文字読み上げ装置については、令和3年度、4年度ともに実績はございません。ただし、その他の視覚障がい者向けの情報・意思疎通支援用具では、令和3年度には4人、令和4年度は9人に対し給付をさせていただいております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 全国の視覚障がい者数は30万人強と言われております。その約9割が点字を読めないそうです。印刷物への音声コード添付については、厚生労働省、経済産業省後援事業「紙による情報バリアフリー化推進運動キャンペーン」で、産学官一体となって推進されており、平成19年度以降は、全国の行政機関や医療機関で発行している印刷物への音声コード導入が促進されております。

あわら市もサポート体制整備が可能な事業から積極的に推進していただきたいと申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

続いて、投票率向上対策について質問させていただきます。

昨年6月の定例議会において、木下議員が選挙の投票率低下対策について一般質問をされました。選挙は主権者である国民に託された大事な1票を投じて、その代表を選ぶ民主主義の根幹であります。誰もが昨今の投票率の低さを懸念しているのではないのでしょうか。

1人でも多くの有権者が投票所に足を運ぶよう取組を強化すべきです。そこで、私も議員の果たす役割として、具体的で説得力のある政策を提示することはもちろん、とりわけ重要なのは、政治に参画しているという実感を有権者が持てるよう努力することではないかと考えています。1票に込めた思いが形になったとの経験は、政治への関心を高めるに違いありません。

自治体では、期日前投票に力を入れ、人出の多い商業施設内に投票所を開設したり、投票箱を積んだワゴン車が地域を巡回する移動投票所や、高齢者など移動が困難な人のための無料送迎サービスを実施するところが増えていきます。こうした工夫を自治体間で共有し、投票環境の向上に一層知恵を絞っていかなければならないのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。

現在、あわら市では、投票率向上のため、具体的にどのような取組をされているのか、そして、今後、新たな施策があればお示しください。

次に、誰もが投票しやすい環境にということで、投票所において障がい者や高齢者の方などを手助けする投票支援カードや、イラストや文字を指などで指して困っていることを伝えるコミュニケーションボードの導入を提案いたします。

この施策は愛媛県四国中央市で今年4月の統一地方選から導入しておるそうです。投票支援カードはA4版で、投票の際に手伝ってほしい内容にチェックを入れて、

入場整理券と一緒に係員に手渡すとスムーズに投票できるという仕組みになっているのです。

具体的には、「投票用紙に代わりに書いてほしい」また、「候補者名を読んでほしい」、「候補者名を書いた紙や名刺を見て書いてほしい」など6項目が記載されており、市のホームページからもダウンロードして印刷できるようにもなっております。

市の選挙管理委員会では、山間部への移動、期日前投票所の開設や、障害者手帳などの交付を受けている人が投票する際のタクシー代全額補助なども行っております。

今回の県議選四国中央市選挙区の投票率は前回よりも6.77ポイント上昇したそうであります。投票を諦めていた、または諦めざるを得なかった方々の投票率アップにもつながったものと言えます。

この事例から、誰もが気軽に投票しやすい環境を整備しながら、投票率アップにつながる取組の必要性を強く感じました。

こういった先進事例を参考にしながら、あわら市として投票箱を積んだワゴン車が地域を巡回する移動投票所や移動困難な人のために無料送迎サービスを実施する考えはございませんか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 1点目の投票率向上のために取り組んでいる内容と、新たな施策があるかとのご質問にお答えいたします。

近年の投票率の低下は、本市の選挙管理委員会においても危惧しており、今年4月に執行された福井県知事選挙において、投票機会の拡大、有権者の利便性及び投票率の向上を図るため、試行的に臨時期日前投票所を開設したほか、アフレア内の大型ビジョンで選挙啓発コマーシャルを放映し投票を呼びかけました。

臨時期日前投票所については、4月1日と2日の両日、北潟公民館及び坪江公民館で午前10時から午後7時まで開設し、合計81人の方が投票されました。

坪江公民館の臨時期日前投票所には、坪江地区の方にとどまらず、劔岳地区や仕事帰りに立ち寄ったという金津地区の方の利用もあり、一定の効果があったと考えております。

アフレア内の大型ビジョンによる選挙啓発では、バドミントンの世界的プレーヤーである福井県出身の山口茜選手を起用した、福井県作成の選挙啓発コマーシャルを放映し、通勤通学などでJR芦原温泉駅を利用する方に投票の呼びかけを行いました。

投票率については、残念ながら平成31年の前回よりも約19ポイント下回る結果となりました。この要因として、今回の知事選挙と同日に実施される予定であった、あわら市の県議会議員選挙が無投票当選により実施されなかったことが要因と考えられます。

今後は、多くの市民が利用するスーパーマーケットなどの商業施設や駅、金津高校生を対象とした高校での期日前投票所の開設について、他市町の事例を参考にしながら、課題を整理し、研究を進めていきたいと考えております。

また、引き続き、若い世代に対する政治や選挙に対して関心を持ってもらう主権者教育などを継続して行うとともに、若い世代がコミュニケーションツールとして利用することの多いユーチューブやインスタグラムを活用した投票の呼びかけなど、創意工夫を凝らした選挙啓発を実施しながら、投票率の向上に努めてまいります。

次に、2点目の投票所に障がい者・高齢者サポート用に、投票支援カードとコミュニケーションボードの導入をとのご質問にお答えします。

障がい者や高齢者の方の投票を手助けするコミュニケーションボードにつきましては、北海道札幌市や静岡県富士宮市など、その利用は全国に広がっております。

コミュニケーションボードは、投票所で予想される困り事や手伝ってほしいことをイラストや文字で表示したものです。支援を求める投票者が対応してほしい内容を指さすことで、自分の意思を事務従事者に伝えることができるものです。

投票所における選挙人との円滑なコミュニケーションが図れることから、既に取り入れている自治体を参考にしながら、次回の選挙から導入してまいりたいと考えております。

なお、投票支援カードについては、コミュニケーションボードを補完するものと考えております。まずは、コミュニケーションボードを導入し、その活用実績や利用者のご意見等を踏まえて検討してまいります。

3点目の移動困難な人のために移動投票所や無料送迎サービスを実施する考えはないかのご質問にお答えします。

議員からご提案ありました移動投票所につきましては、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者と言われる選挙人や投票所までの距離が遠い選挙人の投票機会の確保の観点のほか、感染症対策のため選挙人の分散を図る観点などから、有効な取組であることは認識しております。

しかしながら、その一方で、二重投票防止のためのネットワークの構築、投票所スペースの確保、投票の秘密を確保するためのスペースの確保、投票箱、投票用紙の保管場所等の確保、事務従事者の確保など、多くの課題もあるため、慎重に判断しなければならないと考えております。

また、無料送迎サービスにつきましては、高齢者の外出支援を図るため、7月1日から、自宅まで乗車できるようサービスを拡充した乗合タクシー制度や福祉タクシー制度がございますので、この制度をご利用いただき、投票所に来ていただきますようお願いしたいと思います。

さらに、自宅などから郵送等で投票できる不在者投票制度の利用を周知してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 先ほどの市長の答弁の中で、移動投票、送迎サービス、様々なクリアしていかなければならない課題があると思いますけれども、一つ一つクリアしていったほしいわけですが、先進事例をしっかりと参考にさせていただいて導入されることを願っております。

高齢化の進展に伴って、病気や足腰など身体の弱体化は避けられませんが、障がい者の方々をはじめ、少しの手助けがあることで安心して投票所に行ける環境づくりは必須であると考えます。

候補者名を覚えて投票所へ行くだけで緊張される方もいらっしゃいます。市民が気軽に気持ちよく投票ができるような環境をぜひつくっていただきたいのです。

私は、投票所内の雰囲気のことでもいつも感じていることがあります。それは、表現が少しばかり悪いかもわかりませんが、静かな監視の下、ある種異様な空気の中で、有権者は淡々と投票を済ませます。そもそも娯楽ではないので当然ですが、率直な感想を言えば、つまらない、楽しくないでしょうか。その空間に、感謝やねぎらいの言葉も交わされることもなくです。

逆に、ありがとうございました、ご苦労さまでした、また、お疲れさまでした、気をつけてお帰りくださいなどの一言や、投票所内に静かにBGMが流されていれば申し分なく、雰囲気は一変するのではないかと考えます。

投票に行ってもよかった、楽しかったの、そこまできなくてもそういったコメントが聞かれるか、また、直接投票率アップに結びつくかはわかりませんが、気持ちよく投票できるよう、主催者側の運営が可能な範囲で改善されることを望むものです。当局の考えを最後にお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 今ほどの投票所内の雰囲気に関しましては、現在投票に来た市民の皆様に対しまして、おはようございます、こんにちは、お疲れさまですなどの挨拶を行い、明るい雰囲気づくりに努めているところでございます。

しかしながら、投票所内が混雑している場合など、なかなか一人一人への丁寧な声かけなどが難しい場合もございます。

いま一度、選挙事務従事者に対しまして、丁寧な挨拶を行うよう指導してまいります。

また、BGMなどについては、ほかの市町の事例なども調査の上、投票所内の明るい雰囲気づくりに努めてまいりたいと考えております。

ただし、言うまでもなく、選挙制度は政治の根幹をなす重要な制度です。公正公平が大原則であり、投票用紙は厳重に管理され、投票事務に際しては、投票用紙の交付や選挙人名簿との照合作業などに間違いがあってはなりません。

また、選挙人一人一人の投票がこれからの社会の方向を決める大切な1票になることから、投票所内に一定の緊張感といったものはおのずとあるものと考えておりますので、その点につきましてはご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) 有権者が投票に来られて変なプレッシャーを感じないような、いい雰囲気の中で投票できるように、少しでも改善していただきたいと思います。
以上で一般質問を終わります。

◇北浦博憲君

○議長(山田重喜君) 続きまして、通告順に従い、5番、北浦博憲君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。質問は、分割質問分割答弁方式で行います。

空き家対策について。

空き家の問題は、全国的にも大きな課題であり、各地でその対策が進められています。

総務省が2018年、平成30年に行った住宅・土地統計調査によりますと、売却用住宅、賃貸用住宅、別荘など以外の住宅、いわゆる一般用の住宅で居住者の死亡や転居、実家を相続した子などが居住しないなどによる空き家は、2018年には347万戸と20年間でほぼ倍増し、人口減少や都市への人口移動もあり、2030年には470万戸に増える見通しとされています。

管理がなされていない空き家、放置された空き家は、外壁材や屋根材の腐食、家屋の倒壊など危険な状態となるほか、悪臭、雑草の繁茂、庭木や垣根の伸び切り、交じり合った枝など、衛生面や景観の悪化をもたらす地域住民の生活環境にも深刻な影響を及ぼすと言われています。

本市では、第2次総合振興計画後期計画、第2期あわら市空き家等対策計画に基づき、空き家情報バンクによる空き家などの流通、活用しやすい取組を進めるとともに、空き家の取得やリフォームの支援、略式代執行による特定空き家の除却などの対策が進められています。

今日は、本市の空き家の状況、そして今後の進め方について質問をしていきたいと思えます。

1点目、現在の空き家、特定空き家の件数、空き家情報バンクの登録件数、成約件数、行政代執行、略式代執行の件数はどれくらいかお尋ねをします。

2点目、空き家はきちんと管理がされていなければ、火災の発生や不審者の侵入など、事故や犯罪の温床となる場合もあります。空き家は地域にあることから、自治会などとの連携が必要だと思います。第2期空き家等対策計画に定められている地域住民などによる空き家などの見守り活動を支援する仕組みづくりはどうなっているか。

3点目、空き家の状態に起因して人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するため、緊急の必要があると認めるとき、市はどう対応するのか。

4点目、県内では多くの市町が条例を制定し、対策を進めています。本市では条例化の検討はされているのでしょうか。平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法——以下、空き家法と表現させていただきます——が完全施行され、さらに、今年今月7日には、市町村の空き家活用に向けた区域や指針を策定する制度の新設などを柱とする改正空き家法が成立しています。

空き家の適正な管理について、市の考えを反映するための条例が必要ではないでしょうか。市のお考えをお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、大角勇治君。

○創造戦略部長(大角勇治君) 1点目の市内の現在の空き家、特定空家の件数、空き家情報バンクの登録件数、成約件数、行政代執行、略式代執行の件数はどれくらいかとのことご質問にお答えします。

まず、空き家と特定空家の件数については、令和4年度末時点で、空き家が653件、特定空家が9件となっています。

次に、空き家情報バンクの登録状況については、令和4年度の実績を申し上げますと、3年度末の登録件数が17件で、4年度の新規登録が31件、それから成約13件と取消し4件を差し引いて、4年度末の登録件数は31件となっています。

続いて、行政代執行及び略式代執行の件数につきましては、行政代執行が令和2年度に実施した1件のみとなっております。略式代執行については、元年度及び2年度に各1件ずつと4年度に2件で、これまで4件、昨日より略式代執行により取りかかりました1件と合わせまして、合計5件となっております。

次に、2点目の第2期空家等対策計画に定められている地域住民等による空き家の見守り活動を支援する仕組みづくりはどうなっているかとのことご質問にお答えします。

空き家対策を総合的かつ計画的に実施するためには、空き家の件数、老朽化の程度など、その実態を把握することが重要です。

現在、行政連絡員や近隣住民などから、空き家の情報をはじめ管理不全状態の空き家に対する情報提供や相談等を受けた場合は、市が現地を確認した上で、その所有者または相続人を調査し、市から改善要請を行っています。また、場合によっては、市が所有者と直接連絡を取り、その後、相談者に対して状況を伝えるなど、情報提供を行っています。

さらに、活動に対する支援については、集落ときめき活動事業補助金を活用して実施しております。なお、今年度から、集落活性化支援事業補助金に制度を改め、集落の美化活動や見守り活動を支援したいと考えています。

これら地域住民等との連携や活動への支援については、今後、広く周知しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の特定空家の状態に起因して人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するため、緊急の必要があると認めるとき、市はどう対応するのかとのご質問にお答えいたします。

原則、空き家は個人の財産であり、危険等が生じる、またはその可能性がある場合については、所有者が自らそれを回避する措置等を講じる必要があります。

ただし、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合は、災害対策基本法に基づき、必要な措置を講じることができるとされています。

実際に、令和3年度には、災害級の大雪をもたらすラニーニャ現象が発生する可能性が高いという予報を受け、災害対策基本法に基づき、市が空き家の屋根瓦落下を防止するために必要な措置を講じております。

4点目の質問については、市長からお答えをさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 4点目の空き家等の適正な管理について、市の考えを反映するための条例が必要ではないかとのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本市では空き家の適正管理に関する条例を制定していませんが、国の空き家法や第2期あわら市空家等対策計画に基づき、空き家対策を進めてまいりました。

第2期あわら市空家等対策計画は、空き家法第6条に基づき策定した計画で、空き家対策に関する市の方針を示した計画となっております。

本来、空き家の管理は所有者が行うことが原則ですが、危険な状態が切迫している空き家など緊急措置を講じる場合においては、先ほども申し上げたとおり、災害対策基本法などに基づき市が対応しております。

今後は、こうした空き家について、安全性の担保や二次被害を起こさないための防災措置として、より柔軟かつ迅速な対応が必要となる可能性も考えられることから、特定空家に認定されていない空き家への立入調査や、台風、大雪などが無い場合でも、明白な危険がある場合、緊急安全措置を認めるなどの規定を備える、空き家の適正管理に関する条例の制定について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) それでは、再質問に移らせていただきます。

まず1点目についてですけれども、本年3月末現在の空き家数は653件とのことでしたが、市内130行政区としますと、単純に割り算をしますと、1行政区当たり5件の空き家があることとなります。今後の空き家数をどれくらいと想定しているのかお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、大角勇治君。

○創造戦略部長(大角勇治君) 今後の空き家数につきましては、高齢の単身世帯の増

加や三世代同居世帯が減少していることから、現在、居住している持家が将来的に空き家になる可能性は高く、今後増加が見込まれております。

これまでの空き家の推移から、令和元年度の610件と本年3月末の653件を比較しますと、3年間で43件、約7%の増となっております。

これを今後の増加率として試算しますと、3年後の令和7年度にはおおよそ700件、さらに3年後の令和10年度には750件となることが推測されます。この750件を少しでも抑制するために、様々な施策を講じていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) まだまだ少子化も進むような状況でございますので、また空き家が進んでいくというようなことも予想されておりますので、また効果的な施策を講じていただきたいというふうに思います。

それでは、この1点目の再質問の二つ目でございますけれども、市外出身の方が、ふくい園芸カレッジで学び、市内で就農しようとして空き家を探しても、なかなか住居が見つからないと聞きました。单身の方もいれば、ご家族で引っ越してこられる方もおられます。人口減少が続く中、気持ちよく移住していただくための支援が大切だというふうに思います。就農支援担当課との連携等はできているのかお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、大角勇治君。

○創造戦略部長(大角勇治君) 新規就農者が住まいを探している場合は、農林水産課や丘陵地農業支援センターと市民協働課で情報共有を行っております。現在までに、空き家情報バンクの物件などを紹介し、入居につながったケースは4件ありまして、内訳は購入が2件、賃貸が2件となっております。

また、新規就農者の空き家の取得2件、リフォーム4件に対しまして、あわら市空き家取得等支援補助金による支援を、さらに1件についてはあわら市移住促進支援金により支援を行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 続きまして、2点目の再質問でございますけれども、空き家の管理不全な状態が確認され、所有者に適切な管理を促した件数はどれくらいあるのか。また、自治会の協力を得た例はあるのかお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、大角勇治君。

○創造戦略部長(大角勇治君) 空き家の管理不全に関する情報提供や相談等については、令和4年度には42件ございました。そのうち、市から所有者へ管理を促すために要請文を送付した件数は25件となっております。残りの17件については、

電話連絡等で対応したものや、所有者が自治会内にいるということで、区長に依頼し、協力を得たものがございます。

また、自治会の協力を得た事例としましては、市が所有者に許可を得まして、自治会が雑草や雑木を伐採したという事例がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 続きましてですね、再質問ですけれども、空き家法第13条では、「市町村は、空き家等及び空き家等の跡地(略)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする」というふうにあるんですけども、跡地の利活用については進んでいるのかお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、大角勇治君。

○創造戦略部長(大角勇治君) まず、行政代執行により除却した特定空き家1件の跡地につきましては、第三者に売却をしまして、除却費用の一部として回収をしております。

略式代執行により除却した特定空き家の跡地につきましては、4件中4件が借地だったために、土地の所有者に返還され管理をされています。

また、特定空き家等除却支援補助金を活用し所有者が自ら除却した11件につきましては、3件が駐車場として利用されております。2件が不動産事業者の管理で売却に向けて動いております。そのほかに関しましては、所有者が管理をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 続きましてですね、次の再質問なんですけれども、所有者などが市外に住んでおられて、空き家を除却した後の草刈りなど宅地の維持管理が大変でなかなか取壊しができないという話も聞きました。地域の生活環境維持のためにも、自治会などの協力で跡地管理を行う方法を検討してはどうかお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 創造戦略部長、大角勇治君。

○創造戦略部長(大角勇治君) 市では、まずは、空き家となった早い段階で、所有者等に対しまして、あわら市空き家情報バンクへの登録を働きかけ、空き家が流通、活用されやすい取組を進めております。

一方、雑草や雑木といった宅地の維持管理が原因で相談や苦情を受けた場合は、所有者等に対しまして管理を要請するとともに、維持管理のサービスを提供している事業者などを紹介しています。

あわせて、今後は、集落の美化活動を支援する集落活性化支援事業補助金の活用について、自治会への周知を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 次に、3点目についての再質問でございますけども、今ほどのご答弁の中で、災害対策基本法の話がありました。

災害対策基本法に基づく応急措置は、豪雨、地震、豪雪などにより災害が発生し、または今まさに発生しようとしているときに、消防、水防、救助その他の災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施しなければならないとされているものです。

空き家で、経年劣化で屋根瓦が道路に落下し通行人がけがをするおそれがある、冬の寒さで水道管が破裂し付近にあふれてきている、外壁が突風で剝がされ隣の住宅に害が及ぶおそれがあるなどの状態全てで、災害対策基本法による応急措置での対応は無理があると思います。

もちろん原則的には、空き家の所有者が対応することが必要だと思いますが、緊急を要し、市民に害が及ぶことが予想される場合に、市が何に基づいて、どう対応するのか、定めておくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 創造戦略部長、大角勇治君。

○創造戦略部長（大角勇治君） 先ほどの市長の答弁でもお答えいたしました。空き家の適正管理に関する条例の制定について検討をしまして、その中で、人命や身体、または財産に危険が及ぶことが想定される場合の対応について考えてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） ぜひ条例の制定を検討する際には、空き家法などの法律をスムーズに適用させるため、また、場合によっては、法律に上乘せするような内容も必要かと思えます。

空き家が特定空家の状態とならないよう、自治会との協働、国や県、警察署など関係機関との連携、必置規定と言われている、今ほどお話ございましたが、人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するための緊急安全措置、固定資産税の住宅用地特例の解除、空き家などの跡地の活用などについてもよく検討をし、条例の制定につなげていただきたいというふうに思います。

空き家対策は人口減少対策とともに市の喫緊の行政課題で、条例の制定を含め、さらなる市の積極的な対応が求められています。こうした点を踏まえ、空き家対策に対する市長の意気込みをお伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま議員ご指摘のとおり、今後ますます空き家が増加していくことが予想されております。

空き家には、適切な管理が行われず、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし

ているものがある一方で、利活用可能な遊休資産となっているものも多く存在しております。

これらの利活用や、管理がされずに明白な危険がある空き家については、先ほどから申し上げております空き家の適正管理に関する条例の制定を含め、積極的に対策を講じてまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 以上で私の一般質問を終わります。

○議長(山田重喜君) 暫時休憩いたします。再開は14時15分といたします。

(午後2時05分)

○議長(山田重喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時15分)

◇室谷陽一郎君

○議長(山田重喜君) 続きまして、通告順に従い、7番、室谷陽一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 通告順に従いまして、7番、室谷、分割質問分割答弁にて一般質問を行います。本日最後の一般質問を行わせていただきます。

毎年、各地で風水・土砂崩れによる災害が発生しております。昨年は、福井県におきましても、南越前町、勝山市等で、水害による土砂崩れ等の災害が起きました。

地震においても日本全土で頻繁に発生しています。特にここ最近では、能登半島珠洲市で大きな地震があり大変な災害がありました。また、福井県においても昭和23年に起きました福井地震から75年たとうとしており、いつ何どき大きな地震が起きるとも限りません。

いま一度、災害時でのあわら市としての対応、準備について質問させていただきます。

一つ目、あわら市の災害時における指定避難所は何か所設定しているのか。

二つ目、それぞれの指定避難所の開設指示と開設責任者はどのようなになっているのか。

3番目、避難者の受入れと避難所の運営は、誰が、どのように行っていくのか。

4番目、災害に対する資材、食料、水等の備蓄はどのようなになっているのか。

5番目、あわら市の災害時における福祉避難所は何か所設定しているのか。

6番目、災害時における福祉避難所は、避難所としてはどのような位置づけになっているのか。

以上、答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 1点目のあわら市の災害時における指定避難所は何か所設定しているのかとのご質問にお答えをいたします。

本市では、災害対策基本法に基づき、建物の耐震性や浸水リスク、救援物資の搬入のしやすさなどを考慮し、地震や水害時でも市民が安心して避難できる場所として、市内小中学校や高校など、22か所を指定避難所として設定しております。

次に、2点目のそれぞれの指定避難所の開設指示と開設責任者はどのようになっているのかとの質問にお答えします。

あわら市地域防災計画では、水害や地震等の発生により指定避難所を開設する際には、市職員等からの情報収集や被害状況に応じて、市長が避難所の開設を判断いたします。

次に、指定避難所の責任者につきましては、大規模災害が発生した場合には、あわら市地域防災計画により、あわら市教育委員会の職員で構成される避難所班が責任者となります。

また、これから出水期を迎え、梅雨前線や台風等に伴う豪雨により、河川の氾濫や土砂災害の発生が危惧されますが、これらの風水害については、市内パトロールを建設課及び上下水道課が担当するとともに、その他の全ての課を指定避難所の責任者に割り当てています。

このため、毎年6月には指定避難所の開設について、各課の担当職員への実施研修を行っており、本年は6月14日に実施しております。

3点目の避難者の受入れと避難所の運営は、誰が、どのように行っていくのかとのご質問にお答えします。

あわら市避難所運営マニュアルでは、避難所班が学校長等の施設管理者と連携を図りながら避難者の受入れを行います。避難者を受け入れるときは、名簿に記入いただき、状況把握に努めます。

また、避難者から協力者を得て、避難者に対し避難スペースへの誘導や最低限の施設利用上のルールを周知を行います。

避難所班は、避難所の状況等をおおむね1時間置きに災害対策本部に連絡します。

次に、指定避難所の運営につきましては、住居を失うなど長期的な避難が想定される場合には、避難所班と施設管理者、避難者が連携して避難所運営委員会を設置し、避難者にとって秩序の取れた生活拠点として機能するよう、避難所の自主的な運営体制を確立するとしています。

この運営委員会において、災害対策本部との連絡調整をはじめ、被災状況に応じた避難所の利用方針、施設内のレイアウト、生活規則などを検討し、決定していくこととなります。

4点目の災害に対する資材、食料、水等の備蓄はどのようになっているのかとの

ご質問にお答えします。

本市の備蓄物資や資機材につきましては、旧芦原庁舎に設置の防災資機材倉庫で、アルファ米約4,800食、飲料水約5,200リットルのほか、携帯トイレ、段ボール製の間仕切り、ポリタンク、バケツ、ブルーシート、毛布、マスクなどを備蓄しています。

また、指定避難所での使用を想定する資機材や担架、発電機、投光器などについては、指定避難所に設置の防災資機材格納庫に備えており、定期的に点検等も実施しております。

アルファ米と飲料水は賞味期限があるため、定期的に入替えが必要なこと、品質保持が可能な衛生環境が必要なこと、被災場所や被害に応じて重点的に配給ができるようにすること等の理由により、旧芦原庁舎の防災資機材倉庫において集中管理しています。

5点目のあわら市の災害時における福祉避難所は何か所設定しているのかとのご質問にお答えします。

本市では、高齢者や障がいのある方、妊産婦など、指定避難所での生活が困難な人やその家族が安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉施設のご協力をいただき、福祉避難所の確保に努めています。

現在までに、金津雲雀ヶ丘寮、ナイスケア木村、ウエルネス木村、芦原メロン苑、湯の町メロン苑、ハスの実の家、金津サンホームの7施設と福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しています。

6点目の災害時における福祉避難所は、避難所としての位置づけはどうなっているのかとのご質問にお答えします。

福祉避難所は、何らかの特別な配慮を必要とする方及びその家族が安心して避難生活ができる2次的な避難所と位置づけています。

開設期間は発災から7日以内としておりますが、災害の状況に応じて、7日以内の範囲で延長することが可能となっております。

市は、指定避難所での高齢者や妊産婦の体調、障がいの状態や心身の健康状態等を考慮し、指定避難所での生活が困難と判断した場合に、協定を締結している福祉避難所の施設管理者に受入要請を行い、福祉避難所を開設することになります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 今回、一般質問のテーマとして、災害時における指定避難所と福祉避難所について挙げました。

そこで、あわら市避難所運営マニュアルの記載事項を参考にして、さらに再質問とさせていただきたいと思います。

まず最初に、あわら市避難所マニュアルの1ページ目の総則の欄に、「今後の災害の経験や訓練での成果等をもとに、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直すものとする」とありますが、このあわら市避難所運営マニュアルの作成が

平成27年の6月になっています。

参考の欄ですが、避難所の場所割り、通路の確保、幅などは、コロナ禍前の記述となっております。この辺のところ、どのようになっているか質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどのご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、令和2年8月に、新型コロナウイルス感染症に備えた避難所開設マニュアルを作成しております。

このマニュアルにおきまして、1人当たりの避難スペースを3.24㎡、1.8掛ける1.8mで通路幅2mとしておりまして、現在もこの基準を採用しております。

なお、これらを踏まえまして、平成27年に策定しました避難所運営マニュアルは改定をいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) そのようなところ、日進月歩でいろんな防災に関する情報、入ってき、また、改定されていくと思いますので、これホームページに載っているマニュアルですので、そこは機敏に対応をお願いしたいと思います。

次に、市長判断により、指定避難所の開設指示が出た際の指定避難所の解錠、それが日曜日、祝日の場合もありましょうし、ひょっとしたら、夜というんですかね、そういった場合もあるかもしれません。そういった指定避難所の解錠は誰が行うのか、どのようになっているか、改めて質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 避難所の解錠につきましては、震度5強以上の地震など大規模災害発生時には、避難所の解錠は、原則、避難所班が行います。

ただし、避難所班が不在でかつ緊急の場合は、施設管理者が解錠することとなっております。

台風や豪雨等の風水害時には、事前に割り当てた指定避難所の担当課及び施設管理者が解錠を行うこととなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 特に地震の場合においては、避難所班、それから施設の管理者等も被災を受ける場合が考えられると思います。要するに、災害の逆に避難者となる場合もあると思うんですね。

そういった意味で、やはり最悪の場合を考えて、例えばその指定避難所の近くにお住まいの信頼できる方に、万が一の場合は解錠、ただ、解錠といいましても、これ開けて受ける前に、そこの施設が大丈夫かどうかとか、準備とか、いろんな諸問題があるので、簡単にはそうだなとは言えないと思いますけれども、みんなが被災を

受けるということから思いますと、そういったことも、すぐに駆けつける人も認定しておく必要があるかと思うんですけど、これご意見いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどのご質問でございますけども、そういった大規模災害の場合は、それに施設管理者避難所に加えまして、市の災害対策本部事務局ですね、それを加えた中で最も早く解錠できる者が解錠するということになっております。

ただし、議員、ご質問ありましたように、確かに近くの方とかそういった方というのはご指摘のとおりなんですけども、やはりセキュリティでありますとか、そういった問題があります。

ただし、そういった、集落でありますとか地区からそういったご相談があった場合には、全体的な自主避難所からの距離とか、そういったことも当然考慮しなければならいんですけども、そういった不安がある場合には、そういった相談を受けた場合には、施設管理者とも相談の上、どのような方法が可能なのかといったものをまた検討させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) その辺のところをまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの答弁をお聞きしてましたところ、教育委員会の職員で構成される避難所班というのが、お名前いっぱい出てくるんですけども、改めて避難所班の役割、また、一つの指定避難所に何名の避難所班員があてがう計画となっているかお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどのご質問でございますが、災害対策本部設置時には、原則、避難所班のほか、福祉班や医療救護班、生活物資班、土木班、上下水道班など合計で17の班を編成し、災害の対応に当たることとなります。

こうしたことや教育委員会に所属している職員数を勘案しまして、一つの避難所に派遣できる職員数を2名としております。

また、避難所班の役割には、こういった避難所の開設であったり、避難者の受入れ、また、本部との連絡調整、また、避難所の運営体制の整備に携わっていくこととなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 私、今回ちょっと丹念に読ませていただきました、あわら市避難所運営マニュアルの中でも、頻繁にこの避難所班という役目、役割が出てきております。

今、答弁にございましたように、避難所班というのは市の避難所管理の現場責任と、避難所と市の災害本部との間の連絡網と書いてあります。

実際のところどうなんかという、最初に駆けつけて解錠して、そして準備するんですね。そして避難者名簿を用意して、受付をやっていくと。さらには、短期の場合でありますと、その施設管理者と共に、その避難者に対する運営を行っていく。また、長期における避難になった場合には、その避難所運営委員会の中に入ってサポートしながら働いていく。

さらには、この避難所のルールですよね、避難所の使用ルール、ごみ場、喫煙場所、それから避難所内のレイアウトの配置等ということも、この避難所班の責務として書かれてあるので、非常に重要なんですかね、大変な役割を担っているのではないかなと思うんですね。

そういった意味で、この2名というのが、もちろんそこに集中するわけじゃないと思いますけれども、そこは非常に重要であるので、この仕事のボリュームから考えると、よくよく考えて配置を考えるべきではないかなと思います。

6月の14日に研修をしたということですが、こういったところの部分の受け入れとか開設訓練というのは行ったんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 職員研修につきましては、具体的にその施設の担当者がその指定避難所に行きまして、防災資機材庫の中の確認でありますとか、受付場所とか、間仕切りの設定とか、今、コロナの場合は防護服ですね、そういったものの確認であるとか、そういったことをさせていただいておりますし、現場の中で出た意見等については、その都度施設管理者にも相談させていただきまして、よりよいものになるように努めているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) ぜひとも、特にそういった役割を担う方には、実際の開設訓練等を体験していただくことが大事かなと思っております。

この日、指定避難所で実際に私もブルーシートを敷いたり、段ボール間仕切りをやったり、段ボールベッドなどの組立てなどの研修を受けさせていただきました。

さらにまた、市民活動として地域の住民の方と共に、避難所の開設を行ったことがあります。

実際に起こった災害が風雪害か土砂崩れ災害か、地震による規模の大小はあるとは思いますが、指定避難所となっている、例えば小中学校体育館での避難者の収容者数にはもう限りがあると思います。

特に私、実感したのは、もうこれでは全然少ない方しか収容できないのではないかなという、そういったものを実感しております。

避難者を受け入れるスペースで収容できない場合の手だてはどのようになっていますか。

るのか、これ、質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 避難者を受入れスペースで収容できないときは、まずは避難所班と施設管理者が協議し、指定避難所内のほかの部屋の利用を図ります。

それでも避難スペースが不足する場合、市は、ほかの、他の施設ですね、市内のほかの施設の施設管理者と協議し、避難所を追加指定していくことになります。

ただし、むやみに避難所を追加、拡大することは、派遣職員の確保や災害支援物資の配給に支障を来し、かえって全体の運営に問題を引き起こすことも懸念されております。

したがって、その時々市内の被災状況はもちろんのこと、国、県など関係機関や応援協定締結企業、また、ボランティアによる支援の動向、また、近隣市町の被災状況なども見極めながら判断していくことになろうかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 当然そういうことだと思んですけども、起こってからというのは本当にばたばた状態になると思います。

これ一部の職員の方に、東日本大震災のときにおけるその職員の状況と書いたやつが生々しいちょっとレポートがあるんですけど、そういうのを見ると、本当にもう大変な状態、まあ規模にもよりますけれども、なので、そういうのをできるだけあらかじめ最悪のことを考えて考慮したほうがいいのではないかと。

絶対に少ないです、収容者数なんて。僕、実際やりましたけど、入りません。特に公民館とかそういうことも、これからやっぱり利用していかなくちゃいけないと思いますので、その辺のところはご検討願いたいなと。

もちろん食料の支給とかそういうのは、拠点は指定避難所になるのは間違いないんですけども、入れない部分の、オーバーになった部分を近くの公民館とか、そこで拾いながら収容していくというようなことも検討するべきかなと。

拠点は指定避難所ですよね。それは理解はしているんですが、そういうこともお考え願いたいなと思います。

避難所運営において長期的な避難が想定される場合は、避難所班と施設管理者と避難者が連携して避難所運営委員会を設置して、避難所の自主的運営体制を確立すると答弁がありました。要するに、避難者ももちろんその中で一緒になって、自主管理をしていくという話なんですけども、そこで各行政区で結成されている自主防災組織についてお聞きします。

まず、あわら市における現時点で自主防災組織の組織率は何%でございましょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 現在、市内129の行政区のうち、110区において自主防災組織が設立されておりまして、組織率は85.3%となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 高い組織率ですけれども、行政区によっては防災訓練を活発に実施している区もありますが、組織したが、これといった活動も行っていない区もあります。区によって温度差があるように思いますが、市行政としては、各区での自主防災組織での状況をどのように捉えているかお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 今ほどのご質問でございますが、昨年度実施したあわら市総合防災訓練では、101区が住民避難訓練に参加しておりますが、そのうち、独自の防災訓練を実施した行政区は53区となっております。

単独で防災訓練を実施している自主防災組織は半数以下となっております、市といたしましても、行政区により温度差があると認識しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 私もそのように思います。被災地において少しでも減災、防災するためには、自助、共助、公助です。主に公助に対して今質問しているわけですが、阪神・淡路大震災から、共助である地域の力が多くの人を救い、減災の一番の力であるということが言われています。

どの区においても自主防災組織が機能していくように、市の指導や働きかけが必要だと私は考えます。

どのように考えているか、方策があれば、また、どう取り組んでいくかということがありましたら教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） これまで市では、区長などを対象に定期的に防災セミナーを開催してきたほか、各地区、集落単位で防災出前講座を実施してまいりました。

防災出前講座では自助、共助の重要性や、その集落特有の災害リスクを説明し、避難所までのルートの確認なども行っております。市といたしましては、こうした取組を継続していくことが大切だと考えております。

今後は、集落単位だけではなく、老人会や婦人会といった組織などにおいても出前講座を開催し、地域における防災意識の高揚、防災リーダーの育成に努めていきたいと考えております。

先日、あわら市防災士の会が中番区老人会で実施した防災出前講座では、参加者がゲーム形式で避難所運営模擬体験ができたり、大変好評だったと伺っております。

市といたしましても、このような事例を参考に、防災士の会をはじめ消防や警察

などと、関係機関と連携を取りながら、自主防災組織の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 今後ともまた、市のほうも積極的にそういう課題や事例などを提示して、指導していただきたいなと思います。

次に、災害に対する食料、水等の備蓄量の件ですけれども、このような形での備蓄量を設定したのは、何かの基準があってこういう量が出たんですか。質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 県では、県内市町と応援協定を締結し、各市町における備蓄量については人口割等で案分し、その市町に必要な量を定めておりまして、あわら市はアルファ米4,800食、水5,200リットルとされているものでございます。

ただし、災害時におきましては、市の備蓄だけで必要な量を賄えるものではございません。国においては、近年の自然災害による流通機能の麻痺などを踏まえまして、各家庭で最低3日分、できれば1週間分の飲料水、食料等の備蓄を呼びかけておりまして、市におきましても、総合防災訓練や防災出前講座の機会をはじめとし、防災ガイドブックやホームページ等で周知を図っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 量のことは大体分かりました。

その中身についてなんですけれども、女性の方の、女性の視点から、備蓄必需品に生理用品や紙おむつ、赤ちゃんの粉ミルクなどが挙がっています。現在の備蓄品として備わっているのでしょうか。

また、今後の物資や資機材備蓄計画においても、この女性のご意見なども取り込み、考慮していくということが大事だと私は思います。その辺の考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどの備蓄品に関しましては、まず、赤ちゃんの粉ミルクにつきましては、賞味期限が1年程度と短いため、備蓄をしてはおりません。

生理用品につきましては、現在、市全体で約1,200枚の備蓄量となっております。

大人用紙おむつは、今年度に約300枚の購入を予定しております。

また、大規模災害発生時には、市と災害時応援協定を締結している企業から、必要とときに必要な量の粉ミルクや生理用品、紙おむつなどの衛生用品等を調達する予定となります。

また、女性からの視点に関しましては、女性にも避難所運営委員会等に可能な限り参画いただきまして、プライバシーを守る休憩場所であったり、洗面所、洗濯場所、トイレの配置など、女性目線からのきめ細やかな配慮に努めていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) ぜひとも女性の方の意見も取り入れて、こういった防災計画等を進めていただきたいと思います。

このマニュアルを読んでいたならば、この中にも避難所運営委員会の中に最低2名以上の女性を入れることというのが明記されていましたが、可能な限り入れていただきたいと思います。

また、阪神・淡路大震災におきましては、そういった、女性に対する性被害というのが、やはり、残念ながらたくさん起こったそうです。そういった配慮もやはり女性目線である必要がありますので、ぜひとも、もし万が一そういった災害に遭って避難所運営をつくらざるを得ないときには、女性の方も中に入っていて、一緒になって運営すると、力を合わせていくということをぜひともお願いしたいと思います。

さて、次に、福祉避難所の件です。

答弁によりますと、この福祉避難所というのは、2次的な避難所と位置づけています。指定避難所を開設して、そこにまず避難して、高齢者、妊婦の、皆さん、とにかく高齢者、妊婦もその指定避難所に避難していただいて、そしてそのうち体調や障がいの状態や心身の健康状態を考慮して、指定避難所での生活が困難と判断した場合に、協定を締結している福祉避難所への受入要請を行って、福祉避難所がそこで開設するという答弁でございました。これ、間違いないですね。

そもそも避難所で具合が悪くしてはいけないと思います。そして、その段階で、移送においても、多大な調整や、それから移送に対する労力、時間を要することが予測されると思います。

私が最近受けた講習会において、福祉避難所の新たな方向性として、次のようなことを知りました。

私が受講した講師の資料ですが、2020年の12月、高齢者の避難支援に関するサブワーキンググループの報告書です。

内容の核心はこうです。高齢者・障がい児者等の個別避難計画で、福祉避難所施設との事前マッチングを行う。これ、事前にマッチングしておく。福祉避難所はマッチングのできた者について、直接避難を受け入れるとともに、避難所生活の場とするです。これならば、具合が悪くなったりせず、移送先の調整の労力や、新たな移送の労力が発生がありません。

こういった方法が報告書にあったんですが、これ、いかがでしょうか。ご意見ください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 福祉避難所に関しましては、議員ご指摘のとおり現在は2次的な避難所との位置づけでございますが、例えば、日頃デイサービス等を利用されている方は、発災と同時に受入れできないかなど他市の取組、先進事例を参考に、関係機関等と情報の共有、知識の共有といったものを図りながら、調査研究してまいりたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) また、その辺のところを調査研究をお願いしたいと思います。

これ、新潟県の上越市の例ですけれども、ここでは、あらかじめ市の聞き取り調査を経て、避難する福祉避難所が指定されている人は自宅から直接避難するそうです。

そして、福祉避難所が指定されていない人は、まず、近くの指定避難所の福祉避難スペースを利用するというということになっているそうです。

こういった事例もありますので、参考にして、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

ただ、実際の指定避難所、小学校体育館での避難所開設訓練、自分も体験した中では、この避難所スペースというのは、実際今、間仕切りです。災害の種類や規模によっても違いますし、各指定避難所によっても変わってきますけれども、できればあらかじめ指定避難所の福祉スペースというものは、個室、例えば小学校であれば特別教室の一室などをご検討願えないかなと思います。それもできれば、あらかじめ非常時の場合はそうするというご検討願いたいと思います。どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 議員ご指摘のとおり、災害の種類や規模、また、指定避難所によっても条件がいろいろと異なってくると思いますが、様々なケースを想定した中で、どういった対応が可能なのか、施設管理者や関係機関との間で一定のコンセンサスを図っていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(山田重喜君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 私はこの避難所ということのときにいつも頭に中にあるのは、出てくるのは、2016年にあった熊本地震のことです。

ちょっと資料を読みます。

2016年4月14日の21時26分、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測したと。

さらにその後、28時間後の4月16日の1時25分に、同地方を震源とする、

今度はマグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県益城町と西原村で震度7を観測したと。これは振動階級で最も大きい震度7の国内の観測事例としても4例目と5例目に当たりますと。

大事なのはこの次なんです、一連の地震による人的被害は死者255人だったそうです。これ、2018年の1月15日、消防庁による報告です。255人に上ったと。このうち、直接死は50人です。200人が関連死であったと。要するに避難所で亡くなられた方です。

これを防ぎたいんですね。せっかく助かったのに、その避難所が劣悪な状態で亡くなると。これは非常に悲しい話だと思います。

こういったことを絶対あわら市では起こしたくないという思いなので、皆さんの英知を絞って、こうならないような、そういった政策、方策を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎延会の宣言

○議長（山田重喜君） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日6月21日は午前9時30分から会議を再開します。

○議長（山田重喜君） 本日はこれをもって延会します。大変お疲れさまでございました。

（午後2時58分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和5年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第116回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和5年6月21日（水）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

出席議員（14名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（2名）

11番	山田重喜	12番	八木秀雄
-----	------	-----	------

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	大角勇治	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	西川秀和	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	渡邊清宏	事務局次長	吉田さゆり
主事	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○副議長（卯目ひろみ君） これより、本日の会議を開きます。

○副議長（卯目ひろみ君） 本日、議長が不在でございますので、私、副議長が議長の職をさせていただきます。

○副議長（卯目ひろみ君） 本日の出席議員数は、14名です。

11番、山田重喜君、12番、八木秀雄君は欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○副議長（卯目ひろみ君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○副議長（卯目ひろみ君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、平野時夫君、9番、毛利純雄君の両名を指名いたします。

◎一般質問

○副議長（卯目ひろみ君） 日程第2、これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇島田俊哉君

○副議長（卯目ひろみ君） 通告順に従い、3番、島田俊哉君の一般質問を許可いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） おはようございます。それでは、議長のお許しを得ましたので、3番、島田、通告に従いまして、一問一答の方式っていうか、一問一答で一般質問をさせていただきます。

今回も提案型で、2つのテーマについて質問をいたしますのでお願いします。

なお、再質問もございませんし、委員会で聞けば事足りるようなことも申し上げませんので、どうか安心してください。

さて、一つ目でございますが、イベント等における障がい者への配慮についてということで、前回の3月の定例会に引き続き、障がい者への合理的配慮の提供について質問をいたします。

前回もちょっとしゃべり過ぎて時間切れとなってしまいましたので、続きということをお願いします。

前回の定例会では、合理的配慮の率先垂範の観点から、庁舎内に点字ブロックを設置すべきでないかというふうな提案をさせていただきました。ハード型の、前向きな答弁をいただきました。今回は、ソフト面での合理的配慮の提供について提案いたします。

またそれかと思われるかも知れませんが、21世紀は人権の世紀というふうに言われております。尊厳、公正、共生という三つの視点から、誰一人取り残さない社会を目指すということを思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

さて、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止が一つ、二つ目が、合理的配慮の提供を目的に、平成25年に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月から施行されております。この法律に基づきまして、差別的取扱いの禁止につきましては、当然のことながら、事業者も行政機関もこれは義務でございまして、二つ目の合理的配慮の提供につきましては、事業者は努力義務、行政機関は義務となりました。

また、この法律の施行を踏まえ、福井県におきましても、平成30年4月に、障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例が施行されました。

また、この障害者差別解消法につきましては、令和3年5月に改正をされまして、翌6月に公布をされたところでございます。その改正の内容につきましては、3点ございますが、注目点は事業者における合理的配慮の提供の義務化ということでありまして、合理的配慮の提供の実施につきましては、これまで事業者においては努力義務であったものが義務化されたということでございます。事業者も今後は国が示す対応指針(ガイドライン)に即して合理的配慮の提供をする必要に迫られます。

なお、この改正法につきましては、3月定例会では施行日が決まっておられませんでしたけれども、来年の4月から施行されるということに決まったことが新しい点でございます。

これに合わせまして、内閣府におきましても新しい基本方針をつくり、さらには各省庁におきましても、事業者における取組に資するための各事業分野ごとの対応指針(ガイドライン)というものを作成しております。

また、県の今度の議会に上程されます県の6月補正案におきましても、事業者の合理的配慮が義務化になることから、バリアフリー化工事への支援ということで、県3分の1で上限70万の補助金が上程をされようというふうになっております。大変ありがたいなというふうに思います。

さて、ここから本題でございますが、あわら市におきましては、令和2年9月定例会におきまして、あわら市手話言語条例が執行機関のほうから提案され、議会におきまして全会一致で可決をされました。手話は第二の言語であると、あわら市が決定した瞬間でしたが、森市長は議員として賛成をされ、私も議会事務局長席、そちらの席からその様子を拝見しており、喜びで心が包まれたことを記憶してございます。

森市長は、議決機関の議員として賛成し、市政の方向性を定め、令和4年2月からは、今度は議会が決めた方向性に従って事務事業を執行する執行機関のトップとして、手話は第二の言語であるという認識に基づき、行政運営を進めるべき立場になりました。

このことから、市長就任後間もない令和4年5月からの市長定例記者会見におき

まして手話通訳を導入し、ユーチューブによる動画配信もされておりました、聴覚障がい者の方にも大変好評を得ております。

また、これまでコロナ禍ということもあり、市を挙げての大きなイベントや大会なども中止や縮小が相次いでおりましたが、コロナ感染症も5月から5類となり、今後は、以前から実施していたイベントや大会、さらには、北陸新幹線開業などに関連した新しく大きなイベントなども実施されるものというふうに考えます。

3月には、芦原温泉駅の西口賑わい広場「アフレア」がオープンし、翌4月には、吉崎地区に道の駅「蓮如の里あわら」が開駅をいたしました。あわら市におきましては、久しぶりの大型施設のオープンということもあり、オープン当日は大変天気もよかったので、にぎわっておりました。

そのような中で、私が一番うれしかったのが、両イベントの式典に手話通訳者による通訳が実施されていたということです。会場には聴覚障がいの方も来場しており、森市長の配慮によりまして、障がいの有無にかかわらず、施設のオープンの喜びを共有できたことに何よりも感激をいたしました。あわら市におけるユニバーサルデザインイベント実現への第一歩だというふうに喜んでおります。

これまでどちらかという、市が主催してきたイベントにおいては、ユニバーサルデザインという考え方が不足していたんじゃないかなという感は否めないと思います。しかし、今日では、障がいのある人や高齢者、子ども、子連れの家族、性的マイノリティーの方、外国人など誰もが参加でき、楽しめ、満足できるイベントになるよう配慮することが必要であり、こういったことが特別なことでなく、ごく普通のことになるべきだというふうに思います。

共生社会の実現に向け、誰をも包み込む包摂社会の考え方が求められております。今日において、全国の自治体でも、ユニバーサルイベントマニュアルやバリアフリーイベントマニュアルなどを策定し、誰もが参加でき、楽しめるイベントにしようという取組が当たり前の時代になっております。

例えば、イベント会場や会場周辺におけるスロープ設置による段差解消、車椅子の専用スペース、障がい者、高齢者や子ども同伴者の優先席、障がい者優先駐車場や多目的トイレ、車椅子及びベビーカーの貸出し、手話通訳、障がいのある人に案内や付添いができるスタッフなどを確保し、それを事前に告知しておくことは、それほど困難なことではなく、合理的配慮の提供に含まれるものと考えます。

こうした合理的配慮の提供には経費がかかるんじゃないかという抵抗感もあると思いますけれども、これは必要経費であり、余分な経費ではないというふうに思います。ましてや、小さな民間事業者とは違って、あわら市の財政規模や財政事情から考慮しても、十分に合理的配慮の範囲に含まれると考えます。

令和6年4月からは、事業者への合理的配慮の提供が義務化される中で、事業者への率先垂範という視点からも、市がトップランナーとして見本を示すべきだというふうに考えます。

直営や委託も含めて市が主催をするイベント、指定管理者制度を用いておる公共

施設でその管理者が実施するイベント、また、主催は他の団体でも、市が多額の補助金を交付するイベントなどは、参加者を特定するイベント以外では、どのイベントも誰もが分け隔てなく参加でき、楽しめることが理想であり、当たり前になるべきだというふうに考えます。

そんな難しいことは申し上げません。できることからコツコツ精神でよいと思いますので、イベント等における合理的配慮の推進について、誰一人取り残さないあわら市の市政運営を目指す森市長のお考えはいかがかお聞きしたいと存じます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) イベント等における障がい者への合理的配慮の提供にも積極的に取り組むべきとのご質問にお答えいたします。

合理的配慮の提供に関する考え方の指針としては、令和5年3月に閣議決定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針があります。この中で、行政機関及び事業者が講ずべき事項として、事務事業を行うに際し、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があったときに行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないものを合理的配慮としております。

先日は、芦原温泉駅西口賑わい施設「アフレア」や道の駅「蓮如の里あわら」のオープニングに際し、手話を必要とする方から来場したいという意思の表明があったことから、手話通訳を配置しました。

市が主催するイベントは多種多様であり、会場や来場される方も様々です。提供すべき合理的な配慮も、時と場合により、多様な想定をし、柔軟に対応する必要があります。

議員ご指摘のとおり、イベントの企画段階から誰もが楽しめ満足できるよう配慮することが重要であり、このことが特別なことでなく、ごく普通のことになれば、合理的配慮についても幅広く対応できると認識しております。

イベントの企画段階から合理的な配慮を行うための考え方を盛り込んだイベントマニュアルは、広島県や三重県など、幾つかの自治体でユニバーサルイベントマニュアルを策定されております。その中では、視覚障がい者がアクセスしやすいよう、紙媒体だけでなく、音声読み上げを可能にするため、ホームページ等でイベント開催の告知を行うことや、多目的トイレの場所を明示すること、車椅子でも通れる通路幅を確保することなど、様々なチェックポイントが示されています。

本市といたしましては、まず、先進自治体で策定されていますユニバーサルイベントマニュアルについて調査研究した上で、イベント開催における合理的配慮について市全体で取り組む機運を高め、誰一人取り残さない市政運営を進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） 山田部長、お疲れさまでした。

答弁の中で一つだけちょっと気になったんですけども、合理的配慮の解釈としまして、障がい者から配慮してほしい旨の意思表示があったときに行われる。なるほど、基本方針ではそのとおりでございますが、アフレアや道の駅のオープン時も手話通訳をしてほしいという要望があったから実施したという答弁でございましたけれども、しかしながら、アフレアも、道の駅も、今後開業されます新幹線も、障がいのない人だけのためのものではないというふうに思います。全ての市民のためのものでございます。

こういったイベントは、特に、一々要望がありますか、ありませんかというふうに募るんでなくて、要望がなくても配慮すべきなんじゃないかなというふうに思います。

先ほど広島県とかのユニバーサルデザインイベントマニュアル、また、石川県なんかのバリアフリーイベントマニュアル、私もよく読んでみましたけれども、要望があるからするっていうんじゃなくて、要望がなくてもこういう合理的配慮はこうやってしようというふうなマニュアルでございます。

また、それをイベントの告知で、事前のイベントのチラシなんかにもこういう配慮をしますよということをあらかじめ示しましょうといった内容だと思います。

今後とも、どうか先進地を参考にさせていただいて、合理的配慮を入れたイベントの実施に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

さて、また時間がなくなってきましたけれども、二つ目、今度は電子図書館の設置についてということです。

公立図書館は、図書を通じて、あらゆる人に情報や読書の機会を均等に提供するという重要な施設であることは言うまでもございません。しかしながら、近年、全国的な課題として、公立図書館が設置されていない市町村は2割以上にもなり、町村に限ると4割を超える事態となっております。地域における読書環境の格差が深刻となっております。

もちろん、大都市など財政的に余裕のある都市では、立派な図書館が増加している自治体もあります。昨年6月に石川県立図書館がオープンしました。これは百万石ビブリオバウム、ちょっと名前も覚えられないんですけども、私も新しいもの好きなので一回行ってきまして、もうたまげました。この話をするとちょっと時間もないので、しないでおきますけども、また行ってみてください。

図書館の運営や図書の購入につきましては、地方交付税の基準財政需要額に財政措置されてございますけれども、人口減少や少子高齢化により自治体の財政が厳しくなっていることに、公立図書館の減少っていうものが起因しているのではないかなというふうに思います。

図書館の減少によりまして、多くの図書に囲まれる中で、自分が読みたい本を判断して選ぶという機会は少なくなってきました。幸いなことに、あわら市には二つの公立図書館があり、読書環境の提供のみならず、市民の交流拠点、子どもや

高齢者の居場所の提供などに利用されてございますけれども、今後展望するとき、さらなる人口減少を背景とした財政面などの理由から、現状の図書館の運営や図書の購入、蔵書数の維持、拡大などは厳しくなってくるものと考えます。

こうした公立図書館の運営難や、とりわけコロナ感染症での読書環境の確保を背景に、全国の自治体で相次いで整備されているのが電子図書館であり、2023年（令和5年）4月時点で、都道府県を含む全国1,788自治体のうち、何と501自治体、率にして28%の自治体におきまして、公立図書館での電子図書サービスが投入をされております。

これは、コロナ禍で急激に増加したことで、財政的には地方創生臨時交付金でコロナ交付金という交付金を各自治体、財源として整備されたものだというふう聞いております。

全国47都道府県において電子図書サービスが全く未導入の県は、福井県を含めて3県だけとなっております。よくあることなんで特にびっくりすることではないと思いますけれども、お隣の石川県におきましても、金沢市はもとより、加賀市を含めて20県市町のうち、八つの市町において既に導入をされております。

すぐ北隣の加賀市におきましては、加賀市デジタル図書館が昨年7月に設置されたところでございます。加賀市におきましては、コロナ禍で読書の機会が失われているということで、令和3年6月の定例会に加賀市読書活動推進条例というものが制定をされたことがバックボーンになってございます。

電子図書館のメリットにつきましては多くのメリットがありますけれども、自治体のメリットとしましては、図書館に行きたくても行けない市民、高齢者や障がい、病気、介護する人、される人、外出が困難な市民、交通手段が少ない、デマンドタクシーに行ってもやっぱりお金がかかってしまうと。遠方で子どもだけではなかなか行けないなどの方に対して、いつでも無償で必要とする電子図書を提供でき、子どもの教育の充実、教育格差の是正、障がい者、高齢者の福祉サービスの充実の手段になります。

コロナ感染症などの感染症や近年多発する災害により休館を余儀なくされた場合におきましても、電子図書館は、インターネットの環境がある限り、業務に支障を来さないというメリットもあります。

また、公立図書館のメリットとしましては、職員の貸出しや返却、あと、返してもらえない人の督促の業務が不要となります。また、本を収納する蔵書のスペースが不要になります。また、図書館スタッフが郷土資料を電子書籍化して、公開もできます。また、図書の紛失や毀損などの心配も不要となります。そして何よりも、利用する側のメリットとしましては、図書館の開館時間や開館日、天候や距離、交通手段の有無などを気にせず、インターネット環境があれば24時間、自宅からでも、どこからでも場所を選ばず電子書籍の検索、貸出し、閲覧、返却が可能。スマホでもタブレットでも、OSを問わずサービスが受けられるということで、外出や旅先に何冊も重たい本を持参しなくても済むなどから、いつでも閲覧でき、自動返却機能

により返し忘れがないといったこともあります。

また、音声読み上げ機能とか、文字を大きくしてみたりもできるので、視覚に障がいを持つ読書困難者や高齢者の方でも気軽に本を閲覧できるなど、実に多くのメリットがございます。

とりわけ、読書習慣は子どものときに身につけ生涯続くと言われており、子どもの読書環境を十分確保することが重要です。幸いなことに、国のGIGAスクール構想で1人1台のタブレット端末が普及したことにより、今日ではデジタル教科書なども普及しておりますし、小中学校には利用しやすく、読書に親しむよい機会、よい環境づくりになるというふうに思います。

これらの理由から、あわら市においても福井県第1号を目指して、速やかに電子図書館に取り組むべきだと言いたいところですが、私も40年以上にわたって、ちっちゃな自治体の行政マンとして勤務した経験から、新たに電子図書館を始めるには、システム費などの多額のイニシャルコストがかかるんじゃないかなというふうに思います。

こうしたコスト面の課題は全国の自治体でも同様であり、例えば、近くの長野県では小規模の自治体が多く、県も含めて78の自治体があり、これは北海道に次いで2番目に多いんですけども、県内全ての77の市町村が合わせて協働電子図書館「デジとしよ信州」を昨年の8月からスタートさせました。

県と市町村で経費や運営面などの負担を分担しているのが特徴で、図書館が近くにない人、仕事や育児で多忙な人の利用促進につながり、利用者数と利用増の拡大につながっているということです。

こうした他県の好事例も参考にして、デジタルの技術により課題を解決し、よりよい市民サービスを目指すDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進の意味合いからも、福井県や県内市町に呼びかけをして、あわら市では単独では無理としましても、県、市、町が協力して電子図書館の設立を検討してもらえたらありがたいというふうに考えてございますが、森市長はいかがお考えでございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 大変詳しく電子図書館につきましてご説明いただきまして、ありがとうございます。

DXによる行政サービスの向上の一環として、電子図書館の開設をというご提案に対しての答弁をさせていただきます。

議員ご承知のとおり、全国の市町村には約3,300の図書館があり、この20年で約600館が新たに設置され、増加しております。

一方、図書館設置には地域格差があり、いまだに設置されていない自治体があるのも事実でございます。

このような現状の中、電子書籍貸出しサービス、いわゆる電子図書館を導入した自治体の数は、令和2年4月時点で91でしたが、令和5年4月時点では501と

なり、この3年間で実に410の自治体が電子図書館を新たに開設しております。

この増加の理由といたしましては、議員ご指摘のとおり、令和2年2月に新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、図書館において、対面での図書の貸出しができないという状況に直面し、多くの図書館では、電子図書館の必要性が高まり、普及が広がったものと考えられます。

電子図書館は、議員がお示しのとおり、利用者にとって場所や時間の制約がなく、スマートフォンやタブレット、パソコン等の検索機能を使って、必要な書籍や情報を素早く見つけることができ、条件によっては、複数の利用者が同時に同じ書籍を閲覧することも可能でございます。そのほか、音声読み上げなどの読書のバリアフリーにも対応しており、様々なメリットが考えられます。

一方、課題として、電子図書館の導入、運営コストの負担が大きいことや、提供される電子書籍のコンテンツが現段階では数が少ないことなどが挙げられます。

加えて、電子図書館の利用にはインターネット接続が必須であるため、ネットワーク接続の制約がある状況では利用できないという側面もあります。

県内の動きとしては、県及び17市町の連絡会議において、県下統合型の電子図書館について意見交換を行っているところであり、この7月には、長野県や加賀市が導入している電子図書システムの職員向けデモンストレーションを実施する予定でございます。

議員ご提案の電子図書館の協働運営は、時代の変化に対応し、利用者ニーズに応える図書館サービスの提供を可能とします。

市といたしましても、課題はあるものの、こうした県の動きに積極的に対応し、先進地事例を参考にしながら、前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） ありがとうございます。

まず、答弁の中にありました電子図書のコンテンツが少ない、これにつきましては、導入自治体が増えれば自然と多くなるかなというふうに思います。

また、ネットワーク環境の整備につきましても、6月16日の骨太の方針を見ましても、DとGの二つのXのうち、DXで、全国津々浦々までネット環境を整備するというふうに力強く書いておりますので、そう心配はないかなと。できなかったところは、自治体でローカル5Gなんかで手当てするという方法もあるんかなというふうに思います。

今、県と各市町の連絡会議で、県下統合型の電子図書館について意見交換をしているんだという前向きなご答弁をいただきました。安心をいたしました。県が中心となって進めていくのでしようけれども、善は急げということで、あわら市もぜひ意見をリードして、実現に向けご尽力をいただきたいなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

◇山川知一郎君

○副議長（卯目ひろみ君） 続きまして、通告順に従い、14番、山川知一郎君の一般質問を許可いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 日本共産党の山川知一郎でございます。

2点について質問をいたします。

まず1点目、公図というものについての質問をさせていただきます。

市には、市内全ての土地について、土地の形状や面積などを記した公図というものが保管されております。この公図に実際とはかなりずれがあるのではないかと、いうことで、何とか正しくしてほしいという苦情が寄せられております。

このことについては、私だけでなく、多くの議員がもう何回もこの苦情は聞いていると思いますし、市長や副市長や部長の皆さんも何回もこの話は聞かされているのではないかなど。もう10年以上、もう20年ぐらい近く前からではないかと思いますが、しかし、一向に何か解決しない状況ですので、今回取り上げさせていただきます。

私もちょっと公図についての認識が浅かったなというふうに思っておりますけれども、公図ってというのは、私はもう絶対正確なもんだというふうに思い込んでおりましたが、必ずしもそうではないということなので、そもそも、この公図というものはどういう経緯でこういうものがつくられているのか、また、その誤りがあるのであれば、どう是正していったらいいのか。私は、公図が正確でなければ、不動産の売買とか、相続とか、そういうときにいろいろ問題が起きるのではないかと、いうふうに思っておりますけれども、そこらあたりの実態がどうなっているのかについて、公図というものはそもそもどういうあれでできたのか、そして今実態はどうなっているのか、そこらについてまず伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 公図の正確性についてお答えいたします。

土地などの不動産の権利や所有者などの情報、位置を示す地図などは、不動産登記及びその備付け地図として法務局で管理されております。

この法務局の備付け地図につきましては、国土調査法に基づく地籍調査などで作成された方位、形状、縮尺が正確である14条地図と、旧土地台帳法によって保管されていた土地台帳附属地図をそのまま使い続けている、いわゆる公図と呼ばれるものがあります。

この公図の原型は、明治初期に行われた租税徴収のための測量図だと言われており、その頃の未成熟な測量技術で実施されたため、現況と差異があることも多く、精度が低いことから、地図に準ずる図面という扱いになっております。

日本全国で正確である14条地図が整備されていれば問題ないのですが、時間的、費用的な問題から、国土調査法に基づく調査はなかなか進んでいないのが現状であり、土地の形状や位置関係を示す図面として、現在でも公図が広く用いられております。

固定資産税の課税でも、航空写真や登記済み通知書などと共に、課税資料の一つとして公図を活用しています。

公図と現況との差異が市内でどのくらいあるかのご質問につきましては、公図そのものが精度の低い地図であることや、14条地図のような正確な地図が全地区で整備されていないといったことから、どのくらいあるのかを把握することはできません。

次に、現況に差異があった場合の地図の訂正についてですが、一般的には、その土地の所有者またはその相続人が、法務局に地図の訂正の申出を行うこととなります。

地図の訂正には、一般的に利害関係人となる隣接土地所有者の同意や、地図のどの部分が現地と異なっており、どのような図面が正しいのかを証明するための現状測量図を法務局に提出する必要があります。

法務局での審査の結果、申出の内容が相違なしと判断された場合は、地図が訂正されることとなりますが、個人で地図訂正を行う場合には、一般的には、土地家屋調査士などに測量や利害関係人の同意を得てもらうこととなります。

現況との差異を是正していくためには、あわせて土地の正しい位置や形、地目、面積を明らかにする地籍調査などの施策を引き続き推進していくことが必要ではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) この苦情を言っておられる方によりますと、かなりずれているところがあるというふうに言われております。一般的にも、今、説明ありましたように、明治のときから使われていたものの上に立ってつくられたということで、正確な測量技術もない時代につくられたものを基にしているということ、あちこちにそういうずれはあるというふうに思いますけれども、ただですね、特にこの苦情を言っておられる方は、名泉郷について非常にいろいろ言われているわけですね。

名泉郷の場合には、もう測量技術もきちっと確立していた時代だというふうに思いますし、この明治の時代からね、筆で書いてたような時代とは違うので、なぜ名泉郷でこういうずれが起こっているのか、その点についてはどのように考えておられますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほご質問でございますけれども、個々の案件につきましては、特定の個人情報が含まれることから、この場での答弁は控えさせていただきます。

きますけども、一般論となりますが、いろんな状況がございます。座標の位置でありますとか、いろんな状況があると思われま。そうしたことも踏まえた中で、法務局や県などとも関係機関と連携の上、一般的には合意形成を図っていくことになるうと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) ちょっとね、私、今の個別のあれについては言えないっちゃうことですけども、苦情を言っておられる方は、もう10年、20年ずーっと言いつけておられるわけですね。それも、県にも、法務局にも行っていろいろ、おかしいということをお願いしていると。そうであればですね、例えば名泉郷なんかは、名泉郷の中のこことここがおかしいとかって言わなくても、まあ、その方によれば、もう名泉郷、ほぼ全域ずれてるというふうに言われているわけですけども、そこら辺についてはどういうふうに考えていますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 繰り返しになり申し訳ございませんが、個々の案件についてのこの場での答弁は控えさせていただきますが、県や、もちろん法務局、市も、何度も当人を交えた中で、現地立会いなども行いながら合意形成を図ってきたと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 私はもう少し、あのね、一遍や二遍言ってるわけではないんで、もう10年も20年も言いつけておられるわけですから、もう少し真剣に市としても考えるべきではないかなというふうに思います。

それで、先ほどちょっと答弁にもありましたが、基本的に誤っていればっちゃうか、ずれていけば是正はされなければならないというふうに思いますけども、その是正するためには、何がどうしたら是正できるのか、その点についてはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 先ほどの答弁でも申し上げておりますけども、地図の訂正やそういった是正につきましては、一般的には土地家屋調査士に頼んで測量や隣接者の同意を取っていただいたり、また、面的な整備ということであれば、集落の要望などに基づいて、地籍調査などを進めていくことになっていこうかと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) これは福井県とかあわら市だけの問題じゃなくて、全国的にこういう公図とのずれはあるということで、全国的にもかなり修正といいますかね、

正しくするということは行われていると言われております。

これをやる場合には、国もそのための費用を補助していると。地籍調査については、地元でやるということになれば、国も補助金を出して進めるというふうになっているというふうに聞いておりますが、そういうことで、例えば名泉郷については、そういう地籍調査をやってきちっと正しくするということについても、行政としても、もう少し積極的に地元の皆さんと話を進めるようにすべきではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 地籍調査を進めていくべきでないかというご質問だと思いますけれども、地籍調査の目的は土地所有、それから利用関係を明らかにして地籍の明確化を図りまして、土地行政諸般の基礎資料とするとともに、公租、公課の公平性、それから土地に関する紛争の防止、その他多目的に調査成果を活用することを意図しております。

あわら市の地籍調査の進め方といたしましては、まず、地籍調査を要望する区からの相談から始まります。同時に、地籍調査の範囲、それから計画期間の設定、地元地区の組織の設立、地籍調査推進委員会など、地籍調査事業に関連する事柄を聞き取ると同時に、地元地区の協力体制も大切になることとございます。その後、国への要望や地元説明会とステップを踏んで進んでいくこととなります。

地籍調査は、土地に関する地籍の明確化に対する一つの解決方法となりますが、この事業については地元の協力体制が欠かせないことから、十分に協議をしてから取り組むこととしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 名泉郷については、個別のケースは言えないということですが、実際今まで現地へ行って見てもいるわけですよ。公図とずれがあるという認識はあるんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどのご質問、関係部署がまたがるものであり、県、法務局なども立会いしております。そういったこととございますので、また地権者の思いといったものもあると思いますので、この場での答弁は控えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 今ここでは言えないちゅうことですが、十分分かっているというふうに思います。

先ほど説明ありましたが、地籍調査やってきちっと修正をしようと思うと、誰かその地域の人一人だけがいろいろ言っている、それではできないと。地域全

体の利害関係者全部の同意がないとできないということですが、それはそれで、苦情を言っておられる方にも、そういう方向で努力はしてもらわないかなというふうに思いますけれども、市としてもですね、十分ずれがあるということは分かっているというふうに思いますから、それを是正するという方向で、そういう地域、利害関係者の同意を取り付けて修正するという方向で努力をしていただきたいなというふうに思いますけど、市長もこの問題はよくご存じだと思うんですけども、市長のお考えはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 今、両部長がお答えしたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) ぜひ、もう市長も部長もよく実情は分かっておられるというふうに思いますので、少しでも修正が進むように努力をしていただきたいなというふうに思います。

一つ目の質問については、以上で終わりにします。

二つ目の問題ですが、前にもちょっと取り上げたことがあると思いますが、刈安山の整備についてでございます。

最近、刈安山山頂付近でキャンプをする方が大変増えておられます。ところが、あそこには俳句の道というものがあまして、俳句の句碑が立っております。そういうところにもどんどんテントが張られて、キャンプをやられるというようなことが起こっております。

俳句の句碑は十数基あると思いますが、3基ぐらいは、私が見てきたところではもう倒されてしまっております。

この刈安山の管理責任ちゅうか、管理ちゅうのはどうなっているのかなということをお伺いしたいと思います。管理責任はどこにあるのか、実際、管理はどのようにして行われているのか。

刈安山からの、最近ですね、頂上付近とか、劔岳文化共栄会がやったと思いますが、木を全部切りまして、非常に見晴らしがすばらしいものになっております。ますます多くの市民がキャンプやハイキングに来られるようになっておりますが、本当に安全に自然を楽しんでいただくというためには、もう少し整備をする必要があるというふうに思います。その点についても市の考えをお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 1点目の刈安山の管理責任はどこか、また管理は適切に行われているのかについてお答えをいたします。

刈安山森林自然公園の管理は、観光振興課で行っております。

ご質問の句碑ですが、設置総数24基、転倒していた句碑が4基、そのうち人力で復旧できた数が1基でございます。3基は転倒したままの状況でございます。人力で復旧できないものは重機が必要となります。

句碑は市の所有物件ではないことから、句碑が転倒していることにより、公園を管理する上で支障となる場合は、原則、所有者に復旧を依頼することになります。

なお、所有者への連絡調整には時間がかかることが見込まれ、かつ利用者に危険が生じているなど急を要する場合には、公園管理者である市が復旧することも想定されます。

しかしながら、現在は、句碑が転倒していることにより公園管理上支障となっておらず、また、市の所有物でもないため、復旧費用の予算化は現在困難であると考えております。

次に、2点目の刈安山にハイカーやキャンパーが増えているが、山頂付近の整備をとのご質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、刈安山からの眺望は素晴らしいものがあるため、展望台には案内看板を設置したり、眺めを阻害してきた樹木の伐採をしたりなど整備を行ってきております。

刈安山自然公園内は、水道、トイレが完備されているため、最近キャンパーが増えてきております。令和4年度の整備費の実績としまして、草刈りやトイレ清掃、水道の水質検査、それから給水設備の修繕などの費用として56万5,000円と、当公園を安全に利用していただくため適切な管理を行ってしております。

今後も、多くの利用者に安全に楽しく自然と触れ合ってもらえるよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 今の答弁です、句碑の問題ですが、市のものではないと。個人のものやちゅうことです。倒れていても、市として復旧するわけではないと。

しかし、これはこのままほっとくんやっという答弁に聞こえるんですけど、これはちょっとおかしいんじゃないかなと。やっぱり見た目もよくないですし、私は、できれば、まだ今きちんと立っているものを含めて、ちょっともう少しキャンプするような場所から少し移転をしてですね、キャンプ、もっとしやすいようにしたほうがいいんじゃないかなと。何かちょうど、テント張りやすいようなところでずっと句碑が立ってるんですね。ですから、それはちょっと、そういう点も含めて考えていただきたいなと。

これ、移転をするとなると、個人のものやというと、個人から出してしてもらわないかんちゅうことになるのかなと思いますけど、それもちょっといかがなものかなちゅう気もするんですけど、やっぱり刈安山全体をもう少し整備するという観点で、どうしたらいいかと。句碑だけの問題ではなくて、含めて検討して、必要ならば、市としても幾らか費用も出してきちんと整備するというふうにするべきではな

いかなというふうに思っておりますが、その点についてはいかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) ただいまの質問にお答えします。

今現在、刈安山はキャンプ場として公に貸出しはしておりません。自然を楽しむ、どちらかという上級者のキャンプ者が利用しているような場所かなという認識でございます。

その中で、いろいろ、今句碑が立っているところについてもちょっと傾斜があるような、ウォーキング、風谷峠とかそちらのほうへウォーキングを楽しむ方が利用する、通っていくような場所かなというような認識であります。

キャンプの、今テントを張られている、増えていますので、そういうところにも張られているのかもしれませんが、そこについては、自然の中でキャンプを楽しんでいただく方が利用されているのかなという認識でございます。

また、句碑の移転につきましては、これについては、場所等々もあると思えますけれども、今のところ、その句碑をよそに移して、キャンプ場としてテントを張れるような整備ということは考えてございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) もう一つ、あそこに、一昨年ぐらいまで、そばを土日に売っておいりましたが、あの建物の所有権とか管理ちゅうのはどうなってますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 建物、それからあずまやとか整備してございますけど、その管理等は市のほうでしておりますので、うちの今管理している所有物だと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) あの建物、今何も使われてないんですね。そこらもどうするかということも含めて、ぜひ刈安山、頂上の反対側というか、白山比咩神社がある、あそこらまで含めて、どういうふうに整備していくか。私は、キャンプ場ならキャンプ場っちゅうことできちっとするのも一つの手だとは思いますが、そこら辺についてぜひ検討をしていただいて、本当に多くの方がもっと自然を楽しめる場となるようにしていただきたいなというふうに思いますけども、そこらについて、市長、お考えがありましたらお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 議員おっしゃるように、私も刈谷山からの眺め、眺望は大変すばらしいものだと思っておりますし、それを阻害してました雑木なんかを全部きれい

に取りまして、私も山開きのときには拝見させていただきました。あれを何とかあ
わら市の観光の一助としてぜひ取り組んでいきたいなという思いでございますが、
地元とのいろいろ話も詰めていかないかんこともありますので、今後しっかり検討
させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) ご承知だと思いますけど、丸岡の竹田は、キャンプ場としても
かなりたくさんお客が来ております。ちょっと竹田とのつながり、立派な林道もで
きておりますし、だから、そこらも含めて、ぜひ刈安山周辺の整備をどうするかと
いうことを前向きに検討していただいて、整備計画っちゅうのをぜひ作っていただ
きたいなというふうに思っておりますので、その点ぜひ、市長、前向きにお考えい
ただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

◎散会の宣言

○副議長(卯目ひろみ君) 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日から6月29日までは休会とします。休会中に付託されました案件につい
ては、それぞれの常任委員会において審査をお願いいたします。

なお、本会議は6月30日に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前10時34分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和5年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

第 1 1 6 回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

令和 5 年 6 月 3 0 日 (金)

午前 9 時 3 0 分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3 3 号 令和 5 年度あわら市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 3 議案第 3 4 号 令和 5 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第 3 5 号 あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 6 号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 8 号 市道路線の認定について
- 日程第 7 議案第 3 9 号 市道路線の変更について
- 日程第 8 議案第 4 0 号 令和 5 年度あわら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 請願第 1 号 刑事訴訟法の再審規定 (再審法) の改正を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第 1 0 請願第 2 号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第 1 1 請願第 3 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 1 2 発議第 5 号 食料・農業・地域政策確立に関する意見書
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 議長の選挙
- 追加日程第 3 副議長辞職の件
- 追加日程第 4 副議長の選挙
- 日程第 1 3 常任委員の選任
- 日程第 1 4 議会運営委員の選任
- 追加日程第 5 広報編集特別委員の辞任
- 追加日程第 6 広報編集特別委員の選任
- 追加日程第 7 議会活性化特別委員の辞任
- 追加日程第 8 議会活性化特別委員の選任
- 追加日程第 9 環境対策調査特別委員の辞任
- 追加日程第 1 0 環境対策調査特別委員の選任
- 追加日程第 1 1 総合交通まちづくり調査特別委員の辞任

追加日程第 1 2 総合交通まちづくり調査特別委員の選任
追加日程第 1 3 坂井地区広域連合議会議員の選挙
追加日程第 1 4 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第 1 5 嶺北消防組合議会議員の選任
追加日程第 1 6 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任
追加日程第 1 7 議案第 4 1 号 あわら市監査委員の選任について
日程第 1 5 議員派遣の件

1. 閉議の宣告
1. 市長閉会挨拶
1. 議長閉会挨拶
1. 閉会の宣告

出席議員（15名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	13番	笹原幸信
14番	山川知一郎	15番	北島登
16番	卯目ひろみ		

欠席議員（1名）

12番 八木秀雄

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	大角勇治	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	西川秀和	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	渡邊清宏	事務局長補佐	吉田さゆり
主事	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（山田重喜君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の出席議員数は、15名であります。

12番、八木秀雄君は欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

○議長（山田重喜君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山田重喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、平野時夫君、9番、毛利純雄君の両名を指名します。

◎議案第33号及び議案第34号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第2、日程第3を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査を願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） おはようございます。

予算決算常任委員長報告をいたします。

予算決算常任委員会に付託されました案件の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案第33号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第2号）所管事項、議案第34号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、二つの分科会を設置し、6月22日に総務厚生分科会、23日には産業建設教育分科会を開催いたしました。各分科会におきましては、所管事項について慎重に調査いたしました。

これを受けまして、29日に委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査を進めた結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

まず、議案第33号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第2号）所管事項について、主な質疑を所管課ごとに申し上げます。

初めに、政策広報課所管について申し上げます。

休校利活用事業の319万円の増額については、委員からは、地域住民の活動拠点づくりに関する方針を決めてから休校利活用を進めていく視点が大切なのではないかとの問いがあり、理事者からは、休校となっている小学校は地域住民の活動拠点として重要な役割を果たすと考えており、制度や活動スペースの規模などの議論

は、地域住民も参画する検討委員会で考えていきたいとの答弁がありました。

このほか委員からは、検討に当たって第三者の意見を取り入れることは非常によいが、あわら市や地区の課題にしっかり向き合ってくれる人選が重要であるとの意見がありました。

次に、市民課所管について申し上げます。

戸籍住民基本台帳経費の106万1,000円の増額について、委員からは、窓口証明書発行業務のキャッシュレス決済は、本庁のほか、芦原分室にも導入するのかなどの問いがあり、理事者からは、芦原分室にも導入予定であるとの答弁がありました。

次に、生活環境課所管について申し上げます。

市営駐車場管理経費の50万9,000円の財源更正について、委員からは、市営駐車場のキャッシュレス対応はクレジットカードも使えるようになるのかなどの問いがあり、理事者からは、クレジットカードに対応するほか、交通IC系カードの対応も検討している。ただし、QRコード決済は機器が未対応であるとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。

低所得者世帯支援給付金事業の5,756万6,000円の増額について、委員からは、まず、住民税非課税世帯に対するプッシュ型の給付が始まり、支給申請が必要な家計急変世帯も含めると10月までに全ての給付が終わるのかなどの問いがあり、理事者からは、最も早く7月下旬の給付を目指しており、8月までには1回目の給付を終えたい。要綱の仕様にもよるが、住民税非課税世帯への給付が終わり次第、すぐに家計急変世帯への給付に取り組むことを考えて、10月までには給付予定としているとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

区道整備事業補助金の45万6,000円の増額について、委員からは、区から提出された工事に関する見積書の金額が適正かどうかを市は審査しているのかなどの問いがあり、理事者からは、提出された見積書を基に、公共事業であればどの程度のお金になるのかを試算している。また、試算の結果、金額が適正かについても区に伝えているとの答弁がありました。

次に、上下水道課所管について申し上げます。

都市排水路水位計、監視カメラ設置事業の100万円の増額について、委員からは、どのような目的で排水機場に監視カメラを設置するのかなどの問いがあり、理事者からは、水位表を現場に置いて目視で確認する代わりに監視カメラを通して確認をすることで、迅速な判断や対応を行うためとの答弁がありました。また理事者からは、監視カメラに併せて設置している水位計や雨量計からデータを取得、蓄積させながら、今後の対応をしていくとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

松くい虫被害総合対策事業の委託料110万円の増額について、委員からは、日

本女子オープンゴルフ選手権に向けて、空撮による放送も想定し、地上からだけではなく、ドローンなどで上空からも被害を確認してはどうかとの意見があり、理事者からは、今年度に被害が発生した箇所もあると思うため、十分な現地確認を行った上で対応していきたいとの答弁がありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。

あわら温泉湯のまち広場管理経費の修繕料110万円の増額については、委員からは、足湯内に設置する映像機器何台分の予算なのかとの問いがあり、理事者からは、1台分の予算であるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、なぜ映像機器1台分にこれほどの費用が必要なのかとの問いがあり、理事者からは、湿度にも強い、特異性のある映像機器であるとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

道徳教育総合推進事業の10万円の増額について、委員からは、この事業による道徳教育を中学校では実施しないのかとの問いがあり、理事者からは、小中学校の公立学校を対象とする県の委託事業であり、採択されている学校は県内で15校と決まっているため、今回は金津小学校で実施することを計画しているとの答弁がありました。

なお、そのほかの所管課については、特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案第34号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）については、特段の質疑はありませんでした。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（山田重喜君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、日程第2から日程第3までの討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 議案第33号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第33号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成全員です。

したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第34号、令和5年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第34号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成全員です。

したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第35号から議案第39号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第4から日程第7までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

○議長（山田重喜君） 最初に、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 総務厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月22日、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第35号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを慎重に審査いたしました。

審査の結果、本案は所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、請願については、挙手採決の結果、請願第1号は不採択、請願第2号は趣旨採択、請願第3号は不採択とすべきものと決しました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第35号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げま

す。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書等の交付を行うため、所要の改正を行うものです。

委員からは、電子証明書機能を利用するために、スマートフォンに新たにアプリなどを入れる必要があるのかとの問いがあり、理事者からは、マイナンバーカードをマイナポータルアプリにかざすことで、スマートフォンに電子証明書機能を搭載することができるとの答弁がありました。

次に、請願第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願、請願第3号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願について申し上げます。

請願第1号から請願第3号について、委員からの特段の意見はありませんでした。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果を申し上げます、報告といたします。

○議長（山田重喜君） 続きまして、産業建設教育常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 産業建設教育常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月23日、市長、副市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第36号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、議案3件について慎重に審査いたしました。

審査の結果、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また委員から、学校給食無償化の早期実現を求める意見書を提出する提案があり、協議の結果、継続審査とすることに決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項を申し上げます。

まず、議案第36号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、劔岳公民館の改修工事に伴い、部屋名を変更する等、所要の改正を行うものです。

委員からの特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第38号、市道路線の認定について申し上げます。

本案は、道路区域の見直しに伴い、市道田中々二面線と市道芦原金津線を連絡する歩行者の専用道路、歩道橋を市道路線として認定するものです。

委員からは、歩道橋が非常に劣化しているが、補修の見込みや計画はあるのかとの問いがあり、理事者からは、国の補助金を活用して歩道橋の点検を実施し、補修

箇所をしっかりと判断した上で、計画にのっとって補修を行っていくとの答弁がありました。

次に、議案第39号、市道路線の変更について申し上げます。

本案は、あわら湯のまち駅北側ロータリーに係る道路区域の見直しに伴い、市道路線の一部を変更するものです。

委員からは、これまで誰がロータリーの内の道路を管理していたのかとの問いがあり、理事者からは、市道ではなかったが、一連の道として、市が路面の補修などを行ってきたとの答弁がありました。

最後に、学校給食無償化の早期実現を求める意見書の提出に関する協議の過程について申し上げます。

本件は、国に学校給食無償化の早期実現を求めるものであり、意見書の提出に当たって、議員発議により、本会議に上程するかを協議いたしました。

委員からは、学校給食は教育の一部であり、現在はふるさとサポート基金を財源に給食費の半額を支援しているが、骨太の方針でも学校給食無償化を訴えており、国に一石を投じるためにも、意見書を提出してはどうかとの意見がありました。

これに対して、全国市議会議長会を通して意見書を出さなければ実現性が非常に低いのではないかといった意見や、給食無償化の議論をもっと進めてからであれば意見書の有効性があるのではないかといった意見がありました。

また、無償化には賛成だが、もろ手を挙げて全額無償化には賛成できないとの意見や、全国市議会議長会と足並みをそろえることが必要であるといった意見もあったことから、本件については継続審査として、次期産業建設教育常任委員長への申し送り事項とすることに決しました。

以上、産業建設教育常任委員会の報告といたします。

○議長（山田重喜君） これより、各常任委員長の報告に対する総質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、日程第4から日程第7までの討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 議案第35号、あわら市印鑑の登録及び証明に関する条例及びあわら市個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第35号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成全員です。

したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第36号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第36号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成全員です。

したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第38号、市道路線の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第38号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成全員です。

したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 議案第39号、市道路線の変更について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、議案第39号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。
(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成全員です。

したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第40号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第8、議案第40号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

○議長（山田重喜君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（山田重喜君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第40号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

議案第40号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ7,860万円を追加し、予算の総額を148億668万9,000円とするものであります。

それでは、歳出についてご説明します。

まず、民生費では、障害者福祉費で、障がい者福祉施設に対する物価高騰対策支援金484万6,000円、老人福祉総務費で、高齢者福祉施設に対する物価高騰対策支援金1,459万6,000円、こども園費で、私立認定こども園に対する物価高騰対策支援事業補助金605万6,000円を計上いたしております。

商工費では、観光費で、西口賑わい施設、カフェレストラン等整備に係る経費として3,088万8,000円を計上いたしております。

土木費では、道路橋梁総務費で、道の駅第3駐車場整備に係る経費として2,221万4,000円を計上いたしております。

次に、主な歳入についてご説明します。

まず、国庫支出金では、総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,274万9,000円を計上いたしております。

県支出金では、民生費県補助金で、物価高騰対策支援事業補助金1,274万9,000円を計上いたしております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山田重喜君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） ただいま議題となっています議案第40号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 異議なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） これより、討論に入ります。
- 議長（山田重喜君） 議案第40号、令和5年度あわら市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。
- 議長（山田重喜君） これより、議案第40号を採決します。
- 本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

- 議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 議長（山田重喜君） 賛成全員です。
- したがって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎請願第1号から請願第3号の一括上程・討論・採決

- 議長（山田重喜君） 日程第9から日程第11までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。
- 議長（山田重喜君） 日程第9、請願第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願について、討論はありませんか。
- （「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。
- 14番（山川知一郎君） ただいまの請願について、賛成の討論をさせていただきたいと思えます。

罪を犯していない人が、誤った捜査、裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全て、甚だしい場合は死刑によって命さえ奪われる冤罪は、国家による最大の人権侵害であり、速やかに救済しなければなりません。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態があります。

福井でも、福井女子中学生殺人事件が2022年10月に第2次再審請求を提出しています。犯人とされている前川さんは、一度も自白しないまま、1審では無罪となりましたが、上級審では逆転し有罪が確定し、服役をした後、冤罪を晴らすために再審請求をしていますが、既に事件から35年の年月が経過しております。前

川さんの人生は、このことで全く意味がないというか、人間らしく生きられる、生きるということを奪われております。

このような再審の状況を踏まえて、日本弁護士連合会も、再審法改正を求める決議を全員一致で採択しております。また、国民の中からも、冤罪犠牲者を早期に救済するために、再審法の改正を求める市民運動が起こっております。

ぜひ、議員各位にもこのことをご理解いただき、この請願を採択していただきますように心からお願いするものでございます。

今年、先月でしたか、6月、今月ですが、鹿児島で大崎事件というのがありますが、この犯人とされている原口アヤ子さんは95歳ですが、今まで1次、2次、3次の再審請求を行って、今、第4次の再審請求を行っておりますが、既に地裁、高裁、最高裁で11回の請求が行われておりますが、地裁で2か所、高裁で1か所再審を認めるということになりましたが、今月に出た福岡高裁の判決は、また再審を認めないと。

こういうことに、もう一生振り回されて、人生台無しという状況も幾つも起こっております。

こういうことをなくすために、ぜひ、議員各位のご理解と採択を心からお願いするものでございます。

○議長（山田重喜君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） これで討論を終わります。

○議長（山田重喜君） これより、請願第1号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。

請願第1号を採択とすることに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成少数です。

したがって、請願第1号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出を求める請願は、不採択とすることに決定しました。

○議長（山田重喜君） 日程第10、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める請願について討論をさせていただきますが、昨年も同じような請願が提出

されて、昨年も趣旨採択というふうになったと思いますが、今回も委員会では趣旨採択ということでございますが、昨年も申し上げましたけれども、本当に、保育をめぐる環境を改善するということは今、喫緊の課題だと。

昨年も申し上げましたが、保育所の職員配置の最低基準っちゅうのが、1、2歳児は1967年から56年間変わっておりません。4、5歳児、4歳児、5歳児についても1948年に基準が定められてから75年間、一度も見直されておりません。世界的に見ても、もう異常な状態と言わなければならないというふうに思います。

こういう状況の中で、保育士は大変厳しい労働条件に直結し、いろんな保育の事故なども起こっております。

本年4月に発足したこども家庭庁の予算に、4、5歳児の配置を30対1から25対1にするための補助が盛り込まれました。しかし、対象となる施設は定員が121人以上ということで、保育士の平均勤続年数が12年以上というのが条件。こういう条件に当てはまる保育園は、全国では僅か4%しかございません。

こういうことでは、いつまでたってもこの保育の改善というのはいけないというふうに思いますので、ぜひ、こういう、もう50年、70年、もうずっと同じ基準が続いてる、このような状況を改善するために、ぜひ、議員各位のご理解と請願の採択を心からお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田重喜君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） これで討論を終わります。

○議長（山田重喜君） これより、請願第2号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は趣旨採択であります。

請願第2号を趣旨採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成多数です。

したがって、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願は、趣旨採択とすることに決定しました。

○議長（山田重喜君） 日程第11、請願第3号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める請願について、賛成の討論をさせていただきますが、もうこの件は、今までにも請願が出されております。

残念ながら、不採択ということになっておりますが、今月23日から県内で原水爆禁止国民平和行進というのが行われておりまして、この議員の中からも、何人かの方がこの平和行進に激励においでをいただきまして、感謝をしております。また、市長からも激励の挨拶をいただいております。

広島、長崎に原爆が投下されてから、もう78年になります。2017年の7月に、国連で123か国が賛成をして、核兵器禁止条約が採択をされました。現在、92の国がこれに署名をし、68か国が批准をしております。

もう言うまでもなく、核兵器は非人道的な兵器であります。国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法、どれにも反するもので、絶対に認められるものではありません。

核兵器禁止条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっております。

今、ロシアによるウクライナ侵攻が続いておりまして、ロシアのプーチン大統領は、核兵器を使用することもあり得るといふ脅しをかけております。こういう状況の中で、唯一の被爆国である日本がこの条約に率先して参加をし、世界に向かって核兵器なくせということと呼びかけるというのは、大変重要であるといふふうに思っております。

ぜひ、議員各位のご理解とご賛同を心からお願いするものでございます。

○議長（山田重喜君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） これで討論を終わります。

○議長（山田重喜君） これより、請願第3号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。

請願第3号を採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成少数です。

したがって、請願第3号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

◎発議第5号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長（山田重喜君） 日程第12、発議第5号、食料・農業・地域政策確立に関する意見書を議題といたします。

○議長（山田重喜君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 議長のご指名がありましたので、発議第5号、食料・農業・地域政策確立に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

昨今の世界情勢の不安定化や、穀物や燃料等の価格高騰など、食料や資源の多くを海外に依存している我が国は、食料の安定供給リスクが顕在化しています。

また、生産現場においては、生産資材価格の高騰、高止まり等が農業経営に甚大な影響を及ぼす一方で、国産農畜産物への価格転嫁が進まず、生産基盤の弱体化に拍車をかける危機的な状況が続いています。

つきましては、農業者が将来展望を持って生産に取り組むことができ、農業所得のさらなる向上と食料安全保障の強化が図られるよう、政府及び関係当局に対して強く要請するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので、よろしく願います。

○議長（山田重喜君） 本案に対する質疑を許可します。

○議長（山田重喜君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 質疑なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（山田重喜君） 発議第5号、食料・農業・地域政策確立に関する意見書について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 討論なしと認めます。

○議長（山田重喜君） これより、発議第5号を採決します。

本案を、提案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（山田重喜君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田重喜君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（山田重喜君） 賛成全員です。

したがって、発議第5号、食料・農業・地域政策確立に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（山田重喜君） 暫時休憩をいたします。再開は10時半といたします。

（午前10時18分）

○副議長（卯目ひろみ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○副議長（卯目ひろみ君） 議長、山田重喜君から、議長の辞職願が提出されました。

○副議長（卯目ひろみ君） お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加して、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（卯目ひろみ君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、山田重喜君の退場を求めます。

（議員退場）

○副議長（卯目ひろみ君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 事務局長。

○事務局長（渡邊清宏君） 朗読いたします。令和5年6月30日。あわら市議会副議長、卯目ひろみ殿。

辞職願。このたび、一身上の都合により、議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

あわら市議会議長、山田重喜。

以上でございます。

○副議長（卯目ひろみ君） お諮りします。

山田重喜君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 異議なしと認めます。

したがって、山田重喜君の議長の辞職を許可することに決定しました。

○副議長（卯目ひろみ君） 暫時休憩いたします。

（午前10時33分）

○副議長（卯目ひろみ君） 再開いたします。

（午前11時05分）

○副議長（卯目ひろみ君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長(卯目ひろみ君) 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(卯目ひろみ君) ただいまの出席議員は、15名です。

○副議長(卯目ひろみ君) 次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、三上寛了君、2番、青柳篤始君の両名を指名します。

○副議長(卯目ひろみ君) 投票用紙を配付いたします。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長(卯目ひろみ君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 配付漏れなしと認めます。

○副議長(卯目ひろみ君) 投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(卯目ひろみ君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で被選挙人の氏名を記載の上、順次投票、お願いします。

○事務局長(渡邊清宏君) それでは、1番、三上寛了議員、2番、青柳篤始議員、3番、島田俊哉議員、4番、木下勇二議員、5番、北浦博憲議員、6番、堀田あけみ議員、7番、室谷陽一郎議員、8番、平野時夫議員、9番、毛利純雄議員、10番、吉田太一議員、11番、山田重喜議員、13番、笹原幸信議員、14番、山川知一郎議員、15番、北島 登議員、16番、卯目ひろみ議員。

(点呼投票)

○副議長(卯目ひろみ君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(卯目ひろみ君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

○副議長(卯目ひろみ君) これより、開票を行います。

○副議長（卯目ひろみ君） 三上寛了君、青柳篤始君、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（卯目ひろみ君） 選挙の結果を事務局長より報告いたさせます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 事務局長。

○事務局長（渡邊清宏君） それでは、選挙の結果をご報告させていただきます。

出席議員 15 名、投票総数 15 票、有効投票 11 票、無効投票 4 票。有効投票のうち、毛利純雄議員 10 票、山川知一郎議員 1 票。

以上のとおりでございます。

なお、この選挙の法定得票数は、3 票でございます。

以上です。

○副議長（卯目ひろみ君） ただいまの結果により、したがいまして、毛利純雄君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場解鎖）

○副議長（卯目ひろみ君） ただいま議長に当選されました毛利純雄君が議場にいらっしゃいますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○副議長（卯目ひろみ君） 議長に当選されました毛利純雄君からご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副議長（卯目ひろみ君） 9 番、毛利純雄君。

○議長（毛利純雄君） お許しをいただきまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただ今は荣誉あるあわら市議会議長に多くの皆様のご支持、ご選任を賜り、心からの感謝を申し上げます。私自身、限りなく光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。私は、議員各位のご理解、ご支援を得ることを念頭に置いて、円滑なる議会運営と、議会のさらなる活性化に努めてまいります。

我が国の地方自治の本旨は、議会と執行部は共に切磋琢磨して、社会福祉をはじめとして、市民生活の向上に努めていくという、いわゆる二元代表制にあると考えています。

したがいまして、あわら市議会におきましても、市長としっかりした議論を重ね、市民のための施策を実践していくことが、明日の地方自治発展につながるものと確信をしております。

本市におきましては、少子高齢化、人口減少が依然として厳しい状況ではございますが、来年春の新幹線開業を控えており、それらの状況を生かして、他府県よりの移住促進をはじめとして、定住人口増を目指し、活力と魅力にあふれた、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが、市民の皆様一致した願いであるものと認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様と共に頑張ってまいります所存でございます。

どうぞ今後とも議員の皆様の温かいご支援並びにご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からのお願いを申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（卯目ひろみ君） 暫時休憩いたします。

（午前11時26分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時27分）

○議長（毛利純雄君） 副議長、卯目ひろみ君から、副議長の辞職願が提出されました。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（毛利純雄君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、卯目ひろみ君の退場を求めます。

（議員退場）

○議長（毛利純雄君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 事務局長。

○事務局長（渡邊清宏君） それでは、朗読いたします。令和5年6月30日。あわら市議会議長、毛利純雄殿。

辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

あわら市議会副議長、卯目ひろみ。

以上でございます。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

卯目ひろみ君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、卯目ひろみ君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をします。

（午前11時29分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

○議長（毛利純雄君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（毛利純雄君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（毛利純雄君） ただいまの出席議員は、15名です。

○議長（毛利純雄君） 次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、島田俊哉君、4番、木下勇二君の両名を指名します。

○議長（毛利純雄君） 投票用紙を配付いたします。

投票は、単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（毛利純雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 配付漏れなしと認めます。

○議長（毛利純雄君） 投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（毛利純雄君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に記載台で被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

○事務局長（渡邊清宏君） それでは、1番、三上寛了議員、2番、青柳篤始議員、3番、島田俊哉議員、4番、木下勇二議員、5番、北浦博憲議員、6番、堀田あけみ議員、7番、室谷陽一郎議員、8番、平野時夫議員、10番、吉田太一議員、11番、山田

重喜議員、13番、笹原幸信議員、14番、山川知一郎議員、15番、北島 登議員、16番、卯目ひろみ議員、そして最後に9番、毛利純雄議員、自席でお願いいたします。

(点呼投票)

○議長（毛利純雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

○議長（毛利純雄君） 開票を行います。

○議長（毛利純雄君） 島田俊哉君、木下勇二君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長（毛利純雄君） 選挙の結果を事務局長から報告いたさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 局長。

○事務局長（渡邊清宏君） それでは、選挙の結果を報告させていただきます。

出席議員15名、投票総数15票、有効投票10票、無効投票5票。有効投票のうち、平野時夫議員10票。

以上のおりでございます。

なお、この選挙の法定得票数は、3票となっております。

以上です。

○議長（毛利純雄君） したがいまして、ただいま報告のとおり、平野君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解鎖)

○議長（毛利純雄君） ただいま副議長に当選されました平野君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（毛利純雄君） 副議長に当選されました平野君から、ご挨拶がございます。

○副議長（平野時夫君） ただいまは副議長の選任をいただきました平野でございます。

大変に重たいその責任職を私にやれということで、非常に緊張しておりますし、重い責任を全うする決意をここで新たにさせていただきたいと思っております。

私も、出身は勝山市ですけれども、あわら市、なかんずく金津に来まして38年半たっております。もう本当に、この身も心もあわら市民として、私はあわら市が大好きであります。この大好きなあわら市をますます発展させ、そして、福祉の向上に全力で、この責任を全うしてまいりたいと決意しております。

毛利議長をしっかりと支え、あわら市のために全力で働いてまいりますので、どうか議員各位の皆様、そして理事者の皆様、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、就任に当たり、一言ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思いを。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩いたします。

（午後0時08分）

○議長（毛利純雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後4時15分）

◎常任委員の選任

○議長（毛利純雄君） 日程第13、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務厚生常任委員に、島田俊哉君、北浦博憲君、堀田あけみ君、平野時夫君、私、毛利純雄、山田重喜君、八木秀雄君、山川知一郎君。

産業建設教育常任委員に、三上寛了君、青柳篤始君、木下勇二君、室谷陽一郎君、吉田太一君、笹原幸信君、北島 登君、卯目ひろみ君。

予算決算常任委員会に、三上寛了君、青柳篤始君、島田俊哉君、木下勇二君、北浦博憲君、堀田あけみ君、室谷陽一郎君、平野時夫君、吉田太一君、山田重喜君、八木秀雄君、笹原幸信君、山川知一郎君、北島 登君、卯目ひろみ君。

以上のおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩します。

（午後4時17分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時17分）

○議長（毛利純雄君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 局長。

○事務局長（渡邊清宏君） 休憩中の各常任委員会におきまして、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

総務厚生常任委員長に、北浦博憲議員、同じく副委員長に、堀田あけみ議員。
産業建設教育常任委員長に、青柳篤始議員、同じく副委員長に、木下勇二議員。
予算決算常任委員長に、平野時夫議員、同じく副委員長に、北浦博憲議員が選任
されました。

以上のとおりであります。

◎議会運営委員の選任

○議長（毛利純雄君） 日程第14、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長に
おいて、青柳篤始君、島田俊哉君、北浦博憲君、室谷陽一郎君、平野時夫君、山田重
喜君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定
しました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩します。

（午後4時19分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時19分）

○議長（毛利純雄君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 局長。

○事務局長（渡邊清宏君） 休憩中の議会運営委員会において、正副委員長の互選が行
われました。その結果をご報告いたします。

議会運営委員長に、山田重喜議員、同じく副委員長に、室谷陽一郎議員が選任さ
れました。

以上のとおりであります。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をします。

（午後4時20分）

○議長（毛利純雄君） 会議を再開いたします。

（午後4時20分）

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

広報編集特別委員より辞任の申出がなされておりますので、委員会条例第14条
の規定により、広報編集特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎広報編集特別委員の辞任

○議長(毛利純雄君) 追加日程第5、広報編集特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、広報編集特別委員、青柳篤始君、卯目ひろみ君の退場を求めます。

(議員退場)

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

広報編集特別委員、青柳篤始君、卯目ひろみ君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員、青柳篤始君、卯目ひろみ君の辞任を許可することに決定しました。

(議員入場)

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

ただいまの広報編集特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎広報編集特別委員の選任

○議長(毛利純雄君) 追加日程第6、広報編集特別委員の選任を議題とします。

2名が欠員となっております広報編集特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、堀田あけみ君、山川知一郎君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

議会活性化特別委員より辞任の申出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、議会活性化特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

◎議会活性化特別委員の辞任

○議長(毛利純雄君) 追加日程第7、議会活性化特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議会活性化特別委員、島田俊哉君、卯目ひろみ君の退場を求めます。

(議員退場)

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

議会活性化特別委員、島田俊哉君、卯目ひろみ君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員、島田俊哉君、卯目ひろみ君の辞任を許可することに決定しました。

(議員入場)

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

ただいまの議会活性化特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、議会活性化特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

◎議会活性化特別委員の選任

○議長(毛利純雄君) 追加日程第8、議会活性化特別委員の選任の件を議題とします。

2名が欠員となっております議会活性化特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、北浦博憲君、堀田あけみ君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会活性化特別委員に選任することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩します。

（午後4時30分）

○副議長（平野時夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時31分）

○副議長（平野時夫君） お諮りします。

環境対策調査特別委員より辞任の申出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、環境対策調査特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（平野時夫君） 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

◎環境対策調査特別委員の辞任

○副議長（平野時夫君） 追加日程第9、環境対策調査特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、環境対策調査特別委員、北浦博憲君、毛利純雄君の退場を求めます。

（議員退場）

○副議長（平野時夫君） お諮りします。

環境対策調査特別委員、北浦博憲君、毛利純雄君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（平野時夫君） 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員、北浦博憲君、毛利純雄君の辞任を許可することに決定しました。

（議員入場）

○副議長（平野時夫君） お諮りします。

ただいまの環境対策調査特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、環境対策調査特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（平野時夫君） 異議なしと認めます。

したがって、環境対策調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

◎環境対策調査特別委員の選任

○副議長（平野時夫君） 追加日程第10、環境対策調査特別委員の選任の件を議題とします。

2名が欠員となっております環境対策調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、三上寛了君、八木秀雄君を指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（平野時夫君） 異議なしと認めます。

したがって、指名したとおり、環境対策調査特別委員に選任することに決定しました。

○副議長（平野時夫君） 暫時休憩いたします。

（午後4時36分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後4時37分）

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

総合交通まちづくり調査特別委員より辞任の申出がなされておりますので、委員会条例第14条の規定により、総合交通まちづくり調査特別委員の辞任について日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、総合交通まちづくり調査特別委員の辞任を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

◎総合交通まちづくり調査特別委員の辞任

○議長（毛利純雄君） 追加日程第11、総合交通まちづくり調査特別委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、総合交通まちづくり調査特別委員、三上寛了君、八木秀雄君から辞職願が提出されました。三上寛了君の退場を求めます。

（議員退場）

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

総合交通まちづくり調査特別委員、三上寛了君、八木秀雄君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、総合交通まちづくり調査特別委員、三上寛了君、八木秀雄君の辞任を許可することに決定しました。

(議員入場)

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

ただいまの総合交通まちづくり調査特別委員の辞任により、委員に欠員が生じたので、総合交通まちづくり調査特別委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、総合交通まちづくり調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

◎総合交通まちづくり調査特別委員の選任

○議長（毛利純雄君） 追加日程第12、総合交通まちづくり調査特別委員の選任を議題とします。

2名が欠員となっております総合交通まちづくり調査特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、北浦博憲君、山田重喜君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、総合交通まちづくり調査特別委員に選任することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩します。

(午後4時41分)

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時41分)

○議長（毛利純雄君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 局長。

○事務局長（渡邊清宏君） 休憩中の各特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。

広報編集特別委員会委員長に、平野時夫議員、副委員長に、堀田あけみ議員。

議会活性化特別委員会委員長に、三上寛了議員、副委員長に、青柳篤始議員。

環境対策調査特別委員会委員長に、山川知一郎議員、副委員長に、三上寛了議員。

総合交通まちづくり調査特別委員会委員長に、島田俊哉議員、副委員長に、室谷陽一郎議員が選任されました。

以上のおおりであります。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

坂井地区広域連合議会議員、三上寛了君、島田俊哉君、木下勇二君、北浦博憲君の辞職により、4名の欠員が生じたので、坂井地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、坂井地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 北浦議員。

(「木下議員も広域連合の議員ではなかったと思うんですけど」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) すみません、暫時休憩。

(午後4時43分)

○議長(毛利純雄君) すみません、大変失礼しました。それでは、会議を再開させていただきます。

(午後4時46分)

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

先ほど坂井地区広域連合議会議員、三上寛了君、島田俊哉君、木下勇二君、それに北浦博憲君と申しましたが、北浦議員につきましては辞職しておりませんので、これは訂正させて……

(「議長、木下勇二議員も広域連合の議会議員ではなかったのでご確認ください」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 暫時休憩します。失礼します。

(午後4時47分)

○議長(毛利純雄君) 大変失礼しました。それでは、休憩前に引き続き会議を再開させていただきます。

(午後4時53分)

○議長(毛利純雄君) 先ほどお諮りしましたのを、再度それを訂正させていただきますので、再度申し上げます。

坂井地区広域連合議会議員、三上寛了君、島田俊哉君の辞職により、2名の欠員が生じたので、坂井地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、坂井地区広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

◎坂井地区広域連合議会議員の選挙

○議長（毛利純雄君） 追加日程第13、坂井地区広域連合議会議員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 坂井地区広域連合議会議員に、平野時夫君、八木秀雄君を指名いたします。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

ただいま指名した平野時夫君、八木秀雄君を坂井地区広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました平野時夫君、八木秀雄君が坂井地区広域連合議会議員に当選されました。

○議長（毛利純雄君） ただいま坂井地区広域連合議会議員に当選されました平野時夫君、八木秀雄君が議場におられますので、本席より会議規則第32号第2項の規定により告知します。

（「八木議員いないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） あっ、すみません、大変失礼しました。八木議員欠席でございますので、平野時夫君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

（「議長、すみません、確認なのですが」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 北島議員。

○15番（北島 登君） 北浦さんはそのまま広域連合にいたんですかね。

（「そう」と呼ぶ者あり）

○15番（北島 登君） ならいいです。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員、平野時夫君の辞職により、1名の欠員が生じたので、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、

議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

◎福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（毛利純雄君） 追加日程第14、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に、島田俊哉君を指名します。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

ただいま指名しました島田俊哉君を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました島田俊哉君が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長（毛利純雄君） ただいま福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました島田俊哉君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

嶺北消防組合議会議員、堀田あけみ君、山田重喜君、八木秀雄君の辞職により、3名の欠員が生じたので、嶺北消防組合議会議員の選任を日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、嶺北消防組合議会議員の選任を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

◎嶺北消防組合議会議員の選任

○議長（毛利純雄君） 追加日程第15、嶺北消防組合議会議員の選任を議題とします。

選任の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 嶺北消防組合議会議員に、三上寛了君、北浦博憲君、木下勇二君を指名します。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

ただいま指名しました三上寛了君、北浦博憲君、木下勇二君を嶺北消防組合議会議員に選任することにご異議ありませんか。

○議長（毛利純雄君） すみません、暫時休憩。

（午後5時01分）

○議長（毛利純雄君） 大変失礼しました。休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。

（午後5時03分）

○議長（毛利純雄君） 嶺北消防組合議会議員に、三上寛了君、北浦博憲君、そして先ほど木下勇二君と申し上げましたが、木下勇二君を訂正させていただきます、私、毛利を指名します。すみません。大変申し訳ありません。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

ただいま指名しました三上寛了君、北浦博憲君、私、毛利を嶺北消防組合議会議員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました三上寛了君、北浦博憲君、私、毛利を嶺北消防組合議会議員に選任することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） ただいま嶺北消防組合議会議員に選任されました三上寛了君、北浦博憲君、私、毛利が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の北島 登君の辞職により、1名の欠員が生じたので、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任を日程

に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任の件を日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

◎福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任

○議長(毛利純雄君) 追加日程第16、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員の選任を議題とします。

選任の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

○議長(毛利純雄君) 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に、平野時夫君を指名します。

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

ただいま指名しました平野時夫君を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました平野時夫君を福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に選任にすることに決定しました。

○議長(毛利純雄君) ただいま福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会議員に選任されました平野時夫君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知します。

◎議案第41号の上程・提案理由説明・採決

○議長(毛利純雄君) 本日、市長から議案第41号、監査委員の選任についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、北島 登君の退席を求めます。

(議員退場)

○議長(毛利純雄君) 本案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) ただいま上程されました議案第41号、あわら市監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、市議会議員から選出した監査委員である笹原氏より委員辞任の申出があり、これを承認いたしましたので、その後任の監査委員として北島 登議員を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

北島氏は、人格が高潔で、行政運営に関し優れた識見を有し、監査委員として適任であると思われますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(毛利純雄君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長(毛利純雄君) 賛成多数です。

したがって、議案第41号、あわら市監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

北島 登君、入場してください。

(議員入場)

◎議員派遣の件

○議長(毛利純雄君) 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（毛利純雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
これにて、会議を閉じます。

◎市長閉会挨拶

○議長（毛利純雄君） 市長より発言の申出がありますので、これを許可します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、6月9日の開会以来、22日間にわたり、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただきました。また、全ての議案について妥当なご決議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび就任されました毛利議長、平野副議長には心からお祝いを申し上げますとともに、正副議長をはじめ、各委員等に就任されました議員各位におかれましては、これまでにも増して、ご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

また、これまで市政発展のために大変ご尽力いただきました山田前議長をはじめ、委員会等の役員を務められました議員各位に対し、深く感謝の意を表する次第であります。

今後、新幹線開業を機運としたにぎわいの創出、移住定住施策や子育て施策などの人口減少対策、DXやSDGsの推進など、市の抱える重要課題について、議員の皆様と一丸となり、スピード感を持って取り組んでいくことが市政発展のために極めて重要だと考えております。

引き続き、まちづくりの主役である市民の皆様の声に耳を傾け、力を合わせながら、住みよいまちづくり、未来に向けたまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、天気の変り変わりが激しい日が続きますが、ご参会の皆様方には、くれぐれも健康にご留意いただき、引き続き本市の発展のため、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

○議長（毛利純雄君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

今回の議会の議長に選任をいただきまして、大変光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いがいたしております。

また、ただいま大変不慣れな私の議事運営で、皆様方に大変ご迷惑をかけたことを深くおわびを申し上げます。

これからあわら市の議会の議長として、皆様共々、あわら市発展のために一生懸命に取り組んでまいりますので、今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。一言ご挨拶に代えさせていただきますと思います。あり

がとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（毛利純雄君） これをもって、第116回あわら市議会定例会を閉会します。
(午後5時14分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和5年 月 日

旧議長

旧副議長

新議長

新副議長

署名議員

署名議員